

を拝命いたしました。

内外ともに解決すべき課題が多い中、引き続き財政金融政策の運営の任に当たることとなり、その責任の重大さを改めて痛感いたしております。今後とも政策運営に遺漏なきよう全力を尽くしてまいりますので、よろしく御指導をお願いいたします。

今後における財政金融政策の基本的な考え方につきましては、先般の財政演説において所信を申し述べたところでありますが、本委員会において重ねて所信の一端を申し述べ、委員各位の御理解と御協力をお願い申し上げます。

まず、最近の内外経済情勢について申し述べます。現在、我が国経済は、物価が安定する中で、内需を中心とした自律的拡大を続けております。設備投資は増勢を続けており、個人消費も堅調に推移するなど、民間需要は順調に拡大しております。一方、労働力需給等注視を要する点も存在しております。対外面では、不均衡の是正は着実に進んでおります。

国際経済情勢を見ますと、先進国においては、物価安定に努力が払われる中、持続的な経済成長が続いております。主要国の対外不均衡は、改善の努力が行われているものの、依然、大幅であり、これを背景として、保護主義的な動きにはなお根強いものがあります。また、累積債務問題につきましても、前進が見られるものの、依然、深刻な状態にあります。さらに、最近における東欧の民主化、自由化の動きが世界経済に与える影響については、十分注視する必要があるものと考えます。

私は、今後の財政金融政策の運営に当たり、我が国を取り巻く状況を踏まえ、以下に申し述べるとの課題に取り組んでまいります。

第一の課題は、内需を中心としたインフレなき持続的成長を確保していくことであります。

このような見地から、平成二年度予算につきましても、長年の懸案であった特別公債依存体質からの脱却を実現するなど、財政改革をさらに推進

するとの考え方のもとに編成いたしました。金融政策につきましては、先般、公定歩合が引き上げられたところであり、今後とも、内外経済動向などを注視しつつ、適切かつ機動的な運営に努めてまいりたいと考えております。また、最近の地価動向などにかんがみ、土地関連融資について引き続き厳正な指導に努める所存であります。

持続的な経済成長を確保する上で、為替相場及び金融資本市場の安定が重要であることは申し上げるまでもありません。今後とも、主要国との政策協調及び為替市場における協力を通じ、為替相場の安定を図るとともに、金融資本市場の動向を十分注視し、その安定を期してまいりたいと存じます。

第二の課題は、財政改革を引き続き強力に推進することです。各般にわたる改革努力の結果、平成二年度予算においては、特別公債依存体質からの脱却を実現するなど、我が国財政の健全化に向けて大きな歩みを進めることができました。

しかしながら、特別公債依存体質からの脱却は財政改革の第一段階にすぎないのであります。国債残高は平成二年度末には百六十四兆円にも達する勢いであり、国債費が歳出予算の二割を超えて他の政策的経費を圧迫するなど、我が国財政は依然として厳しい状況にあります。また、国鉄清算事業団長期債務の処理問題なども残されておりま

す。将来の我が国の安定と発展にとって、財政の対応力の回復を図ることは緊要の課題であります。今後の中期的な財政運営につきましては、財政制度審議会の報告に沿って、来るべき高齢化社会に多大の負担を残さず、再び特別公債に頼ることのない財政構造の確立を目指して、公債依存度の引き下げなどにより、国債残高が累増しないような財政体質をつくり上げることに全力を傾けてまいります。

第三の課題は、新しい税制の一層の定着を図る

ことでもあります。御承知のように、先般の抜本的税制改革は、それまでの税制が持ついたさままなゆがみやサラーイマン層を中心とする重税感を是正するとともに、高齢化の進展を踏まえ安定的な税体系を確立することを目的として行われたものであります。

このうち昨年四月に導入された消費税は、その後の経済動向や円滑な申告・納税等の状況を見ましても、着実に日々の生活に溶け込んできております。一方、消費税に對しましては、国民各層からさまざまなお意見や御指摘をいただいたところであります。現時点で最善と確信する消費税の見直しを行うことといたしました。

具体的には、逆進性の緩和や社会政策的な配慮という見地から、すべての飲食料品について小売段階を非課税とするともに、卸売段階までの税率はこれまでの半分の一・五％といたしております。また、人の生命にかかわる出産費、火葬、埋葬料を非課税とするほか、住宅家賃や入学金、身体障害者用物品なども非課税といたしております。さらに、年金生活者のために、一層の所得税及び住民税の減税を実施することといたしております。

また、消費者の立場から御指摘をいただいた制度上の問題点について、中間申告・納付回数が増加など現時点においてできる限りの措置を講ずるほか、事業者免税点制度などについては、消費税の申告・納付が一巡する本年五月までの間は実態把握を行い、これらの制度をどう見直すか十分検討の上提示することといたしております。

さらに、消費税のうちの国分については福祉に優先して充てる趣旨を法律で明らかにするとともに、歳出の分野においても、高齢化に對応した公共福祉サービスの充実などを推進することといたしております。

税制は、国民生活や経済取引などに深く関連するものであり、現実の社会経済情勢や生活実感か

ら離れたものとならないよう努めていかなければなりません。このような観点から、消費税についても見直すこととしたところでありますが、執行面における努力も相まって、消費税は日々の国民生活に一層溶け込んでいくものと確信いたしております。

なお、土地税制につきましては、土地基本法の趣旨に沿った関係制度の整備状況を踏まえつつ、土地に対する負担の適正化、土地政策の推進の見地から、その総合的な見直しに取り組んでまい

る所存であります。第四の課題は、調和ある対外経済関係の形成に努めることでもあります。昨年七月の日米首脳による共同発表を受け、日米構造協議が行われておりますが、我が国としては、構造調整は国民生活の質の向上につながるの観点から、我が国みずからの課題として積極的に取り組むべきものと考えております。

ウルグアイ・ラウンドにつきましては、本年末の交渉期限に向け、交渉を積極的に推進してまいりたいと考えております。関税制度につきましては、市場アクセスの一層の改善を図るとの観点から、平成二年度において、機械類の関税の原則撤廃を含む工業製品関税の撤廃・引き下げなどの改正を行うことといたしております。

経済協力につきましては、開発途上国の自助努力を支援するため、政府開発援助の着実な拡充に努めております。累積債務問題につきましては、国際的な合意を得て進められている新債務戦略を我が国としても積極的に支持し、所要の協力を行っていくと考えて

おります。さらに、最近の東欧の民主化・自由化の大きな流れの中で、これら諸国への支援が大きな課題となっており、我が国としても、西側主要国の一員としてふさわしい協力を行うとの考えから、ポーランド、ハンガリーに対する積極的な支援策を表明したところであります。

第五の課題は、金融資本市場の自由化、国際化を著実に進めていくことであります。

これまでも、預金金利の自由化、外国金融関係のアクセスの拡大などの措置を逐次講じ、短期金融市場、国債の発行、流通市場、先物市場の整備拡充などに努めてまいりました。証券取引につきましても、内外の信頼をさらに深め、取引の公正性、市場の透明性を高めるため、内部者取引規制の整備など所要の措置を講じてまいりましたところであり、これに加え、株式等の大量の保有状況に関する情報の開示制度の導入及び公開買付け制度の改善を図るため所要の法案を今国会に提出し、御審議をお願いしたいと考えております。

さらに、今後の我が国の金融制度のあり方、資本市場のあり方及び保険事業のあり方などにつきましては、関係各審議会において鋭意審議が進められていくところであります。

次に、平成二年度予算の概要について御説明いたします。

平成二年度予算は、真に必要な財政需要に適切に対応しつつ、財政改革の第一段階である特別公債依存体質からの脱却を実現するとともに、公債依存度の引き下げを図るため、さらに歳出の徹底した見直し、合理化に取り組むことにより公債発行額を可能な限り縮減することとして編成いたしました。

歳出面につきましては、一般歳出の規模は、三十五兆三千七百三十一億円となっており、また、国債費は、定率繰り入れを実施することとし、十四兆二千八百八十六億円となっております。これらに、地方交付税交付金等を加えた一般会計予算規模は、六十六兆二千三百六十八億円となっております。

次に、歳入面におきましては、平成二年度の税制改正として、消費税の見直しのほか、土地税制に係る所要の改正、製品輸入促進税制の創設、租税特別措置の整理合理化などを行うことといたしております。

公債発行予定額は、前年度当初予算より一兆五千七百七十八億円減額し五兆五千九百三十二億円となっております。これはすべて建設公債であり、特別公債の発行はいたしません。なお、借換債を含めた公債の総発行予定額は、二十三兆四千八百九億円となります。

財政投融资計画につきましては、住宅・社会資本の整備、国際協力の推進などの政策的要請にこたえ、資金の重点的、効率的な配分に努めており、その規模は三十四兆五千七百二十四億円、このうち資金運用事業を除いた一般財投の規模は二十七兆六千二百二十四億円となっております。

次に、平成元年度補正予算について申し述べます。

平成元年度補正予算につきましては、地方交付税交付金、国債整理基金特別会計への繰り入れ、災害復旧等事業費、給与改善費、厚生保険特別会計への繰り入れ、住宅金融公庫交付金等、日本国有鉄道清算事業団補助金など特に緊要となった事項について措置を講じております。

平成元年度一般会計補正後予算の総額は、当初予算に対し、歳入歳出とも五兆八千九百七十七億円増加して、六十六兆三千百九十九億円となっております。

以上、財政金融政策に関する私の所信の一端を申し述べました。

本国会に提出し御審議をお願いすることを予定しております大蔵省関係の法律案は、平成二年度予算に関連するもの八件、平成元年度補正予算に関連するもの一件、その他一件、合計十件であります。このうち九件につきましては、本委員会において御審議をお願いすることになると存じますが、今後、提出法律案の内容について、逐次、御説明することとなりますが、何とぞよろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○委員長(藤井孝男君) 以上で所信の聴取は終わりました。

○委員長(藤井孝男君) この際、山岡大蔵政務次

官及び尾身大蔵政務次官からそれぞれ発言を求められておりますので、順次これを許します。山岡政務次官。

○政府委員(山岡賢次君) 先般大蔵政務次官を拝命いたしました山岡賢次でございます。

職責の重大さをひしひしと痛感いたしております。微力ながら全力を傾けて職務の遂行に当たるところでございますので、委員各位の御指導と御叱正をよろしくお願いを申し上げます。(拍手)

○委員長(藤井孝男君) 尾身政務次官。

○政府委員(尾身幸次君) 先般、図らずも大蔵政務次官を拝命いたしました尾身幸次でございます。

厳しい財政情勢の折から、その職責の重大さを自覚し、誠心誠意職務の遂行に当たるところでございます。よろしく御指導、御鞭撻のほどをお願い申し上げます。(拍手)

○委員長(藤井孝男君) 次に、厚生保険特別会計法の一部を改正する法律案を議題とし、政府から趣旨説明を聴取いたします。橋本大蔵大臣。

○国務大臣(橋本龍太郎君) ただいま議題となりました厚生保険特別会計法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

平成二年度以降、老人保健医療に係る加入者按分率が一〇〇％に移行することを踏まえ、健康保険組合等被用者保険について、今後における老人保健制度の基盤安定化の措置を講じる必要があります。

このため、本法律案は、平成元年度補正予算において厚生保険特別会計に一般会計からの繰入金により資金を装置し、その運用益を老人保健制度の基盤安定化の措置に充てることができるようにするとともに、この資金を過去における厚生年金保険国庫負担繰り延べ措置についての将来の返済のために用いることができるよう、所要の法的措置を講じようとするものであります。

以下、この法律案の内容につきまして御説明申

上げます。

第一に、厚生保険特別会計業務勘定に、当分の間、特別保健福祉事業資金を設置することといたしております。

第二に、この資金の運用益を用いて、老人保健提出金の負担が重くなっている被用者保険への対策等の老人保健制度の基盤安定化の措置を行うこととしております。

第三に、厚生年金保険事業の長期的安定を確保するため、業務勘定から年金勘定に資金の額を限度として繰り入れができることとし、繰り入れが行われた場合は、その金額の範囲で、一般会計から年金勘定に対する厚生年金保険国庫負担繰り延べ措置についての返済が行われたものとみなすこととしております。

以上が、この法律案の提案の理由及びその内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(藤井孝男君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○村田誠醇君 この法律案の審議に入る前に、若干関係しますので、急遽でございますが、厚生省の担当の方に御出席をいただいておりますので、そちらの質問から先にやらさせていただきます。

先般、新聞の報道によりますと、保険財政を安定化するために、あるいは健康組合の老人保健の保険負担を軽くするために、それに協力をしてくれる厚生関係の議員に健康保険組合の協議会が持っている被保険者の名簿約一万人分を総選挙の名簿使用に使わせたいという新聞報道がされております。大変重大なことだと思っておりますが、これに対する厚生省の見解をまずお聞きしたいと思います。

○説明員(眞野重君) 一昨日の二十四日に一部報道がなされましたが、東京地区総合健康保険組合協議会、東総協と言っておりますが、そういう協

議者がございます。そこから名簿が出たという報道でございますが、本日その東総協の関係者から事実関係について事情を聴取いたしました。

その結果を申し上げますと、被保険者の名簿は先生協議会の方に保存しておつしやられましたが、協議会の方には持つておりませんで、各健康保険組合が当然のことながら被保険者名簿を持つております。その被保険者の名簿には収入、家族の状況が収載されておるわけでございまして、公表されました部分はその被保険者名簿のうち住所、それから氏名、これを抜き書きいたしました別のリストをつくつた、そしてそれを関係の候補者の方々に届けをしたということございまして、被保険者名簿そのものが提出をされた、あるいはプライバシーにかかわりますものが収載されております被保険者名簿そのものが提出をされたということではないようでございます。

そうは言いません、氏名、住所だけとは言いません、健康組合の本来の目的のほかに使用されるということとは好ましいとは言えませんので、本日関係者呼びまして厳重に注意をいたしております。今後とも被保険者のプライバシーに十分留意するよう注意をしていきたいというふうにしております。

○村田誠醇君 問題は、住所と氏名だけを渡したからいいんだということじゃないと思つて、二つあるんです。選挙に使うべきものでない住所と名簿がまず渡されたということ。それも社労の関係の議員にしか出してない。はつきり言えば社会党の議員も入っているそうですよ、この新聞報道によれば。だから我々はいいというわけじゃないんですよ。全議員に出したんじゃないんですよ。特定の議員だけに渡している。厚生省が呼んで注意した、注意だけじゃ済まないんじゃないですか。もっとこれ以上の処分をするつもりはないんですか。

ので、それ以外の目的のために使われるということにつきましては大変適切さを欠いたことであるというふうにして思っております。したがって、本日関係者呼びまして厳重に注意をいたしたわけでございまして、今後ともさらに、今後こういうことがないように厳しく指導してまいりたいというふうにして思っております。

○村田誠醇君 それじゃ聞きますけれども、厚生省から健康保険組合に対して「健康保険組合事業運営基準」として通達が出ているはずですよ。その「基本的態度」のところを前文をちょっと読みますよ。健康保険組合は、法律上の公法人としての特別な権能を与えられている、国の行う健康保険事業を代行しているんだと、こういうことを厚生省は認識しているわけでしょう、通達に書いてあるんですから。その公法人であり、国にかわつて健康保険事業を行っている団体が、選挙のために特定の人のためのプラスになるようなことを平気で行って、そしてそれに対してただ注意だけで済むというのであれば、はつきり言えば今度はすべての選挙のときあるいは総選挙の際にこのような名簿が使われても、関係者だけ呼んで厳重注意しましたで厚生省は済ませるんですか。

○説明員(眞野章君) 確かに健康保険組合は、政府が行います政府管掌の健康保険にかわりまして独立した公法人として健康保険法に基づきまして公法人でございますので、先生おっしゃるとおりでございますが、今回の事態はその健康保険組合が行つたということではございまして、確かに健康保険組合が持つております被保険者の名簿を、業務を担当しております事務理事がその健康保険組合の事業以外のものに使つたということにつきましては大変まことに遺憾なことであるというふうにして思っておりますが、公法人たる健康保険組合がそういうことを行つたということではないというふうに私も思っております。

したがって、そういうことを行いました個人を、常務理事を本日呼びまして、厳しく注意を

したということでございます。○村田誠醇君 何かおかしなことを言っているんですね。

同じ通達の中に「執行機関」という項目がありまして、その中には「理事は、組合の執行機関であつて、合議により事務執行をすることが原則」と、そして公務の執行者でしよう、「公務の執行者としての責任を自覚して」行えと、こう書いてあるわけでしょう。個人がやりました、ただ呼びまして注意しました。それじゃ済まないでしよう。

それともう一つ、これは今最近のほとんどの健康保険組合が電算処理をしていますよね。これに対する基準も厚生省の方で通達で出しているはずですよ。そのときにはデータの保管とか出入出力された原票の処理とか、業者に委託するときには秘密が漏れないようにということまできちんと書いてあるでしょう。その管理責任者をするのが常務理事ですよとはつきり書いてあるわけですよ。

その常務理事が今回こんなことを平気でやっている。そして、厚生省としてはそれをただ注意、これで済ませるつもりなんですか。いわば国の機関でいけば社会保険事務所の所長がこの行為を行つたのと同じことでしょう。違うんですか、厚生省の方。

○説明員(眞野章君) 確かに常務理事が健康保険組合の業務を行います場合の実質上の責任者であるということ、先生おっしゃるとおりでございます。しかしながら、健康保険組合におきましてもその常務理事が事業運営を行う場合に、事業運営基準ののつとて行わなければならないというものは当然でございますし、その事業運営基準の中にも、被保険者の秘密の保持ということも私ども指導をいたしております。しかしながら、今回このような事態が生じたわけでございまして、その直接担当いたしました常務理事を呼びまして厳しく指導をいたしまして、今後ともこのようなことがないようにさらに監督を厳しくしていきたいと思つております。

いうふうにして思っております。○村田誠醇君 注意だけじゃこれは済まないと思つて、ただ、これでこの問題だけで押し問答していてもしょうがないように。それと同時に、この東京地区総合健康保険組合協議会に加盟している健康保険組合全部名簿を出したんじゃないかと、このうちの幾つかが出したということですから、実態をきちんと把握して、それぞれの健康保険組合の常務理事をきちんと呼んで、そして厚生省としての対応をすると同時に、二度とこういうことが起こらないようにきちんとしないとこれは大変な問題が出る。まず、これだけをきちっとくぎを刺しておきます。

それと同時に、老人医療保険の負担が大きくなつて、こういうことをせざるを得なくなつたんだということをこの協議会の会長は弁明しておりますけれども、それについて一つ聞きたいんですが、たしか六十年の四月だったと思つて、健康保険組合の設立の基準を緩和する、千名から七百名に下げる、こういう方針を厚生省は出しておるわけですが、片一方で老人保健の医療費の負担がふえてきている、組合の赤字がふえてくる。しかし、片一方で設立基準を緩めておつて、千名設立させる。負担がたえられない部分まで出てくるんだらうと思つて、ですから、我々が考えるとするなら、基準を上げて老人保健の負担にたえられるような財政規模にするためには、千人じゃなくて千五百人に認可基準を引き上げるといふのが本則だと思つて、それについてはどういうふうにお考えですか。

○説明員(眞野章君) 健康保険組合の規模につきましては、私も政管健保というふうに非常に大きい保険者であるよりも、健康保険組合というように小規模の集団で細かいな保険事業が行われるということが今後の健保制度の運営上望ましい。いわば健康保険組合をできるだけ多く設立をいたしまして、そういう細かい保険事業が行われるようにしたいというふうにして思つております。

て、先生御指摘のとおり昭和六十一年の四月に健康保険組合の設立に関する基準を緩和いたしました。しかし、その緩和をいたした後は今申し上げましたようにできるだけ細かな保険事業を健康保険組合に期待をしているからでございます。

ただ、七百人に引き下げまして、じゃ、七百人以上の企業は全部健康保険をつくらせるのかということ、そういうことではございませんで、当然のことながら設立の認可に当たりましては被保険者の規模以外に標準報酬の状況がどういう状況であるかとか、その医療費の支出の状況がどういう状況であるかというのを勘案をいたしまして、十分健康保険組合として事業運営が成り立っていきうのを見きわめた上で認可を行っております。認可基準が緩いから非常に赤字になっておるとか、そういうことではないと思っております。そういう健康保険組合が運用が円滑に行われるような状況にあれば認可をいたしているということでございます。

○村田誠醇君 あんまり時間をとつても思いませんけれども、繰り返し念を押ささせていただきますけれども、片一方で老人保健の医療費の負担金がふえてくるというのは厚生省も言っているわけでございますから、その負担にたえられるような健康保険組合、既存の人たちがたえられないからこういう名簿を使って何とかしてほしいということも言っているわけですからね。そのことについてもきちんと指導していただくのと、もう一度繰り返しますけれども、これはあくまでも、国の行政で言えば社会保険事務所の所長が行ったような行為でございますので、その点についてだけ、厳しく関係者と呼んで、本来でしたら処分する、解雇されても文句が出ないくらいなこれは違反をやったんだと思っているわけ、それについては厳しくひとつ受けとめていただきたいということでございます。ただ、急に呼びましたので、まことにお忙しいところ申しわけありませんけれども、これら厚生省の方は結構でございます。

続きまして、本題の厚生保険特別会計の方の審議に入らせていただきます。

大蔵大臣にお聞きしたいんですが、老人医療費の分を含めまして加入者按分率を一〇〇％にするということは既に法律に基づいて平成二年度においてはこれを行うということがもう決まっているわけではございまして、そういう意味でいけば、健康組合の拠出金がふえる、負担金がふえるというの論理的には当然のことでございます。ですから、別途の法律的な措置をとらない限り負担がふえるのは当たり前でございます。今回このような非常に不正常的な形でその負担金を出す、まあ出すのかどうか、ちよつとよくわからないう面もありまして、そういう点では法律を直して行うというのが本来のやり方ではないかと思っております。その点についての御見解を伺いたいと思っております。

○國務大臣(橋本龍太郎君) 老人保健法の改正を行われるかどうかは、本来私がお答えをするべきことなのかどうか、厚生大臣がお答えになるべきことではなからうかという感じもいたします。ただ、今便宜私ならば、私の知る限りにおいてお答えを申し上げますならば、老人保健審議会がさまざまな御論議をされた中において、例えば一部負担のあり方その他、最終的には御意見が出なかった部分があったのではないかと、私はそんな記憶をいたしております。

そうした場合において、法改正というところまで厚生省が踏み切れない中において、しかし今委員が御指摘になりましたように、按分率の移行というものは既に既定方針として定められていたということから、恐らく私は老人保健制度に対する基盤安定化について、財政当局としての私どもも厚生省からの御相談があったものと、そのように理解をいたしております。

その一方で、私どももいたしましては厚生年金保険における国庫負担繰り延べ措置をいたしておりましたものをご早くお返しをしなければならぬという思いもございました。そうした

ことから、いわば二つの目的をあわせてこうした措置を考えさせていただいたということでございます。

ですから、実は本院におきましても予算委員会等で御論議がございまして、これはそれで繰り延べたものを正式に厚生保険特別会計に返したことになるのかという御指摘をいただきましたときに、その措置が完了したとは私も思っておりません。ただ、将来における返済見合い財源を厚生保険特別会計の中にお納めをして、将来お返しのできる財源を用意した上で一方の基盤安定化の措置にいわばその利益を使わせていただく、運用益を使わせていただくという方法を講じた、そう私はお答えを申し上げてまいりました。

○村田誠醇君 老人保健法の加入者按分率、これが平成二年度から変わった、そうすると国保が老人保健法に基づいて拠出する金額は約一千二百億円減少する。それに伴って国庫負担が約六百二十億くらい軽減される。その分だけ被用者保険、つまり健康保険組合が負担することがふえるでしょう。だったら、このお金はどうしてこちらのこんな会計で出さなくて、今度はもっと一般会計で減少した分を出さなかつたんですか。その辺についてちよつとお聞きしたい。

○政府委員(小村武君) 委員御指摘のとおり、六十一年度老人保健法の改正で、平成二年度以降加入者按分率一〇〇％とするということでございまして。その結果、国民健康保険については拠出金が大幅に緩和される。いわば老人加入率の高い国民健康保険グループがその受益をするわけでございますが、反面この拠出金につきましては国庫から約二分の一の国庫補助をいたしております。その反射的利益と申しますか、そういった関係で国庫負担も約半分は減少されます。さらに政管健保というグループは拠出金のふえるグループでございますが、この拠出金につきましては、増加した分、その一六・四％は国庫負担の増加にならうということとで、差し引き五百九十億余りの国庫としての財源の減が見込まれます。

ただ、この金をそのまま一般会計でどういうふうな措置をするかということもございまして、一方、国民健康保険につきましても種々改革の要がございまして、別途保険基盤の安定事業等に国庫負担を行う等の措置を講じております。こうしたことによりまして、老人保健の加入者按分率の一〇〇％移行、あるいは今回の御提案申し上げております国民健康保険の改革等を通じて、老人保健制度の安定的な運営をやつていこう、加えてこの加入者按分率一〇〇％に移行することによりまして、出し手側の被用者保険側につきましても大変負担が増えるグループもあるということもございまして、その激変緩和措置を講ずる、その際にやはり安定的な財源として今回お願いしております一兆五千億円の資金を創設いたしました、その運用益を活用させていただく、こういうことでございます。

○村田誠醇君 この保険基盤安定事業、これはちよつと先の話ですけれども、二年度予算にも計上されておりますよね。新規の施策ではないんですか。その点について。

○政府委員(小村武君) 今回お願いしておりますこの法律によりまして、平成元年度補正予算で資金造成をいたしまして、その運用益の活用につきましては、平成二年度から特別会計の歳入歳出をもちまして措置をしていくという関係でございまして、具体的に予算書上歳出が立てられるのは平成二年度からでございます。

○村田誠醇君 それでは次に、これは十九条で「当分間」ということが書いてありますが、これはひとつ確認したいんですが、この事業そのものが「当分間」だという意味ではなくて、この保健福祉事業を行う経理の部分が「当分間」やる、こういうふうな理解していいんですか。

○政府委員(小村武君) 「当分間」ということでございますが、この事業につきましまして、先ほど大臣からもお答え申し上げましたように、一つは年金財政の安定化を損なわないうように、できるだけ速やかに過去の繰り延べ分について返済する必要

がある。一方、この激変緩和措置につきまして、いわば暫定的な措置であるという位置づけがなされるように思います。

ただ、どれだけの期間この措置を行うかにつきましては、本制度の定着状況あるいは年金財政の状況等々にかんがみまして総合的に判断すべきものと思います。そういう意味で、この法律をもちまして、「当分ノ間」の事業ということと位置づけたわけでございます。

○村田誠醇君 そうすると、老人保健法の改正をしたり、あるいは別途の法律をつくったらこの厚生保険特別会計に基づくところの経営基盤の安定事業というものは廃止する、こういうことですか。

○政府委員(小村武君) 将来老人保健法の制度の見直しというものがどういう形でなされるかによると思います。基本的には、私も現行制度のもとにおきまして、この制度をもって対処いたしたいということでありまして、将来いかなる措置が講じられるかというところは将来の老人保健法の改革の内容いかんであらうと思います。

○村田誠醇君 この法律案を読みまして、一般会計からこの会計に予算の限度をもって繰り入れることができる、必要があれば繰り入れることができる、必要であれば繰り入れることができる、恒久的に一般会計から必要であれば繰り入れることができる、恒久的に入られる、こういう制度が保証されているということは、仮に年金勘定にこのお金を全部返したとしても、制度として入り口が残っている以上この行政施策は続けることができるということじゃないんですか、違うんですか。

○政府委員(小村武君) 現行のこの法律におきまして、今回一兆五千億円のほか、必要があるときには資金の積み増しをすることができるといふ規定を置いております。これは将来の年金の国庫負担の繰り延べの返済見合い財源を用いておりますが、返済に当たっての十分な資金が確保できているかどうか、あるいは老人保健のこの安定化の事業について、必要がありましたらまたその事業に對する資金の手当て等々も必要にならうかという

ことで、念のために規定が置かれているということでございます。

○村田誠醇君 念のためにあるんですか。不思議ですね。これで見ると、明らかに恒久的な措置として、制度として残すということが前提条件に読めるんですが、その辺は違うんですか。

○政府委員(小村武君) 厚生保険特別会計の附則にかような規定を置いているということは、これは当分の間の措置だということと位置づけで附則で措置をしているということから見ましても、恒久的な措置ではございません。

○村田誠醇君 だから、繰り返し聞いているんですよ。「当分ノ間」というのは、この行政施策が当分の間行こうということなのか、この行政施策をするに際して経理区分は当分の間のこの法律に基づく経理をしますよと言っているのか。この法律を読む限りは経理区分だけが当分の間行こうと書いてあるように読めるんですが、違うんですか。

○政府委員(小村武君) 特別会計法でございますので、経理的な観点から規定が置かれておりますが、本来この事業そのものが当分の間の事業であるということとございまして、その事業がなくならずと当然この条項も、すべて附則で書かれた当分の間の措置も削除されるという関係にならうかと思っております。

したがしまして、あくまでも事業そのものの位置づけをどうするかということによりまして、将来この勘定のあり方等も検討されるべきものと考えております。

○村田誠醇君 そうすると、他の法律や制度ができてきたらこれはこの法律は改正をしてこの特別会計の経理区分は廃止する、こういうふうな理解していいんですか。

○政府委員(小村武君) 先ほど来御説明申し上げておりますように、その改正の内容いかんどうかと思っております。この措置が必要ないかという改革が行われた場合には当然廃止されるべきであります。あるいはさらに続行すべきだといった場合に年金の繰り延べ措置に對する返済をどうす

るかとか、そういった観点からさらに議論がされる性格のものでありまして、いずれにしても恒久的な措置として位置づけられるものではないということとでございます。

○村田誠醇君 法律的には何か恒久的な制度みたいに書いてありますけれども、ほかの質問に移らせていただきます。

まず、この施策は一兆五千億積んだ金の運用益を使う、運用益を充てる、こう書いてあるんです。補正予算案を読みますと、元年度に金額として計上されているのが四十四億、二年度の予算に組まれているのが八百十億組まれておるんです。しかし、使用されるのは七百五十億というふうになっております。しかも、昨今の金利の引き上げです。二年度はもうちょっとこれより多くの運用益が出るはずですよ。

それでは、ここから質問です。老人保健法の医療費の負担の割合は、今予算案では七百五十億と書いてありますが、この運用益の範囲内で予算措置さえつければ使えるんですか。七百五十億を超えて予算措置をつけなければ使用可能だ、こういうことですか、その点聞きたい。

○政府委員(小村武君) 私ども、当面平成二年度におきまして特別保健福祉事業に充てる金額として、歳出入両予算におきまして七百五十億円の平成二年度特別会計予算で経理をさせていただきます。平成元年度にこの資金造成をいたします関係上、平成元年度の予算におきましては三月十二日、これはもう一つのめどでありまして、から三十一日までの期間の利息として四十四億円を予定しておりますが、これについては平成元年度において歳出面での措置を講ずるといふことは予定しておりません。

いずれにいたしましても、金融情勢によりまして運用利息そのものが変動してまいります。その際、変動した場合には七百五十億円を上回る運用収入がありますればこれは資金の充実に充てるということでありまして、一兆五千億の資金がさら

に充実をされてくるということにならうかと考えております。

○村田誠醇君 ですから、七百五十億使えるという予算を補正するなり修正するなりして金額をふやすことができるんですかと言っているんです。資金に充当して充実させるかどうかという判断、それは別途決めればいいこととすけれども、可能性の問題として、この運用益の範囲内で予算措置さえすれば使途が可能なんですかと聞いています。つまり、健康保険組合の方でもっと欲しい、もっと負担してもらわなければ困ると言えれば約百億近い金が出てくるわけですね。それは可能なんですかと聞いています。

○政府委員(小村武君) 現行の制度そのままにしておけば資金の充実に充てることを御説明申し上げました。さらに運用収入の増加が確実になればこれは予算の問題でありますから、新たに補正予算なり国会の御議決を経まして措置を講ずるならば、それは不可能なことではございません。

ただ、私ども、この資金の安定的な運用あるいは歳出面からの将来の安定的な財源措置等を考えますと、平成二年度においては七百五十億で十分可能である。さらに資金の充実に充てることは、年金の返済財源あるいはこの老人保健の福祉事業、どちらに将来その財源として使われるかというところはまた判断の余地があるかと思っております。そういった場合、この制度が定着してまいります。次の予算編成段階におきましてその資金の使用等についてさらに論議を交わされるのではないかといいふうに考えております。

○村田誠醇君 それじゃ実際的なことを一点お聞きしたいんです。これは、一兆五千億を予算措置して、七百五十億、ここで予算では約八百十億計上されております、この運用益が足りてくるのか、聞きましたら九月と三月ということですよ。その間は元本というか元金しかないわけですよ。だから、四月一日から使おうとすれば、元金を食うのか借り入れを起すか、あるいは限り使用はできないと思っておりますけれども、予算書を見ても、支払

利息等についての計上はされておりません。これは、利子がついて運用益が具体的にこの会計に入つて初めて使う、こういう前提で組んでいるんですか。

○政府委員(小村武君) 基本的には委員御指摘のとおりであります。これは一つの補助金でございますから、その交付時期等々につきましてこれから具体的に検討をなされるべきものでございますが、運用益について実現がなされた段階において初めてその交付が可能になるというふうな関係に相なっております。

○村田誠輝君 それと、さきに厚生保険特会から借りておいた金を補正予算で返しました。今回また補正予算でこれを返した。前回返したときは年金勘定に全額返していながら、今回だけこういう措置をとった。これはもう一度伺いますが、何か特別な理由があったということですか。

○政府委員(小村武君) 今回の予算編成におきまして二つの大きな要請がございました。

一つは、厚生年金の過去の繰り延べ分の返済財源を確保するという事、もう一つは老人保健につきまして平成二年から加入者按分率が一〇〇％になる、これに対して老人保健の基盤安定化の措置を講ずる必要がある。この二つの要請を実現するために、今回お願いいたしましたような法律の形になりました。年金勘定にそのまま返済をしたわけではございません。

厚生保険特別会計の業務勘定に返済見合い財源を確保いたしました。その運用益を活用させていただきますという事で、返済財源につきましては一歩前進、財源を確保したということ、それから緊急の課題である老人保健に対して基盤安定化の措置を講じられた、こういうことでございます。

○村田誠輝君 老人保健法に基づく医療費を被用者保険間で負担する、これはいいと思うのですね。ある意味においては。

もしこういう制度をするのであれば、医療費を負担する、あるいは徴収している保険関係で調整を図る、老人医療費だけじゃなくてすべての医療

費で負担を図る、こういうのが当たり前だと思うのですよ。つまり、自賠責保険にしても労災保険にしても医療費を払っている保険においては同じなわけです。

なぜこの被用者保険間で調整をするのですか。自賠責や労災保険は調整しないのですか。

○政府委員(小村武君) 今回の措置は、いわば一般の健康保険あるいは国民健康保険も含めた職務外の原因による疾病に対する保険であります。一種の損害賠償保険であり、自賠責あるいは労災保険、これは職務上の事故に対する保険であります。これは全額事業主負担の保険であります。

○村田誠輝君 ただいま業務保険と言われましたね。しかし、自賠責保険、多分御存じだと思つて、医療費百二十万を頭打ちにして、それ以上

かかったやつは国民健康保険なりそれぞれの被用者保険の方にツケが回っているはずですよ。労災保険だって労災先行させるか、あるいは労災の決着がつくまで先に健康保険使わしてくれとかいうことはあるはずですよ。どうして調整できないんですか、その点について。

○政府委員(小村武君) 制度はおのずからそれぞれ役割がございます。労災保険の事故について健康保険で支払うということはありません。もしそういうことがありましたら、恐らくその適用の誤りであろうかと思つて。

それから、自賠責につきまして、損害保険でございます。訴訟によって解決すべき分野でありまして、原因者が明らかになつていくというものを健康保険の体系で処理をされるということはありません。

○村田誠輝君 じゃ、限度を超えた自賠責の部分、百二十万を超えた自賠責の部分と、それから今問題になつて若年者のオートバイによる自損事

故、これは間違ひなく健康保険から、もしくは被用者保険から支払われておるはずですよ、自賠責じゃないですよ。これは、不法行為を行つて、バイクで自損事故を起こして、その費用はだれが負担するか、健康保険で負担しているんじゃないんですか。調整されて当たり前のはずだと思つて。

それからも一つ、死傷病だけにこの保険が使われるといつても、業務災害で第三者行為によつても健康保険でも求償できるはずですよ。したがつて、第三者の不法行為についても一たん支払うというシステムにはなつていないはずですよ。だから、保険間同士で調整できるんじゃないんですか。しかも自賠責や労災保険は多額の黒字を計上しているじゃないですか。黒字を計上しているところとの調整ができないというのは私にはちよつとよくわからないんですけれども、そういう検討はなさつたことないんですか。

○政府委員(小村武君) 自賠責の問題あるいは労災の事故についてその原因関係あるいは責任関係が明らかでないときに健康保険で仮払いをするという事は、これは十分あり得ます。

しかし、そういったところが、原因関係が明らかになれば、各制度間におきまして求償権を行使する。これはもう先生御指摘のとおりであります。それと、実態的にこの医療費をだれが負担するかという保険制度の間のおおの役割というのは違つておりますから、最終的な負担は先ほど来申し上げたとおりでありまして、したがつて、そうした性格の保険と一般の健康保険との間の財政調整というのはなじまないということでございます。

○村田誠輝君 それではお聞きしたいんですけれども、厚生保険特別会計、会計のその目的を被用者に対する療養の給付、要するに保険勘定、年金給付、年金勘定、それから被用者年金制度の費用負担の調整に関するやり方で調整勘定、児童手当法に基づく児童手当勘定、明らかに制度の違うやつを違う勘定に入れて処理しているわけですよ。今のあなたの説明でいけば、保険関係だつて

違つて違つて、こういう目的があつて違つて違つていながらどうして年金の勘定とこの特別の関係、会計勘定が同じものかと言へるのか。こちらに入れたから、こちらの金は将来返すからいいんだというそういう説明は成り立たないと思つてんですけれども、その点はどうか。

○政府委員(小村武君) 勘定の独立については御指摘のとおりであります。

したがつて、今回業務勘定に繰り入れたという事は、年金勘定に繰り入れておりませんから、年金の過去の繰り延べ分について返済を行ったという関係はないという事は先ほど来御説明しているとおりであります。ただ、将来年金の繰り延べ分についての返済財源がそこに確保されたということでありまして、それと各勘定というのはそれぞれ独立した考え方に立ちまして、いわば独立した特別会計と考えていただいで結構だと思つて。この勘定はそれぞれその役割というのがございます。この勘定はそれぞれその役割の中で仕事をしていたら、特別の経理をし区分をして収支を明らかにすると、そういう使命を持つておりまして、先ほど来申し上げているのもそういう趣旨でございます。

○村田誠輝君 それでは特別な勘定を起したらいいと思つて、予算書見てもたった一枚の資金増減表という形で処理している。しかもそれは業務勘定の中に入つていられるものですか。あなたの説明でいけば業務勘定とこの勘定は明らかに違つたから別途独立した勘定を設けていいと思つて、その点はどうか。

○政府委員(小村武君) この特別資金を設置する際に考えましたのは、一つは現在この厚生保険特別会計の業務勘定におきまして健康保険関係の福祉事業、保険福祉事業が行われております。その保険福祉事業に対する特別な事業として位置づけ、特別保険福祉事業というものを新たに創設をさせていた。その際、業務勘定で資金の創設が可能であるということで業務勘定に置かせて

公債あるいは隠れ借金と言われるものが多々あります、こういうものを返済していかねばなりません。そのほか国鉄清算事業団の長期債務、これが資産処分等が終わり、後に国民負担として処理しなければならぬものもございませぬ。こういうものを全部返済を切らなければなりません。委員が御指摘になるその視点は、私はそれのとおりだと思います。

○村田誠醇君 それでは、ちよつと二、三別の質問をさせていただきます。
これが大蔵大臣にお聞きしたいんですが、昨年の暮れに平成二年度予算を編成なさったとき、本院でも繰り返し大臣は言われておりましたし、総理の答弁にも自然増収がこれだけ上がつてきているのは三高二安だと大臣は言っておられます、土地高、株高、円高だと。しかし、その十二月の時点よりも現在時点では、これは逆の振れ方をしている。土地はちよつと上がつていますけれども、債券を含めてのトリプル安だと。それと同時に原油高であり、金利高になってきた、こういう前提条件がかなり食い違つてきている。

これは一時的なものなのか構造的なものなのか、判断によつても対応が違ふと思うのですけれども、問題は構造的である、しばらく続くんだという事であれば、果たして去年の暮れに組んだ平成二年度の予算の税収の見積もりが狂うのではないかと。狂うというの上には、狂うというのじゃないかと私は思うのですが、その点についてはどういふふうにお考えになっておりますか。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 確かに、今委員が御指摘になりましたように、昨年来、私も、三高二安という要因が多年度にわたり、あるいは恒久的に続くものではないかという事を繰り返して御説明を申し上げてまいりました。そして、確かに現在の局面を見ますと、為替の円安傾向、また公定歩合の実勢金利追隨での先日の引き上げといった報道がございますし、一時期ちよつと原油が高値に振れましたものはまた多少もとへ戻つ

ておりますけれども、株式相場の不安定といった問題が生じておることは私は否定をいたしません。

ただ同時に、これもしばしば申し上げておることであり、たまたま本日参議院の、本院の予算委員会に日銀総裁が参考人として出席されましたとき、どなたでありましたかの御質問に答へられたとき、同様の部分に対し、日本経済のファンダメンタルズは非常にしっかりしている。ただ、確かに質的に要因の流れが変化をしてくるという事は否定しないけれども、昨年来のいわば総仕上げ、インフレ予防のための総仕上げとも言ふべき先般の公定歩合の変更というものが、これは即効性のあるものではないがやがて効いてくる、そうしたもので落ちつきを確実に取り戻すという見通しを述べておられましたけれども、私も基本的な認識というものは同様の考え方であると申しておきます。

平成二年度の税収見積もりにつきまして、政府として見積もり時点における最善の努力を積み重ね、利用可能な資料を使つてまいりましたその内容においては、私は今日の時点において変更する必要はない、むしろ先行きに対して我々は注意しながら経済運営に当たつていかなければなりませんけれども、基本的には問題はないものと、そのように理解をいたしております。

○村田誠醇君 時間がなくなつてきましたので、最後に二点ほど大蔵大臣にお聞きしたいんですが、一点は、二年度予算の税収もかなり見込め、大丈夫だと、こういうことでございませぬならば、この税収が好調なときに税収の年度間所属区分を変へる必要性が、今変えておけば一番混乱が起らないかと思つておられます、そして税収の見積もりが狂わなくて済む。この年度間所属区分の変更をするつもりがあるのかないのか、これがまず第一点。

それから、これは先週の日曜日に、大蔵省の担当の方に、質問しますからぜひ大臣にお答えいただきたいという事でお願いをしておきました

が、日本の金利が上がらして、だんだん日米の金利差が縮小してきた。そうすると、ジャパマネーと呼ばれてきた金がアメリカ国債に約三分の一ほど投入されていると俗に言われております。このジャパマネーが日本に還流してきてアメリカにおける、アメリカ国債における日本の資金の割合が下がってくる。

こういうことになると、大臣がせつかく行かれていろいろ話しても新たな日米の摩擦、もしくは経済的な混乱というのが起るのではないかと、あるいはその可能性が非常に強いのではないかと、したがつて、何らかの対策なり考えはをお持ちだろうかと思つておられますけれども、その点について御見解がありましたらひとつお聞きをして、質問を終わらせていただきます。

○国務大臣(橋本龍太郎君) まず第一点の御指摘につきまして、私も委員の御指摘と同様な気持ちがないわけではございません。ただ、同時に今委員が御指摘になりましたように、仮に例へば平成二年度に区分変更を行うということになりますと、これは確実に私はまだ、赤字公債をもう一度その部分発行しなければならぬような状態に追い込まれるような感じがいたします。そして、これから先やはり注意をしながら、御指摘の方向にいつの日か必ず私は戻していくべきときが来ると考へておりますけれども、今回その御意見に従うだけの私には度胸はございません。

それから二番目の問題でありますけれども、確かに日米間の金利格差は縮小傾向にあるとはいひながら、なお相当な開きがございます。そして米国内市場からの月々の証券取得には随分さまざまな動きがございます。私は、むしろ今投資家の投資の意向というものが非常にリスキーな動きをしておるといふ感じが否めません。言いかえれば、非常に思惑によつて動く部分が大いという点で、不安を今までしばしば表明をしております。

しかしその点を焼き直して考へてみますと、投資家の米ドル債券の購入というのにつきまして、金利動向ばかりではなく為替動向あるいは債券の

換金性などさまざまな要因によつてこれが動いておるといふ感じがいたします。そうなりますと、一概に日米の金利差の縮小、縮小といつてもまだ一・五ポイント以上の開きがあるわけでありませぬから、そうした部分のみ影響によつて変化が生ずるといふ感じは私は持つておりませぬ。

○村田誠醇君 終わります。
○和田教美君 大蔵大臣、ロサンゼルス、トンボ返り御苦勞さまで。トンボ返りの御苦勞さまでいにて一ツだけブレイディ財務長官との会談についてお聞きしたいと思います。

日米蔵相会談の共同声明では、為替市場における協力を含め、経済政策協調についての両国のコミットメントを再確認した。というふうな表現がございませぬ。これは報道によりまして、日本側が共同声明を出すように要請をして、結局円相場場の安定をさせるための一助にするためにこの共同声明を出したというふうには受け取るわけなんです。

ところが、実際の相場場の動きはきよの東京外為替市場の円相場はまた下げて、一時は円が急落して三年二月ぶりの安値の一時百五十六円四十銭になったというふうなことでございませぬ。株は確かにきよは多少反騰しておりますけれども、円についてはどうも共同声明の効果はさっぱりなかつたということになるわけなんです。

それで、大蔵大臣は記者会見で、現在の円相場が経済実態以上の円安ドル高であるという事について日米の認識が一致したというふうな趣旨のことを語つたというふうな報道されております。しかし、本当にそうなのかどうか。相場が示しておるところは、どうもここに食い違いがあるんじゃないかというふうな見方が強いというふうな報道もあるわけなんです。

告を願いたいと思います。

○國務大臣(橋本龍太郎君) まず第一点でありませうけれども、アメリカ側が比較的消極的であり、その中で共同声明に踏み切ったということは、そのとおりでございます。これは、大蔵委員会であり、多少の説明をお許しただきたいと存じますが、この問題についての共同声明の発出について私の方から提起をいたしましたとき、アメリカ側の反応は二点でありました。

一つは、先般来ブレイディ・アメリカ財務長官自身がG7各国の大蔵大臣と次々に協議を進めておられます。そうした中で、各国それぞれにアメリカとの間に問題をお持ちであり、そのうちの幾つかの国々とは相当深い議論もされたようであり、共同声明というものはアメリカとして踏み切らずにきた。ここで日本の要請に応じて、日本との間に共同声明を出すというところがG7各国の中の協調体制を考える上で得策かどうか、これがアメリカ側の反応の第一点でありました。

もう一点は、これは私もちよつと説明に大変苦慮いたしましたけれども、ブレイディ財務長官自身がブランクマンデーの後の市場の処理の責任者を務められたということでありまして、ブレイディ長官のいろいろなお考えのベースには、ブランクマンデーのときの対応というものが非常に強く残っております。そうしますと、ブランクマンデーのときは非常に大きな株式相場の下落に対して、為替の変動はほとんどなかった。そして、証券市場にあった資金は、そのままシフトして債券市場に動いた。ですから、債券市場は非常に好転をした。それだけにトリプル安という原因がどうして自分理解できない。自分のなかなか理解できない中で、為替市場について、為替の相場について日本との間に共同声明を出すということについて長官が逡巡された原因でありました。

こうした点も議論の上でこの共同声明に踏み切ったことでありまして、これは受け取ら

れる方によってその重みがどうとられるかは別として、アメリカ側とすれば非常に異例の対応をしたということでありませう。

そして、同時にその中で双方の論議として一致いたしましたことは、少なくともやはり両国経済のファンダメンタルズというものを反映した相場であつてほしい。これは具体的な為替水準について私どもが云々することは避けなければならぬことでありませうけれども、それが投機的な思惑等で振り回されるという状態は決して好ましいものではない。そして、そういった意味での為替市場の一層の安定を図るということについて両国の間の見解は間違いなく一致をしたと私は考えております。

そして、共同介入が積極的に行われるかどうかというところは、これはその場面その場面におけるその当事者の判断によって市場に対応すべきことでありませうから、これも具体的に私が云々することは避けるべきであらうと思ひますけれども、日米両国間における協調体制とその枠組みというものには崩れていない、私はそう考えております。

○和田教美君 もつとその問題を議論したいんですが、時間がごく限られておりますので本題の厚生保険特別会計法の一部改正案について、二、三問題点をお聞きしたいと思います。

この一部改正案の骨子は、平成元年度補正予算案で厚生保険特別会計の業務勘定に一般会計から一兆五千億円を繰り入れる。そして、これを特別保健福祉事業資金として設置をして、この資金の運用益で負担が増大する健康保険組合などのいわゆる被用者保険への助成を行う。そしてまた、この一兆五千億円というのは同時に厚生年金国庫負担繰り延べ措置、つまり国の隠れ借金の返済分に見合うものだと、こういう趣旨だと思ひます。

大蔵大臣は先ほどの答弁で、この年金国庫負担繰り延べ分の返済がこれで完了したということはない、しかしそのための返済資金を用意したというふうにおっしゃったわけでございますけれども、なぜこういう、この資金というふうなもの

つくつてやらなければいけないのか。いっそのこと、一般会計から年金勘定にすつと返済すれば一番国民にはわかりやすいわけなんですけれども、なぜこういうややこしい、回りくどいやり方をするのかというのが素人にはどうしてもわからないと思ひます。それで、ひとつその点の御説明を願ひたい。

厚生年金の加入者は、本来自分の年金勘定の運用をすべき資金が何かほかの目的のためのものに使われているというふうなことで、大変釈然としないものがあるんじゃないかと思ひますが、いかがですか。

○國務大臣(橋本龍太郎君) これは、どうも制度の話として私がお答えを申し上げるのが適切かどうかよくわかりませんが、こういう方法を採用いたしましたその原因には二つの問題がございます。

一つは、元年度補正予算において、二年度の特別公債依存体質脱却というものを目前に控えておりますところから、これまでの財政再建努力の過程で講じざるを得なかつた特例的な歳出削減措置について、返済やあるいは返済見合い財源の確保など、できるだけ財政体質の改善を図る必要を私どもは持つておりました。

一方では、厚生省の方で老人保健審議会に老人保健のあり方について御議論をお願いしておられたわけでありませうが、年末になりましたから老人保健の基盤安定化の財政基盤を整備することが必要だという御意見とともに、例えば一部負担の問題その他の問題が後に全部譲られてしまい、その中で我々は平成二年度の予算編成に対応する局面を迎えた。そして一方においては返済という目標を抱え、一方においては老人保健の基盤安定化のための財政基盤の確保という目標を抱え、この二つの政策接点のぎりぎりの選択の中からこういう方式を採用せざるを得なかつた、これがそのとおりの話であります。

○和田教美君 厚生省の方はいらつしやいますか。この特別保健福祉事業資金の運用益で老人保

健制度の基盤安定化に役立てるといふふうなやり方は、こういう手当は一本今後どのくらい続けていくという考えなのか、続けなきやいかぬのか。当分の間という話が先ほどの論議に出ておりましたけれども、大蔵省はさっぱりその当分の間はどのくらいだということは言わないわけですが、どうでございますか。

○政府委員(岡光序治君) まさに当面の措置としてこの措置をお願いをしておるわけでございませうが、先ほど大臣からお話がありましたように、私ども老人保健制度のあり方につきましても老人保健審議会一年半ほどにわたりましたと御検討をお願いしていただけてございます。

特に、制度の長期的安定を図るためには、医療費のむだを排して効率的な医療の提供を図るか、あるいは一部負担をどういふふうに持つつかとか、あるいは公費負担をどのように拡充していくのかとか、そういった特に費用面のあり方につきましてもなかなか意見が一致しなかつたわけでございます。

○和田教美君 いや、もう詳しい説明はいいです。どのくらいと考へておるか。

○政府委員(岡光序治君) そういうことで、要するに非常に重大なる懸案が残つておるわけでございまして、その懸案につきましてもこれから引き続きまして老人保健審議会やあるいは国会の場においていろいろ幅広い観点から御議論をいただく、こういうふうな期待をしておるわけでございませう。

そういう御議論でいろいろ皆様方の関係者のコンセンサスを得て、どう老人保健を持つていくかということを見きわめなきやならぬわけでございませうが、そういうことができるまでの間というふうにもは考へております。

○和田教美君 そうすると、この老人保健福祉事業というものが終了したと、これは大蔵省に聞きたいんですけども、同資金は取り崩して業務勘定から年金勘定に必ず繰り入れるというふうな解釈していいんですか。

それというのも、厚生保険特会の年金勘定には現在七十兆円ぐらゐの資金を抱えておいて、さしあたり返済が急務ではないという解釈も成り立つかもしれないので、この資金の運用益をもって新たな事業を行う財源に使うということもあり得るのではないかというふうな見方があるわけですが、この点はいかがですか。

○政府委員(小村武君) 今御提案申し上げております制度は、一兆五千億円の資金に対する運用益を老人保健の基盤安定化事業に使わしていただくということでありまして、仮にその使命が終わりますれば、年金財政から速やかな繰り延べ措置に對する返済措置の要求がございますので、業務勘定から年金勘定への繰り入れというふうな形をとらしていただくというのが現行の制度でございます。

委員御指摘のように、将来どういう財政事情が生ずるかというふうなことでございますが、それは現行の御提案申し上げている制度はそういうことを想定してないということでございます。

○和田義孝君 時間が参りましたので二点ばかり質問いたしますからお答え願いたい。

一つは、今審議している特別保健福祉事業資金のほかにも今度の補正予算案では芸術文化振興基金、農山漁村振興基金、地域産業活性化基金など六つの基金が創設されることになっております。中には自民党の総選挙対策だなんて言う人もあるわけですが、いずれにしても最近資金だとか基金という名の施設がどうも目につくように思うんです。資金と基金とは一体どういうふうになるのか。それから、これは大蔵省に聞きたいんですけども、最近の資金、基金の設置というものは傾向としてふえていくのかどうか、それと、国の資金、基金は全部でどのくらいあるのか。これをひとつ御報告を願いたい。

それからもう一点は、私はやたらに基金をつくって、そして何か余った金をプールするというようなやり方には余り賛成できないわけでございます。また、行革審の最終答申でも、特殊法人の新

設に当たってはスクラップ・アンド・ビルドの原則を厳守するようにならなければならないというふうな言っております。これはやっぱり資金、基金についてもある程度そういう考え方が必要ではないかというふうなふうに思っております。とりあえず金が残ったから、金の使い道がないから、残しておくとか野党から減税だとかなんとかと騒がれるから、とにかく資金にぶち込んでおけというふうな考え方があつたのではないかと、その辺のところはどうかということをお聞きして私の質問を終わります。

○政府委員(小村武君) まず第一点の基金と資金の違いでございますが、基金とは特殊法人、地方公共団体、公益法人が特定の目的、用途に充てるためにその法人の一般の現金と区分して保有し、運用される金銭でございます。これに對して資金とは、国が特定の目的、用途に充てるために一會計年度に消費し尽くすことを予定せず、一定の現金を保有するということでございます。資金につきましても財政法第四十四条で「国は、法律を以て定める場合に限り、特別の資金を保有することができる」というふうになっております。

基金については、必ずしも法律上の根拠を必要とするわけはございませんが、基金の設置については国がいろいろな形で助成する場合がございます。例えば特殊法人に対する出資という形になりましたら、予算をもつて国会の議決を経ると同時に、出資に對しては一定の法律をもつて規制をするという関係になっております。

それから、御指摘の基金、資金の乱立は望ましくないというところはもう御指摘のとおりでありまして、今私ども御提案申し上げている基金、資金につきましても、その目的あるいは効率的な使用の観点から必要であるということ御提案申し上げておりますが、行政改革の観点からいたすならば、基金、資金の乱立は望ましくないというの一般論としては御指摘のとおりだと思います。

それから、基金、資金の数がございまして、資金につきましても、これは国の制度でございますので法律をもつて定められておりまして、これは十

三個ございます。いわゆる資金的資金と申し上げまして、現在御提案を申し上げている資金等はその資金の運用益を活用するものでございまして、そのほか例えば為替の管理資金のような日々売買をするために必要な資金とかいろいろな目的等がございまして、合計十三個ございます。

それから、基金につきましては、これはその設置形態は種々ございまして、特殊法人に對する出資という形態をとりまして、それに出資金の運用の一方として基金を創設するというものがございます。これは今国会でも幾つかのものについて法律でお願いをしておるところであります。

そのほか地方公共団体の設置する基金というのがございまして、公共団体自身が持っているものでございまして、これに對する国との関係では補助という格好で出てまいるのがございます。そのほか民法公益法人に對する資金造成補助というものがございます。実はこの数え方というのは非常に一定の前提を置いて割り切つて考えなきゃいかぬと思うんですが、例えば今御提案を申し上げて、補正予算でお願いしております地域環境基金のようなものは、各都道府県に設置をされるか、各地方公共団体に設置をされる、それをどう勘定していくかということになります。そういうものも一つとして勘定いたしますと、大体私ども今概算で計算いたしますと、七十ちよつと数があるのではないかというふうな考えております。

○近藤忠孝君 法案に對して若干の基本的な問題を質問いたします。

まず第一は、一応特別公債発行ゼロにございまして、今日、隠れ借金の一部であるこの厚生年金国庫負担金繰り延べ分ですね、この返済は直ちに行うべきではなかったのか。一応厚生保険特会に繰り入れたといひましても、業務勘定に繰り入れて資金として運用するのは、年金勘定としましては事実上形を変えた新たな繰り延べじゃないか、こういう批判にはどうお考えですか。

○政府委員(小村武君) 御質問の趣旨は、その運用益を新たに借用するという形ではないかということですが、運用益につきましては、将来返済の際に厚生保険特別会計の年金勘定にそれも含めまして返済をするということでありまして、新たな形を変えた繰り延べ措置という関係にはございせん。

○近藤忠孝君 しかし、実際はどう見てもそんなんですね。

それから次の問題は、今、和田委員も触れられたけれども、元来、加入者按分率一〇〇%移行に伴う各被用者保険の負担増加の緩和措置は一般会計で見ればきものだと思つて、現に橋本大臣も予算の大蔵原案内示直前の段階では、一般会計から国庫負担六百億出すという案を厚生大臣に示しましたよね。ところが、途中で変わつて、一般会計はわずかに百五十億、大部分が、今問題になっている七百五十億はこの運用益ということ、これは一兆五千億をどういうふうな流用するやり方というのは財政の私物化につながっていくんじゃないかと思つて、

国が助成を要するものの費用は、本来一般会計から支出すべき当然の予算費目ですね。どうして一般費目でやらなかつたんですか。

○國務大臣(橋本龍太郎君) まず第一点は、財政の私物化という御批判でありますけれども、私物でない証明に本院の御審議を得ております。また、予算編成の過程におきましてはさまざまなお互いの意見の交わり合ひはあつたわけであります。あくまでもでき上がった予算をもつて国会に御審議をお願いを申し上げております。

○近藤忠孝君 私はこれ承認すべきでないと思つたので反対をしますけれども、そのときどきの勝手都合であつたへやつたりこつちへやつたりするんじやなくて、元来これは一般会計でやつたり見るべき筋のものだと思つて。

次の問題は、そもそも問題のもとをつくつた老人保健制度の加入者按分率一〇〇%移行の問題は、突き詰めてみると国庫負担の削減をねらつた措置じゃないかと思つて、これは老人保健法の改正前の昭和六十一年度段階で按分率は四

四・七％、これを今回一〇％にしますと、トータルで三千二百八十三億円の国庫負担削減になります。九〇％を一〇％にするだけで約六百四十億円の国庫負担の削減になる。まさに問題の根本は、国庫負担を減らすための措置が生み出した各被用者保険の負担増加を国が一般会計で助成しないので、元来返すべきものを返さないでこの助成のために流用するという、結局これ国の責任逃れを意味するんじゃないか、こういう批判にはどう答えますか。

○國務大臣(橋本龍太郎君) 端的にお答えを申し上げるなら、責任逃れはいたしておりません。○近藤忠孝君 随分短い答弁ですけども、そういう批判があるということをはっきりと胸に置いていただきたいと思ひます。

各被用者保険のうち、組合健保、共済組合の負担増加は合わせて八百一十一億、これに対する助成額は六百九億円で、約七五％になります。これに在宅ケアの推進などに対する助成も合わせますと六百五十九億円、約八一％助成することになります。他方、政管健保の負担増加は四百五十一億円、これに対する助成額は七十五億円で、二七％です。片方は八一％、片方は一七％、どうしてこういう助成額のアンバランスが出たのか。これ余り簡単だとわからないから、わかるように説明してください。

○委員長(藤井孝男君) 小村次長、簡潔明瞭にお答えください。○政府委員(小村武君) 今回の助成の内容でございますが、一つは、各被用者保険の持ち出し額について老人保健につきまして介體的な色彩が強いということ、一つは、老人保健の拠出金の負担が非常に重くなる保険につきましてその財政力に応じて傾斜配分をしよう、この二つの方法をもつてやっております。その結果、現在の老人保健への拠出金はいわば標準報酬、所得等を勘案して出すものではございませんで、加入者の頭割りを出している、そういうところを是正するために老

人保健への拠出金の財源率、これは所得を反映して、所得と標準報酬と拠出金の関係でございますが、財源率が被用者保険の最も基本的な制度である政管健保を超えるものについて重点的に補助をするという形をとらせていただいた結果、このような結果になったということでございます。○近藤忠孝君 財政能力その他ということでありませうけれども、ただ、政管健保は老人保健への拠出金増加に伴って保険料を現行八・三％から八・四％に上げるんです。これによる国民の負担増加は約五百億円に上る。要するに、これだけの保険料負担を新たに強いている政管健保に対してわずか一七％の助成にとどめている、これは一体どういうわけなのか。これをわかるように説明してください。

○政府委員(小村武君) 健康保険組合の中にも負担の激増するものがございます、もちろん財政力の豊かなところに対しては補助をいたさない、傾斜配分のところの対象にはならない。しかしながら、例えば、子供さんが多くて所得が比較的低いグループ、このグループにつきましては拠出金のみが多くなってくるということに対して政管健保よりもさらに影響が大きいということで、標準報酬等を勘案した傾斜配分の部分も設けたという次第でございます。

○近藤忠孝君 その点、五百億もの新たな負担増をいけば強いる。それに対して、その政管健保に對してわずか一七％という、これはどう見ても、また他のつり合い等を見ましても納得できないんですが、これを説明してください。○委員長(藤井孝男君) 理事梶原清君着席

○政府委員(小村武君) 先ほど来申し上げておりますように、被用者保険の最も基本的な制度である政管健保よりもさらに負担の激増をする、あるいは所得を勘案して負担の増加が大きいという保険者に対して助成をしようというもの、その結果でございます、いわば政管健保は昨今大変堅調に推移をしているということも反面言えるのと同じ時に、政管健保につきましては、基本的にはその

給付について一六・四％の国庫補助が別途なされているというふうな関係も勘案していただきたいというふうな考えております。○近藤忠孝君 時間が来ましたので質問はやめますけれども、突き詰めて言いますと、結局はこれは国庫負担を減らすための措置と見るを得ないんです、詳しくは申しませんが、だから、基本的にやはり国庫負担の抜本的な増額が必要であるということをお話しして、質問を終わります。

○古川太三郎君 これは資金というお話でしたけれども、資金といえ、その目的によつてその資金需要が多くなった場合にこの一兆五千億で足りるんですか、それともその足りない部分についてはまた一般予算からそれを要求なさるおつもりですか。そのあたりはいかがですか。

○政府委員(岡光治君) 予算要求というお話でございますので私からお答えをさせていただきます。要するに、これからの老人医療費の展開などを考えますと、そういう問題も一つの問題として考えられますが、今回の措置といえますのは、当面の一〇〇％への按分率移行に伴う暫定的な措置というふうな考えているわけでございます。当面における対応の程度としては、この特別保健福祉事業では七百五十億で十分ではないだろうか、こんなふうな考えているわけでございます。○古川太三郎君 七百五十億で十分だとすれば、補正予算で七百五十億を組めば足りるんじゃないんですか。わざわざ基金までつくる必要はないと思ふんですけれども、その点はいかがですか。

○政府委員(小村武君) 先ほど来御説明を申し上げているとおりでございますが、私も申し上げておきます。平成二年度特別公債依存体質からの脱却を目前に控えてこうした特例的な措置について返済または返済財源を確保するといふ一つの要請と、さらに現在の最も要望の強い老人保健制度について、その基盤安定事業が非常に政策的な要請として強く出てまいりました。この二つの要請を

満たすためにぎりぎりの接点としてかような制度を創設して御審議をお願いしているということでございます。○古川太三郎君 そのお話はもう前から何回も聞いてよくわかっておるのですが、とにかく補正予算でそれを組まなければならないということについてのお伺いをしていくわけなので、本来ならば七百五十億で足るのでないかということであれば、私はわざわざ基金をつくる必要はないと、こう見るのですけれども、その点について明確にお答えを願いたいのです。財政法をたん曲けてしまうと非常に危ないことになるといふことが基本である。よろしくお願ひします。

○政府委員(小村武君) 御指摘のように、毎年度予算をもって補助を出すというののも一つの方法として考えられると思ひます。ただ、今回厚生年金に対する返済財源の確保と同時に、将来にわたつて老人保健の基盤安定化事業についてある程度の見通せる安定的な財源措置というのが関係方面から強い要望がなされた。この二つの御要請にこたえるためにこのような措置をとらせていただいたということでございます。

○古川太三郎君 七百五十億という補正予算を組むということについて、本来ならばその補正予算で済むこと、毎年一般予算を組んでいけばいいこと。それが資金というふうな性格とよく合致するわけなんですけれども、基金なら別でつけられども、国が借金をしている、それをそのままにして、なおかつその利息はまた別個支払わなきゃならぬんですから、それをしながらわざわざ資金に入れておかなきゃならぬ、そしてその返済にもなっていないということについて一般の人是非常に疑問に思ふんですけれども、そのあたりをいまいし聞かしていただけませんか。

○政府委員(小村武君) 御疑念は、厚生保険特別会計の年金勘定に本来帰属する運用益を別途老人保健基盤安定事業に流用してしまうのではないかと御指摘ではないかと思ふんですが、今回お願ひしておりますのは、そういうことをしている

わけではございません。厚生年金に対する繰り延べ措置の返済に当たっては運用利息も含めて将来お返しをする。今回資金造成をいたしましたのは、一兆五千億というほぼ厚生年金の返済財源に見合う額でございますが、その運用益を活用する。厚生年金の返済額は一兆五千億より少ない、予算ベースで約一兆三千億余りでございますが、やや余裕を持って組んでおること、それから将来の返済に当たっては、その年金の運用益については、その分はお返しをするという形になっております。

○三治重信君 時間が無いので、一点だけにしておきます。

この保険特別会計で一兆五千億を返したやつを、いけば流用ですね。しかし、こういうことは本当に予算がないときならそれは非常に合理的で、もっともらしくわかるのですが、

(理事梶原清君退席、委員長着席)

今までのずつと同僚の質問と同じように、これだけ補正予算で大盤振る舞いして財源が十分あるのに、老人保健法の関係だけこういうふうな非常な財源の二重利用というふうな考え方が、僕は非常に間違っていると思うんです。

殊にこの一点だけを言いたいんですが、いいか悪いかは別として、消費税という将来福祉財源にするというふうなまで言っているやつに、福祉財源として最もいいやつじゃないか、それをわざわざこんなことをしてほかのところへは一般財源を使つてこういうことをやるといふことについて、みんなが非常に不信感を持っているだろうと思うんです。

殊に、大蔵大臣のきょうの所信表明演説でも、消費税収のうち国分について福祉に優先して充てる趣旨を法律で定めると。法律で定めることを意図するぐらいなら、こういうふうなことを初めからきちんと消費税がこの分に入っているのだから、こうやって逐次消費税を福祉に使わしてもらいますという、非常に素直に我々もみんな、何というんですか、あるいは必要かもしれぬという

納得も一部にはできると思うんですが、これはどうも大蔵省の筆先で自分たちの都合のいいような予算にやっちゃって、大義名分とか国の福祉目的とかそういうようなことについての配慮は、僕は非常に足らなからこういうふうないろいろな問題が起きていると思うんです。

だから、いずれこういう問題は早く解消してやつてもらいたいと思うんですが、大蔵大臣、一つだけ答えてください。

○国務大臣(橋本龍太郎君) あえて私も論争をいたすつもりはございません。結論のみ申し上げますと、過去の繰り延べ分の具体的な返済について、今後の国の財政状況、また今回の資金を活用して行われる特別保健福祉事業の必要性等を考えながら、年金財政の運営に支障を来さないように気をつけてまいりたいと思っております。

○下村泰君 大変何かせば詰まった時間のあんばいなのであります。

今回のこの法改正を私なりにまとめまして、一つは財政全体の問題、二つ目は年金の問題、これは昨年暮れやりました。そして三つ目が老人保健、老人医療の問題、これはまさにききに大蔵、厚生自治の三大臣の合意の上で具体化されました。高齢者保健福祉推進十か年戦略、いわゆるゴールドプランと政府が呼んでおられるもの、これと大変密接な関係があると思っております。

そこで、今回の法改正の措置が「当分ノ間」と法案要綱にも明記されているように、臨時緊急なものだということ、老人保健、老人医療の抜本改革、これを前提としたものだとして理解していいものでしょうか。厚生省、簡単に答えてください。

○政府委員(岡光序治君) おっしゃる通りに、本格的な老人保健制度の改正を行いたいと思っておりますので、それをそれまでの間私どもは考えております。

○下村泰君 それで、このゴールドプラン達成のためなんですけれども、総事業費が六兆円と厚生省、これ見積もっておるようですね、その負担割合はどうなっていますか、簡単に。

○政府委員(岡光序治君) 六兆円のうち国と地方で持つことになっておりますが、ほぼ国が二兆円台の半ば、それから地方が二兆円強というふうな負担割合になっております。

○下村泰君 まだたくさんあるんですけれども、飛ばします。

その裏づけとなる財源の問題なんですが、単年度主義の予算編成の中で、大蔵省はどうしてこれを実現させていくのか、その決意をちよつとお聞かせください。

○国務大臣(橋本龍太郎君) これは毎年度の予算編成過程で最大限の努力を払って、今後十年間にこの目標を達成するという意思を表明いたします。

○下村泰君 ひとつ大臣、つけ加えておきたいんですけれども、昨年暮れの税制改革の折、平成元年十二月十一日です。このプランがまだ具体的に固まる前に大蔵大臣にお尋ねしました。そのときに「別」という言葉が使われていました。

無論これについて我々は全力を尽くすわけですが、福祉の社会はそれで終了というわけではございません。ですから、例えば各種の障害に苦しまれる方々への対策といったようなものは、このお申し入れの趣旨とは別に政府として予算編成の中において十分検討していかねければならない課題であると、そのような受けとめをいたしております。

こういうふうにお答えくださっているんですが、この言葉をお忘れなく、くれぐれもよろしくお願ひしたいと思っておりますが、御決意はいかがでしょう。

○国務大臣(橋本龍太郎君) この十か年戦略を達成するだけで高齢化社会に対する備えが全部終了するわけではもちろんありません。各種の障害に苦しまれる方々に対する対応等当然のこととして努力をしております。

○下村泰君 太平洋を横断してお帰りになつてお疲れのようですから、これ以上やると虐待になりますからこれでおしまいにしておきます。

○委員長(藤井孝男君) これにて質疑は結局した

ものと認めます。これより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願ひます。

○近藤忠孝君 私は、日本共産党を代表して、厚生保険特別会計法の一部改正案に反対の討論を行います。

老人保険の加入者按分率一〇〇％移行に伴う各被用者保険の負担増加に対する助成それ自体は組合健保などの負担を緩和する側面があります。しかしながら、政府は厚生年金国庫負担繰り延べ分については、これまでの予算委員会などで、昭和六十五年度の特例公債依存体質を脱却した後にできるだけ速やかに繰り戻しに着手したいなどと再三にわたつて答弁してきました。それならば、来年度の予算案で一応特例公債発行ゼロにこぎつけた今日、直ちに隠れ借金の一部である厚生年金国庫負担繰り延べ分の返済を行うべきであります。

しかるに今回の措置は、当然返すべきものを返さないでそれを他の目的に流用し、その運用益を一般会計で負担すべき予算項目に充当するものであり、形を変えた新たな繰り延べにはかならず、原則的に見て問題があります。

また、向こう当分の間一般会計では安定的に財源が確保できないという口実も、現在一般会計で消費税の収入を全部除外しても、その他の租税・印紙収入だけで五十兆円を超える歳入が見込まれており、社会保障を重視する姿勢さえあればその範囲で十分優先的に確保できる性質のものであります。例えば、軍事費や大企業補助金など国民にとって不要不急の予算を大幅に削減すればこの程度の予算の確保は一般会計で十分できるのであります。

さらに、問題の本来をつくつた老人保健の加入者按分率一〇〇％の問題にしても、まさにこの措置が国庫負担削減をねらつたものであることは明らかであります。例えば、老人保健法改正前の昭和六十一年度の段階での按分率四四・七％を今回の一〇〇％にするというトータルで約三千二百八十三

億円の国庫負担削減になり、九〇％から一〇〇％移行でも約六百四十六億円の国庫負担削減になることを見ても明らかです。したがって、国庫負担を減らすための措置が生み出した各被用者保険の負担増加については国が一般会計から別途助成して負担緩和を図るべきなのであります。それを、今回の措置のように、返すべきものも返さないでその助成のために当分の間流用するやり方は、財政の私物化につながり、国の責任逃れ以外の何物でもないものであります。これが反対理由の第一であります。

第二は、今回の措置は、国庫負担を削減しながら労働者と地方自治体の負担増加で国民健康保険財政の危機を一時的に緩和しようという政府の施策に対する国民の批判、不満をかわすための対策であり、政管健保など被用者保険への助成も、例えば政管健保の保険料が現行八・三％から八・四％に引き上げられることで約五百億円の負担増加を国民に転嫁することを見ることも明らかかなように、保険料引き上げをやめることにはつながらないのであります。国庫負担の抜本的な増加による制度の安定化が必要であります。

以上で本案に対する反対討論を終わります。

○委員長(藤井孝男君) 他に御意見もないようです。討論は終局したものと認めます。

これより採決に入ります。
厚生保険特別会計法の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(藤井孝男君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

久保君から発言を求められておりますので、これを許します。久保君。

○久保君 私は、ただいま可決されました厚生保険特別会計法の一部を改正する法律案に対して、自由民主党、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議、連合参議院、民社党・スポーツ・国民連合、参院クラブ及び税金党平和の会の各派共同提

案による附帯決議案を提出いたします。
案文を朗読いたします。

厚生保険特別会計法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 補正予算を編成するに当たっては、財政法の趣旨に従い、今後とも引き続き適正に行うように努めること。

一 過去における厚生年金保険国庫負担繰延べ措置については、積立金運用収入の減額分を含め、財政事情の許すかぎり可及的速やかに返済することに努め、もって厚生年金保険事業の長期的安定を図ること。

一 老人保健医療に係る加入者按分率が引き上げられるに伴う健康保険組合等被用者保険の老人保健拠出金の負担増が、これら被用者保険の保険料率の急激な引上げや保険事業運営に支障をもたらすことのないよう、適切に対処するとともに、老人福祉、保健及び医療の各般にわたり、老人保健制度の長期的安定化に努めること。

一 高齢化社会の進展に伴って、国民に過大な負担をもたらすことのないよう長期的な展望に立つて、社会保障制度をより安定的に機能させることに努めるとともに、その一層の充実を図ること。
右決議する。

以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(藤井孝男君) ただいま久保君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。
本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(藤井孝男君) 多数と認めます。よって、久保君提出の附帯決議案は多数をもって本委員会決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、橋本大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。橋本大臣。

○国務大臣(橋本龍太郎君) ただいま御決議のありました事項につきましては、政府といたしましても御趣旨を踏まえまして配慮してまいりたいと思っております。

○委員長(藤井孝男君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(藤井孝男君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後九時三十四分散会

三月十六日本委員会に左の案件が付託された。

一、消費税法の即時撤廃に関する請願(第二号)(第七号)(第一〇号)(第十二号)(第十三号)(第十六号)

一、消費税の廃止に関する請願(第十七号)

一、消費税の即時廃止に関する請願(第十八号)

一、消費税法の即時撤廃に関する請願(第二〇号)

一、消費税の廃止に関する請願(第二一号)

一、消費税法の廃止に関する請願(第二二号)

一、消費税法の即時撤廃に関する請願(第二五号)

一、消費税の即時廃止に関する請願(第二六号)

一、消費税の廃止に関する請願(第二七号)

一、消費税法の即時撤廃に関する請願(第二九号)

一、消費税の廃止に関する請願(第三〇号)

一、消費税の即時廃止に関する請願(第三二号)

(請願の内容は本号(その二)に掲載)

三月二十二日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、厚生保険特別会計法の一部を改正する法律案

一、関税率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案

一、国際金融公社への加盟に伴う措置に関する法律及び国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案

厚生保険特別会計法の一部を改正する法律案
(本号(その二)に掲載)

関税率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案
(本号(その二)に掲載)

国際金融公社への加盟に伴う措置に関する法律及び国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案
(本号(その二)に掲載)

三月二十二日本委員会に左の案件が付託された。
(予備審査のための付託は同日)

一、厚生保険特別会計法の一部を改正する法律案

三月二十三日日本委員会に左の案件が付託された。

一、消費税法の即時撤廃に関する請願(第三三号)

一、消費税の廃止に関する請願(第三四号)

一、消費税の即時廃止に関する請願(第三五号)

一、消費税法の即時撤廃に関する請願(第三七号)

一、消費税の廃止に関する請願(第三八号)

一、消費税の即時廃止に関する請願(第三九号)

一、消費税法の即時撤廃に関する請願(第四一

- 号)
- 一、消費税の廃止に関する請願(第四二号)
 - 一、消費税の即時廃止に関する請願(第四三号)
 - 一、消費税法の即時撤廃に関する請願(第五四号)
 - 一、消費税の廃止に関する請願(第五五号)
 - 一、消費税の即時廃止に関する請願(第五六号)
 - 一、消費税法の即時撤廃に関する請願(第六三号)
 - 一、消費税の廃止に関する請願(第六四号)
 - 一、消費税の即時廃止に関する請願(第六五号)

(請願の内容は本号(その二)に掲載)

平成二年四月五日印刷

平成二年四月六日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

P

第一百十八回国会 参議院 大蔵委員会 會議録 第一号(その二)

(本号(その二)参照)

第二号 平成二年二月二十七日受理
消費税法の即時撤廃に関する請願(三十通)
請願者 熊本県菊池市藤田一、四五四 山下静子 外二十九名

紹介議員 紀平 梯子君

一、「大型間接税は導入せず。」との公約に違反し、税負担の不公平を拡大し、年金生活者・老人・主婦・子供・中小零細業者、そして農・畜産・林・漁業従事者を苦しめる消費税を即時撤廃し、改めて国民合意の下での税制改革を行うこと。

理由

(一) 現行消費税はリクルート疑獄に汚染された自民党政府により提案され、政治不信が国民の間に渦巻く中で、審議不十分のまま強行採決されたもので、議会制民主主義の本旨に違反するものである。(二) 消費税法の内容も、税の本旨の一つである累進性に逆行するもので、不公平税制の是正としたいながら、その実、所得の少ない者、全く無い者からも過大に徴収するもので著しく公平を欠くものである。(三) 消費税は、高齢化社会に対応した福祉のためとうたわれながら、福祉目的の税ではなく、平成元年度予算で福祉予算に格別の配慮が行われたわけではない。(四) 農業県熊本にとっては、特に第一次産業従事者を苦しめ、県財政をも圧迫し、県民の福祉を著しく阻害する。

第七号 平成二年二月二十八日受理

第五部 大蔵委員会會議録第一号(その二) 平成二年三月二十六日【参議院】

消費税法の即時撤廃に関する請願(十四通)

請願者 熊本県水俣市袋八ノ二八ノ五 平石義則 外十三名
紹介議員 紀平 梯子君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第一〇号 平成二年三月一日受理
消費税法の即時撤廃に関する請願(三三通)

請願者 熊本県水俣市陣内一ノ二五ノ二三 岩崎文字 外二名
紹介議員 紀平 梯子君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第二二号 平成二年三月二日受理
消費税法の即時撤廃に関する請願(三三通)

請願者 熊本県水俣市袋三五四 永野隆文 外二名
紹介議員 紀平 梯子君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第一三三号 平成二年三月三日受理
消費税法の即時撤廃に関する請願(三三通)

請願者 熊本県水俣市袋二、五〇一ノ二二 一 大沢つた子 外二名
紹介議員 紀平 梯子君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第一六号 平成二年三月五日受理
消費税法の即時撤廃に関する請願(三三通)

請願者 熊本県水俣市陣内二ノ四ノ一五 田畑知彦 外二名
紹介議員 紀平 梯子君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第一七号 平成二年三月五日受理
消費税の廃止に関する請願
請願者 札幌市北区新川四条二ノ五ノ二五 風間陽子
紹介議員 紀平 梯子君

消費税は公約違反であり国民の生活を圧迫する。第十五回参議院議員通常選挙で国民の審判が下った以上、消費税の即時廃止を行われない。

理由

平成元年七月の第十五回参議院議員通常選挙で、国民・有権者は消費税廃止の意思を表明した。消費税導入は公約違反であり、逆進性、弱者に過酷なこと、税の転嫁、不公平の拡大など欠陥の多い税制への審判であった。最近のマスコミの世論調査では、「廃止」より「見直し」が多いという結果であるが、政府・自民党が明らかにしない状況の中で、国民は各自が「してほしい」見直しを思い描いているからであり、廃止に等しい抜本的改正への期待が込められていると思われる。政府・自民党のさきの国会の審議を見ても、その「見直し」は小幅なものにとどまり、「思い切った見直し」は不可能で、到底国民の期待に添えるものではない。消費税を直ちに廃止し、しかる後、二十一世紀を展望し、豊かな高齢化社会を実現する税制、国民の理解と納得の得られる公平な税体系を確立すべきである。

第一八号 平成二年三月五日受理
消費税の即時廃止に関する請願

請願者 東京都世田谷区中町四ノ一七ノ一

二 粕谷嘉一 外四名
紹介議員 紀平 梯子君

さきの参議院選挙で、主権者国民は「消費税、ノ」の意思を表明した。消費税は、公約違反であり、国民の生活と中小業者の営業を破壊する大悪税である。選挙での国民の審判が下った以上、消費税は直ちに廃止すべきである。政府・自民党は今、消費税の見直しや福祉目的の税への衣替えを口にしてはいるが、どのように見直し、名称を変えても、大型間接税の国民いじめの本質は変わらぬ。自民党政府はまた、「消費税廃止を言うなら財源とセットでなければ無責任」と言っているが、これこそ無責任な居直りである。もともと「やらない」という公約を踏みにじり、国民に押し付けた消費税は、あれこれの口実で存続させるのではなく、きっぱりと廃止することこそ、民主主義の常道と言わなければならない。消費税は直ちに廃止し、その上で福祉のため、減税のための税制改革を国民合意の下で行うべきである。ついては、以上の趣旨から、次の事項について実現を図りたい。

一、消費税法を直ちに廃止すること。

第二〇号 平成二年三月六日受理
消費税法の即時撤廃に関する請願(三三通)

請願者 熊本県水俣市袋八九六 川口由美子 外二名
紹介議員 紀平 梯子君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第二一号 平成二年三月六日受理
消費税の廃止に関する請願

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

請願者 札幌市中央区南十一条西二〇ノ四

ノ二一 辻静枝

紹介議員 紀平 梯子君
この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第二二号 平成二年三月六日受理
消費税法の廃止に関する請願

請願者 東京都世田谷区中町四ノ五ノ一〇
三橋洋 外三名

紹介議員 紀平 梯子君

第百十三回国会において、国民の圧倒的多数の反対を踏みにじつて強行された消費税は、原則としてすべての商品、サービスに税金をかけ、国民生活の隅々から税金を搾り取る大悪税であり、三%の税率でも、国民は赤ん坊から老人まで年一人当たり五〜六万円の負担が押し付けられることとなる。しかも、それは大金持ちも、所得の低い人も同じ税率で税金を負担させられる最悪の不公平税制である。中小業者にとっては消費税を価格に転嫁することは難しく、身銭を切られることになり、免税業者であっても仕入れでは税金を負担させられる。消費税は正に、国民生活破壊税であり、中小業者の営業破壊税である。さらに許せないのは、消費税は、自民党が繰り返し「やらない」と公約していた大規模間接税のものであり、このような公約で得た議席で強行するなど、国民を二重三重に欺いたことである。リクルート疑惑で明らかになったように、いろいろ疑惑の黒い株や政治献金、パーティー券で大もうけをした政治家が、国民には、大増税を押し付けるなど絶対に許すことはできない。国民は、このような消費税を決して容認していない。ついでに、次の事項について実現を図りたい。

一、消費税法を直ちに廃止すること。

第二五号 平成二年三月七日受理
消費税法の即時撤廃に関する請願(三通)

請願者 熊本県水俣市月浦三二八 福田文

紹介議員 紀平 梯子君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第二六号 平成二年三月七日受理
消費税法の即時撤廃に関する請願

請願者 東京都世田谷区等々力三ノ五ノ六
森田和美 外一名

紹介議員 紀平 梯子君

この請願の趣旨は、第一八号と同じである。

第二七号 平成二年三月七日受理
消費税法の廃止に関する請願

請願者 北海道恵庭市幸町四五四ノ二山
本きみ子

紹介議員 紀平 梯子君

この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第二九号 平成二年三月八日受理
消費税法の即時撤廃に関する請願(三通)

請願者 熊本県水俣市袋一、九七四ノ七
赤木倫子 外二名

紹介議員 紀平 梯子君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第三〇号 平成二年三月八日受理
消費税法の廃止に関する請願

請願者 北海道恵庭市幸町四二一ノ七二
酒井より子

紹介議員 紀平 梯子君

この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第三一号 平成二年三月八日受理
消費税法の即時撤廃に関する請願

請願者 神奈川県座間市立野台一三七ノ一
吉田サキ 外四名

紹介議員 紀平 梯子君
この請願の趣旨は、第一八号と同じである。

厚生保険特別会計法の一部を改正する法律案
厚生保険特別会計法の一部を改正する法律案
厚生保険特別会計法(昭和十九年法律第十号)の一部を次のように改正する。

第十九条を次のように改める。

第十九条 特別保健福祉事業ニ関スル政府ノ経理ハ当分ノ間第一条ノ規定ニ拘ラズ之ヲ本会計ニ於テ行フモノトス

前項ノ特別保健福祉事業(以下特別事業ト称ス)トハ国民保健ノ向上及老人福祉ノ増進ヲ目的トシテ国民ノ老後ニ於ケル健康ノ保持及適切ナル医療ノ確保ヲ図ル為特別保健福祉事業資金ノ運用益利金ヲ財源トシテ行フ左ニ掲グルモノヲ謂フ

一 社会保険診療報酬支払基金ガ行フ老人保健法第六十四条第三項ニ規定スル老人保健関係業務ニ対スル政令ヲ以テ定ムル補助ニシテ予算ノ範囲内ニ於テ行フモノ

二 健康保険事業ノ管掌者タル政府ガ納付スル老人保健法ノ規定ニ依ル抛入金ノ一部ニ充ツル為予算ノ範囲内ニ於テ行フ健康勘定ヘノ繰入

三 船員保険事業ノ管掌者タル政府ガ納付スル老人保健法ノ規定ニ依ル抛入金ノ一部ニ充ツル為及船員保険事業ノ福祉施設費ノ内政令ヲ以テ定ムルモノニ充ツル為予算ノ範囲内ニ於テ行フ船員保険特別会計ヘノ繰入

四 前三号ニ掲グルモノノ外健康保険事業ノ保健施設及福祉施設其ノ他ニ係ル財政上ノ措置

ニシテ政令ヲ以テ定ムルモノ

第一項ノ規定ニ依リ特別事業ニ関スル政府ノ経理ヲ本会計ニ於テ行フ場合ニ於テハ業務勘定ニ特別保健福祉事業資金(以下資金ト称ス)ヲ置キ

次条第二項ノ規定ニ依ル繰入金、資金ノ運用利益金及第十九条ノ六第一項ノ規定ニ依ル組入金ヲ以テ之ニ充ツルモノトス

第一項ノ規定ニ依リ特別事業ニ関スル政府ノ経理ヲ本会計ニ於テ行フ場合ニ於テ業務勘定ニ於テハ第六条ノ規定ニ依ルモノノ外資金ニ充ツル為ノ一般会計ヨリノ受入金、資金ヨリノ受入金

及特別事業ニ係ル附属雑収入ヲ以テ其ノ歳入トシテ之ニ充ツルモノトス

第一項ノ規定ニ依リ特別事業ニ関スル政府ノ経理ヲ本会計ニ於テ行フ場合ニ於テ健康勘定ニ於テハ第三条ノ規定ニ依ルモノノ外業務勘定ヨリノ受入金ヲ以テ其ノ歳入トス

第十九条ノ次に次の六条を加える。

第十九条ノ二 資金ニ充ツル為必要アルトキハ一般会計ヨリ予算ノ定ムル金額ヲ限リ業務勘定ニ繰入ルコトヲ得

資金ニハ前項ノ規定ニ依ル一般会計ヨリノ受入金ニ相当スル金額ヲ業務勘定ヨリ繰入ルベシ

第十九条ノ三 特別事業ニ要スル経費ニ充ツル為資金ヨリ予算ノ定ムル金額ヲ限リ業務勘定ニ繰入ルコトヲ得

前項ニ規定スル繰入金ノ額ハ当該繰入金ヲ為ス年度迄ニ生ジタル資金ノ運用利益金及当該年度ノ前年度迄ニ第十九条ノ六第一項ノ規定ニ依リ資金ヘ組入レタル金額ノ合計額ニ相当スル金額(当該前年度迄ニ前項又ハ同条第一項ノ規定ニ依リ業務勘定ニ繰入レタル金額アル場合ニ於テハ其ノ合計額ヲ控除シタル金額ニ相当スル金額)ヲ限度トス

第十九条ノ四 政府ハ厚生年金保険事業ノ長期的安定ヲ確保スル為ニ必要アルトキハ特別事業ノ必要ナシテ業務勘定ヨリ資金ノ金額ヲ限度トシテ予算ノ定ムル金額ヲ限り年金勘定ニ繰入ルルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ繰入金ヲ為ストキハ年金勘定ニ於テハ第五條ノ規定ニ依ルモノノ外業務勘定ヨリノ受入金ヲ以テ其ノ歳入トス

第一項ノ規定ニ依リ繰入金ヲ為ストキハ当該繰入金ニ相当スル金額ヲ資金ヨリ業務勘定ニ繰入ルベシ

第一項ノ規定ニ依リ繰入金ヲ為シタルトキハ当該繰入金額ガ第十八條ノ十一第二項又ハ第十八條ノ十二第二項ノ規定ニ依リ一般會計ヨリ年金勘定ニ繰入レラレタルモノト看做ス

前項ノ規定ノ適用ニ付テ必要ナル事項ハ政令ヲ以テ之ヲ定ム

一般會計ヨリ第十八條ノ十一第二項及第十八條ノ十二第二項ノ規定ニ依リ一般會計ヨリ年金勘定ニ繰入ルベキ金額ノ合計額ニ相当スル金額ガ年金勘定ニ繰入レラレタル場合(第四項ノ規定ニ依リ繰入レラレタルモノト看做サレル場合ヲ含ム)ニ於テ資金ニ残額アルトキハ政府ハ特別事業ノ必要ナシテ業務勘定ヨリ当該残額ヲ限度トシテ予算ノ定ムル金額ヲ限り一般會計ニ繰入ルルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ繰入金ヲ為ストキハ第三項ノ規定ヲ準用ス

第十九條ノ五 資金ノ受払ハ大蔵大臣ノ定ムル所ニ依リ業務勘定ノ歳入歳出外トシテ經理ス

第十九條ノ六 業務勘定ニ於テ毎會計年度ノ第十九條第四項ノ規定ニ依リ歳入額ヨリ当該年度ノ同項ノ規定ニ依リ歳出額ヲ控除シテ剰余ヲ生ジタルトキハ之ヲ資金ニ組入レ不足ヲ生ジタルトキハ之ヲ資金ヨリ補足スベシ

第十九條第一項ノ規定ニ依リ特別事業ニ関スル

第五部 大蔵委員会會議録第一号(七の二) 平成二年三月二十六日

政府ノ經理ヲ本會計ニ於テ行フ場合ニ於ケル第九條ノ規定ノ適用ニ付テハ同条中「決算上」トアルハ「毎會計年度ノ歳入額(第十九條第四項ノ規定ニ依ルモノヲ除ク)ヨリ当該年度ノ歳出額(同項ノ規定ニ依ルモノヲ除ク)ヲ控除シテ」ト読替フルモノトス

第十九條ノ七 資金ハ資金運用部ニ預託シ之ヲ運用スルコトヲ得

第二十條から第二十二條までを次のように改める。

第二十條乃至第二十二條 削除

附則

1 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の規定は、平成元年度以降の予算について適用する。

2 船員保険特別會計法(昭和二十二年法律第二百三十六号)の一部を次のように改正する。

第二十六條の次に次の一条を加える。

第二十七條 厚生保険特別會計法(昭和十九年法律第十号)第十九條第一項の規定により特別保健福祉事業に関する政府の經理を厚生保険特別會計において行ふ場合においては、第三條の規定によるもののほか、厚生保険特別會計業務勘定からの受入金をもつてこの會計の歳入とする。

関稅定率法及び関稅暫定措置法の一部を改正する法律案

関稅定率法及び関稅暫定措置法の一部を改正する法律案

正する法律

(関稅定率法の一部改正)

第一条 関稅定率法(明治四十三年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第十四條第十号中「變つて」を「變つて」に、「但し」を「ただし」に、「払いもどし」を「払戻し」

に改め、「同条第二項」の下に、「第十九條の三」を加える。

第十九條の二の次に次の一条を加える。

(輸入時と同一状態で再輸出される場合の戻し税)

第十九條の三 関稅を納付して政令で定めるところにより輸入された貨物で、その輸入の時の性質及び形状が變つていないものを本邦

から輸出するときは、当該貨物がその輸入の許可の日から一年(一年を超えることがやむを得ないと認められる理由がある場合)において、政令で定めるところにより税関長の承認を受けたときは、一年を超え税関長が指定する期間)以内に輸出されるものである場合に限り、政令で定めるところにより、その関稅を払い戻すことができる。

別表第一六〇二・五〇号中

「 気密容器入りのもの(冷蔵及び冷凍のいずれもしてないものに限るものとし、野菜を含むものを除く) 」

別表第一七〇二・二〇号を次のように改める。

一七〇二・二〇

一 一七〇二・二〇

二 一七〇二・二〇

「 気密容器入りのもの(冷蔵及び冷凍のいずれもしてないものに限るものとし、野菜を含むものを除く) 」

に改める。

一キログラムにつき四円五〇銭

三五%(その率が一キログラムにつき二七円の従量税率より低いときは、当該従量税率)

別表第一七〇二・三〇号中

二 二 二

二 二 二

二 二 二

二 二 二

別表第一七〇二・三〇号中

二 二 二

二 二 二

二 二 二

二 二 二

二 二 二

二 二 二

二 二 二

二 二 二

五〇%(その率が一キログラムにつき二五円

三五%

二五%

<p>(一) その他のもの A 精製したもの B その他のもの</p> <p>の従量税率より低いときは、当該従量税率)</p> <p>二五% 五〇%(その率が一キログラムにつき二五円の従量税率より低いときは、当該従量税率)</p> <p>二 その他のもの 砂糖を加えたもの 砂糖を加えたもの 砂糖を加えたもの 砂糖を加えたもの</p> <p>の従量税率より低いときは、当該従量税率)</p> <p>三五% 三五%</p> <p>を</p>	<p>別表第一七〇二・四〇号及び第一七〇二・六〇号中</p> <p>二 その他のもの</p> <p>五〇%(その率が一キログラムにつき二五円の従量税率より低いときは、当該従量税率)</p> <p>二五% 三五%</p> <p>を</p>	<p>別表第一七〇二・九〇号中</p> <p>二 砂糖水 三 カラメル</p> <p>二 砂糖水及び人造はちみつ 三 カラメル</p> <p>三五%(その率が一キログラムにつき二七円の従量税率)</p> <p>三五% 三五%</p> <p>を</p>	<p>に改める。</p> <p>に改める。</p>
<p>三 人造はちみつ及びカラメル</p> <p>(一) その他のもの A 砂糖を加えたもの B その他のもの (二) その他のもの A 砂糖を加えたもの</p> <p>の従量税率より低いときは、当該従量税率)</p> <p>三五% 三五%</p> <p>を</p>	<p>二五% 三五%</p> <p>に改める。</p>	<p>(関税暫定措置法の一部改正) 第二条 関税暫定措置法(昭和三十五年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。 第一条中「平成二年三月三十一日」を「平成三年三月三十一日」に改める。 第三条から第六条までの規定中「平成二年三月三十一日」を「平成五年三月三十一日」に改める。</p> <p>三五% 三五%</p> <p>を</p>	<p>に改める。</p>

第七条を次のように改める。

第七条 削除

第七条の二第一項中「関税納付済み原油等から本邦において製造された揮発油」を「関税納付済みの関税定率法別表第二七〇九・〇〇号に掲げる石油及び歴青油又は同表第二七一一・〇〇号の(四)に掲げる粗油(以下「関税納付済み原油等」という。)から本邦において製造された同号の(一)の(c)に掲げる揮発油(以下「揮発油」という。)」に、「平成二年三月三十一日」を「平成三年三月三十一日」に改め、「関税に相当する額」の下に「に二分の一を乗じて得た額」を加え、同条第二項を次のように改める。

2 前項の規定による還付を受けようとする者は、同項の用途に使用した揮発油については、月中の使用数量その他政令で定める事項を記載した届出書を、その使用した月の翌月十五日までに、同項の製造工場を所轄する税関に提出して、当該事項につき確認を受けなければならない。

第七条の三第一項中「平成二年三月三十一日」

を「平成三年三月三十一日」に改め、同条第四項中「石油ガス」を「関税定率法別表第二七・一一項に掲げる石油ガス」に、「関税定率法別表を「同表」に、「平成二年三月三十一日」を「平成三年三月三十一日」に改め、同条第五項中「第七条第二項」を「前条第二項」に改める。

第七条の四第一項中「平成二年三月三十一日」を「平成三年三月三十一日」に改める。

第七条の五第一項中「平成二年三月三十一日」を「平成五年三月三十一日」に改め、同項第二号中「セファロスポリン系抗生物質の中間物(セフェム環を有するものに限る。)」を「ベーターラクタム系抗生物質の中間物(セフェム環、ペナム環又はオキサセフェム環を有するものに限る。)」に改める。

第八条第一項中「平成二年三月三十一日」を「平成五年三月三十一日」に改める。

第十一条第一項及び第十二条第一項中「第七条第一項、」を削る。

別表第一(A)第〇四〇三・一〇号を次のように改める。

〇四〇三・一〇

ヨーグルトのうち
砂糖を加えたもの以外のもののうち
冷凍してないもの

二五%

別表第一(A)第〇四〇六・二〇号及び第〇四〇六・三〇号を次のように改める。

〇四〇六・二〇

おろしチーズ及び粉チーズ(チーズの種類を問わない。)

一 プロセスチーズのもの

(1) 平成三年三月三十一日までに輸入されるもの

(2) 平成三年四月一日から平成四年三月三十一日までに輸入されるもの

五〇%

四〇%

〇四〇六・三〇

プロセスチーズ(おろしチーズ及び粉チーズを除く。)

(1) 平成三年三月三十一日までに輸入されるもの

(2) 平成三年四月一日から平成四年三月三十一日までに輸入されるもの

別表第一(A)第〇八〇五・四〇号を次のように改める。

〇八〇五・四〇

グレープフルーツ

一〇%

平成二年三月三十一日までに輸入されるもの

別表第一(A)第二〇〇五・九〇号中

平成二年四月一日から平成三年三月三十一日までに輸入されるもの

七〇%(その率が一キログラムにつき一四円の従量税率より低いときは、当該従量税率)

六〇%(その率が一キログラムにつき一三円の従量税率より低いときは、当該従量税率)

に改める。

平成三年三月三十一日までに輸入されるもの
六〇%(その率が一キログラムにつき一三円の従量税率より低いときは、当該従量税率)

別表第一(A)第一六〇二・五〇号中

(1)	平成二年三月三十一日まで輸入されるもの	二五%
(2)	平成二年四月一日から平成四年三月三十一日まで輸入されるもの	七〇%
(3)	平成四年四月一日から平成五年三月三十一日まで輸入されるもの	六〇%

- (1) 平成四年三月三十一日まで輸入されるもの
 (2) 平成四年四月一日から平成五年三月三十一日まで輸入されるもの

七〇%
 六〇%
 に改める。

別表第一(A)第一七〇二項を次のように改める。

一七〇二

その他の糖類(化学的に純粋な乳糖、麦芽糖、ぶどう糖及び果糖を含むものとし、固体のものに限る)、糖水(香料又は着色料を加えてないものに限る)、人造はちみつ(天然はちみつを混合してあるかないかを問わない)及びカラメル
 ぶどう糖及びぶどう糖水(果糖を含有しないもの及び果糖の含有量が乾燥状態において全重量の二〇%未満のものに限る)。

- 二 その他のもの
 (一) 砂糖を加えたもの
 (1) 平成三年三月三十一日まで輸入されるもの

七〇%(その率が一キログラムにつき三〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率)

を

一七〇二・四〇

- (2) 平成三年四月一日から平成四年三月三十一日まで輸入されるもの

六〇%(その率が一キログラムにつき二七円五〇銭の従量税率より低いときは、当該従量税率)

- (一) その他のもの
 B その他のもの
 (1) 平成三年三月三十一日まで輸入されるもの

- (2) 平成三年四月一日から平成四年三月三十一日まで輸入されるもの

七〇%(その率が一キログラムにつき三〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率)
 六〇%(その率が一キログラムにつき二七円五〇銭の従量税率より低いときは、当該従量税率)

- ぶどう糖及びぶどう糖水(果糖の含有量が乾燥状態において全重量の二〇%以上五〇%未満のものに限る)。
 二 その他のもの
 (1) 平成三年三月三十一日まで輸入されるもの

七〇%(その率が一キログラムにつき三〇円の従量税率)

<p>一七〇二・九〇</p>	<p>その他のもの(転化糖を含む) 三 人造はちみつ及びカラメル (1) 平成三年三月三十一日までに輸入されるもの</p>	<p>七〇%(その率が一キ</p>
<p>一七〇二・五〇 一七〇二・六〇</p>	<p>果糖(化学的に純粹なものに限る。) その他の果糖及び果糖水(果糖の含有量が乾燥状態において全重量の五〇%を超えるものに限る。) 二 その他のもの (1) 平成三年三月三十一日までに輸入されるもの (2) 平成三年四月一日から平成四年三月三十一日までに輸入されるもの</p>	<p>より低いときは、当該従量税率) 六〇%(その率が一キログラムにつき二七円五〇銭の従量税率より低いときは、当該従量税率) 九%</p>
	<p>(2) 平成三年四月一日から平成四年三月三十一日までに輸入されるもの</p>	<p>より低いときは、当該従量税率) 六〇%(その率が一キログラムにつき二七円五〇銭の従量税率より低いときは、当該従量税率) 九%</p>
	<p>四 ハイ・テスト・モラセス (1) グルタミン酸及びその塩、酵母、リン、五リボヌクレオチド及びその塩その他政令で定める物品の製造に使用するもの (2) その他のものうち アルコールの製造用のものうち、当該アルコールの製造用のハイ・テスト・モラセス並びに第一七〇三・一〇号及び第一七〇三・九〇号のアルコールの製造用の糖みつについて、当該年度におけるかんしよその他のアルコール製造用原料品の需給その他の条件を勘案して政令で定める数量(第一七・〇三項において「共通の限度数量」という)以内のもの 五 その他のもの (一) その他のもの A 砂糖を加えたもの (1) 平成三年三月三十一日までに輸入されるもの</p>	<p>五% 無税 七〇%(その率が一キログラムにつき三〇円の従量税率)</p>

<p>別表第一(A)第二〇〇八・二〇八号を次のように改める。</p> <p>二〇〇八・二〇〇 バイナップル</p>	<p>B その他のもの</p> <p>(1) 平成三年三月三十一日までに輸入されるもの</p> <p>(2) 平成三年四月一日から平成四年三月三十一日までに輸入されるもの</p>	<p>より低いときは、当該従量税率)</p> <p>六〇%(その率が一キログラムにつき二七円五〇銭の従量税率より低いときは、当該従量税率)</p> <p>七〇%(その率が一キログラムにつき三〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率)</p> <p>六〇%(その率が一キログラムにつき二七円五〇銭の従量税率より低いときは、当該従量税率)</p>
<p>別表第一(A)第二〇〇八・二〇八項の次に次の一項を加える。</p> <p>二〇〇九 りんごジュース</p>	<p>(1) 破砕し又はバルブ状にしたものを除く。</p> <p>(1) この号の(1)及び(2)に掲げるバイナップルについて、当該年度における国内需要見込数量から国内で生産されるもの(国内産の生鮮のバイナップルを原料とするものに限る。)の見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量(以下この号において「共通の限度数量」という。)以内のもの</p> <p>(2) その他のもの</p> <p>(3) その他のもの</p> <p>無税</p> <p>三五%</p> <p>無税</p> <p>三五%</p>	<p>破砕し又はバルブ状にしたものを除く。</p> <p>(1) この号の(1)及び(2)に掲げるバイナップルについて、当該年度における国内需要見込数量から国内で生産されるもの(国内産の生鮮のバイナップルを原料とするものに限る。)の見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量(以下この号において「共通の限度数量」という。)以内のもの</p> <p>(2) その他のもの</p> <p>(3) その他のもの</p> <p>無税</p> <p>三五%</p> <p>無税</p> <p>三五%</p>

別表第一(A)第二〇〇八・二〇八号を次のように改める。

二〇〇八・二〇〇
バイナップル

一 砂糖を加えたもの

(1) 気密容器入りのもので、容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のもの(細片にし、

二 その他のもののうち

しよ糖の含有量が全重量の一〇%を超えるもの

三五%

別表第一(A)第二一〇六・九〇号中

しよ糖の含有量が全重量の五〇%未満のもの
しよ糖の含有量が全重量の八五%以上のもの
(小売用の容器入りにしたもの(容器ともの一
個の重量が五〇〇グラム以下のものに限
る)、成分に変更を加えることなく小売用の
容器入りのもの(容器とも一個の重量が五
〇〇グラム以下のものに限る。)にすることが
政令で定める手続により証明されたもの及び
課税価格が一キログラムにつき二五七円を超
えるものを除く。)

しよ糖の含有量
が全重量の五
〇%未満のもの
二八%

二八%
を

別表第一(A)第二一〇七・五〇号を次のように改める。

二七〇七・五〇

その他の芳香族炭化水素混合物で、ASTM D 八
六の方法による温度二五〇度における減少量加算留出
容量が全容量の六五%以上のもの

無税

別表第一(A)第二一〇七・九九号を次のように改める。

二七〇七・九九

その他のもの

無税

別表第一(A)第二一〇〇号中

(1) 政令で定める石油化
学製品の製造に使用
するもの、アンモニ
アの製造に使用する
もの及びガス事業法
第二条第二項に規定
する一般ガス事業者
がガスの製造に使用
するもの

一キロリッ
トルにつき
三三円

を

(1) 政令で定める石油化学製品の製造に使用
するもの及びガス事業法第二条第二項に
規定する一般ガス事業者がガスの製造に
使用するもの

一キロリッ
トルにつき
三三円

に改める。

別表第一(A)第二七・一五項の次に次の二項を加える。

ふつ素、塩素、臭素及びより素

ふつ素及び臭素

昇華硫黄、沈降硫黄及びコロイド硫黄

水素、希ガスその他の
非金属元素

水素、希ガスその他の
非金属元素

水素、希ガスその他の
非金属元素

水素、希ガスその他の
非金属元素

水素、希ガスその他の
非金属元素

水素、希ガスその他の
非金属元素

水素、希ガスその他の
非金属元素

水素、希ガスその他の
非金属元素

水素、希ガスその他の
非金属元素

水素、希ガスその他の
非金属元素

水素、希ガスその他の
非金属元素

水素、希ガスその他の
非金属元素

水素、希ガスその他の
非金属元素

水素、希ガスその他の
非金属元素

水素、希ガスその他の
非金属元素

水素、希ガスその他の
非金属元素

水素、希ガスその他の
非金属元素

水素、希ガスその他の
非金属元素

水素、希ガスその他の
非金属元素

水素、希ガスその他の
非金属元素

水素、希ガスその他の
非金属元素

水素、希ガスその他の
非金属元素

水素、希ガスその他の
非金属元素

水素、希ガスその他の
非金属元素

水素、希ガスその他の
非金属元素

水素、希ガスその他の
非金属元素

水素、希ガスその他の
非金属元素

水素、希ガスその他の
非金属元素

水素、希ガスその他の
非金属元素

水素、希ガスその他の
非金属元素

水素、希ガスその他の
非金属元素

水素、希ガスその他の
非金属元素

水素、希ガスその他の
非金属元素

水素、希ガスその他の
非金属元素

水素、希ガスその他の
非金属元素

水素、希ガスその他の
非金属元素

水素、希ガスその他の
非金属元素

水素、希ガスその他の
非金属元素

水素、希ガスその他の
非金属元素

三〇〇六・五〇
三〇〇六・六〇
救急箱及び救急袋
避妊用化学調製品（ホルモン又は殺精子剤をもととし
たものに限る。）
無税
無税

別表第一(A)第三三〇・六項中「三三〇六・九〇」
三三〇六・一〇
三三〇六・九〇
歯磨き
その他のもの
無税
五・八％
に改める。

別表第一(A)第三七〇・一・一〇号中「三・七％」を「無税」に改める。
別表第一(A)第三七〇・一・二〇号を次のように改める。
三三〇一・二〇
インスタントプリントフィルム
無税

別表第一(A)第三七〇・一・三〇号、第三七〇・一・九一号及び第三七〇・一・九九号中「三・七％」を「無税」に改める。
別表第一(A)第三七〇・一・二〇号を次のように改める。
三三〇一・二〇
インスタントプリントフィルム
無税

別表第一(A)第三七〇・二・三〇号、第三七〇・二・三三号及び第三七〇・二・三九号中「三・七％」を「無税」に改める。
三三〇二・二〇
インスタントプリントフィルム
無税

別表第一(A)第三七〇・二項中
三三〇二・四一
その他のフィルム（スプロケットホルルの
ないもので、幅が一〇五ミリメートルを超
えるものに限る。）
幅が六一〇ミリメートルを超え、長さが
二〇〇メートルを超えるもの（カラー写
真用のもの（ポリクローム）に限る。）
無税
に改める。

別表第一(A)第三七〇・二・四二号から第三七〇・二・四四号まで及び第三七〇・二・五一号中「三・七％」を「無税」に改め、同号の次に次の一号を加える。
三三〇二・五一
幅が一六ミリメートル以下で、長さが一四メートルを
超えるもの
無税

別表第一(A)第三七〇・二・五三号から第三七〇・二・五六号まで及び第三七〇・二・九一号から第三七〇・二・九三号までの規定中「三・七％」を「無税」に改める。
別表第一(A)第三七〇・二・九四号を次のように改める。

三三〇二・九四
幅が一六ミリメートルを超え三五ミリメートル以下
で、長さが三〇メートルを超えるもの
無税

別表第一(A)第三七〇・二・九五号中「三・七％」を「無税」に改める。
別表第一(A)第三七〇・三項中「三・七％」を「無税」に改め、同項の次に次の二項を加える。
三三〇四
三三〇四・〇〇
写真用のプレート、フィルム、紙、板紙及び紡織用繊維
（露光したもので、現像してないものに限る。）
写真用のプレート及びフィルム（露光し、かつ、現像し
たものに限るものとし、映画用フィルムを除く。）
オフセット用のもの
マイクروفيلم
その他のもの
無税
無税
無税
無税

別表第一(A)第三七〇・三項中
三三〇六・一〇
幅が三五ミリメー
ル以上のもの
幅が四〇ミリ
メートル以下
のもの
無税
に改める。

別表第一(A)第四〇・二項中
三三〇六・一〇
幅が三五ミリメートル以上のもの
幅が四〇ミリメートル以下
のもの
無税
に改める。

別表第一(A)第四〇・二項中
三三〇六・九〇
その他のもの
幅が一〇ミリメートル以下
のもの
無税
に改める。

別表第一(A)第四〇・二項中
四〇二一・四〇
モーターサイクル
に使用する種類の
ものうち
公称の幅が一〇
一・六ミリメー
トルを超えるもの
無税

別表第一(A)第四〇・二・三〇
四〇二一・四〇
四〇二一・五〇
航空機に使用する種類のもの
モーターサイクルに使用する種類
のもの
自転車に使用する種類のもの
無税
無税
無税
に改める。

別表第一(A)第四〇・二・九一号及び第四〇・二・九九号を次のように改める。

四〇二・九一 四〇二・九九	杉綾模様の他これに類するトレッドを有するもの その他のもの	無税
別表第一(A)第四〇・二二	ゴム製の空気タイヤ(更生したもの及び中古のものに限る。)並びにゴム製のソリッドタイヤ、クッションタイヤ、交換性タイヤトレッド及びタイヤフラップ	無税
四〇二・一一〇 四〇二・二二〇 四〇二・九〇 四〇二・三三 四〇三・一〇 四〇三・二〇 四〇三・九〇	更生タイヤ 空気タイヤ(中古のものに限る。) その他のもの ゴム製のインナーチューブ 乗用自動車(ステーションワゴン及びレーシングカーを含む。)、バス又は貨物自動車に使用する種類のもの 自転車に使用する種類のもの その他のもの	無税 無税 無税 無税 無税 無税 無税
別表第一(A)第四〇・一五・一九	その他のもの	無税
別表第一(A)第四〇・一六・九一	床用敷物及びマット	無税
別表第一(A)第四〇・一六・九二から第四〇・一六・九五号までの規定中「三・四%」を「無税」に改める。		
別表第一(A)第四〇・一七 四〇二・七〇〇	硬質ゴム(例えば、エポナイト。くずを含むものとし、形状を問わない。)及びその製品	無税
別表第一(A)第四一・〇四項中「平成二年三月三十一日」を「平成三年三月三十一日」に、「八四、三〇〇平方メートル」を「八八、六〇〇平方メートル」に、「四五七、〇〇〇平方メートル」を「五〇三、〇〇〇平方メートル」に改める。		
別表第一(A)第四一・〇五・二〇号中「平成二年三月三十一日」を「平成三年三月三十一日」に、「四四七、〇〇〇平方メートル」を「四七〇、〇〇〇平方メートル」に改める。		
別表第一(A)第四一・〇六・二〇号中「平成二年三月三十一日」を「平成三年三月三十一日」に改める。		
別表第一(A)第四一・〇一・〇〇	新聞用紙(ロール状又はシート状のものに限る。)	無税
別表第一(A)第四八・一〇・一二号中「四・一%」を「無税」に改める。		
別表第一(A)第四八・一四項を次のように改める。		
四八・一四 四八・二〇 四八・二二〇	壁紙その他これに類する壁面被覆材及びグラスベーパー イングレインペーパー 壁紙その他これに類する壁面被覆材(プラスチックを表面に塗布し又は被覆した紙から成るもので、当該プラスチックの層に、木目付けをし、型押しをし、着色し、図案を印刷し又はその他の装飾を施したものに限り。)	無税 無税 無税
四八・四三〇 四八・四九〇 四八・四九〇 四八・四九〇	壁紙その他これに類する壁面被覆材(組物材料で表を覆つた紙から成るものに限るものとし、当該組物材料を平行につなぎ又は織つてあるかないかを問わない。) その他のもの デカルコマニア デカルコマニア(ガラス化することができるものに限る。)	無税 無税 無税 無税
別表第一(A)第四八・一八項の次に次の二項を加える。		
四九・〇八 四九・〇八・一〇 四九・〇八・九〇 四九・〇九 四九・〇九・〇〇	書画(印刷したもの及び挿絵を有するものに限る。)及び個人のあいさつ、伝言又は通知を印刷したカード(挿絵を有するか有しないか又は封筒若しくはトリミング付きであるかないかを問わない。)	無税 無税 無税 無税 無税
別表第一(A)第四九・二〇・〇〇号を次のように改める。		
四九・二〇・〇〇	カレンダー(カレンダーブロックを含むものとし、印刷したものに限る。)	無税
別表第一(A)第六四・一〇・一〇号及び第六四・一〇・九二号中「スキー靴」を「スキー靴で、平成七年三月三十一日までに輸入されるもの」に改める。		
別表第一(A)第六四・二一・一〇号を次のように改める。		
六四・二一・一〇	スキー靴(クロスカントリー用のものを含む。)のうち	二七%
別表第一(A)第六四・〇三項中「平成二年三月三十一日」を「平成三年三月三十一日」に、「三、五八〇、〇〇〇足」を「四、一二〇、〇〇〇足」に改める。		
別表第一(A)第六四・〇四項及び第六四・〇五項中「平成二年三月三十一日」を「平成三年三月三十一日」に改める。		
別表第一(A)第六四・〇六項の次に次の二項を加える。		
六七・〇三 六七・〇三・〇〇	人髪(仕上げをし、梳き、漂白し又はその他の加工をしたものに限る。)及び羊毛、獣毛その他の紡織用繊維(かつらその他これに類する物品の製造用に調製したものに限り。)	無税

六七・〇四	二 其他のもの かつら、付けひげ、付け眉毛、付けまつげ、かもしその他これらに類する物品(人髪製、獸毛製又は紡織用纖維製のものに限る。)及び人髪製品(他の項に該当するものを除く。)	無税
六七〇四・一一 六七〇四・一九 六七〇四・二〇 六七〇四・九〇	合成纖維材料製のもの かつら(完成品に限る。) 其他のもの 人髪製のもの 其他の材料製のもの	無税 無税 無税 無税
別表第一(A)第六八・〇二項中「二%」を「無税」に改める。		
別表第一(A)第六八・〇三項の次に次の一項を加える。		
六八・〇六	スラグウール、ロックウールその他これらに類する鉱物性ウール及びはく離させたバミキュライト、エキスパンデッドクレイ、フォームスラグその他これらに類する膨脹させた鉱物性材料並びに断熱用、防音用又は吸音用の鉱物性材料の混合物及び製品(第六八・一一項、第六八・一二項又は第六九類のものを除く。)	無税
六八〇六・一〇	スラグウール、ロックウールその他これらに類する鉱物性ウール(これらの相互の混合物を含むものとし、バルク状、シート状又はロール状のものに限る。)	無税
六八〇六・二〇	はく離させたバミキュライト、エキスパンデッドクレイ、フォームスラグその他これらに類する膨脹させた鉱物性材料(これらの相互の混合物を含む。)	無税
六八〇六・九〇	其他のもの	無税
別表第一(A)第六八・〇七項中「一・七%」を「無税」に改め、同項の次に次の三項を加える。		
六八・〇八 六八〇八・〇〇	パネル、ボード、タイル、ブロックその他これらに類する物品(植物性纖維、わら又はかんなくず、ウッドチップ、小片、のこくずその他木くずをセメント、プラスチックその他他の鉱物性結合材により凝結させたものに限る。)	無税
六八・〇九	プラスチック又はプラスチックをもととした材料から成る製品	無税
六八〇九・一一	ボード、シート、パネル、タイルその他これらに類する製品(裝飾してないものに限る。)	無税
六八〇九・二一	紙又は板紙のみを張つたもの及びこれらのみにより補強したもの	無税
六八〇九・一九 六八・一〇	其他の製品 セメント製品、コンクリート製品及び人造石製品(補強してあるかないかを問わない。)	無税 無税
六八二〇・一一 六八二〇・一九 六八二〇・二〇	タイル、敷石、れんがその他これらに類する製品 建築用のブロック及びれんが 其他のもの 管 其他の製品	無税 無税 無税 無税
六八二〇・九一 六八二〇・九九	建築用又は土木建設用のプレハブ式の構築材 其他のもの	無税 無税
別表第一(A)第六八・一五項中		
六八一五・一〇 六八一五・二〇	黒鉛その他の炭素の製品(電気用品を除く。)	無税
六八一五・九一	泥炭製品 其他の製品	無税
六八一五・九九	マグネサイト、ドロマイト又はクロマイト 含有するもの 其他のもの	無税 無税
同項の次に次の三項を加える。		
六九・〇一 六九〇一・〇〇	れんが、ブロック、タイルその他の陶磁製品(けいそう土その他これに類するけい酸質の土から製造したものに限る。)	無税
六九・〇四	陶磁製の建設用れんが、床用ブロック、サポートタイル、ファイヤータイルその他これらに類する物品	無税
六九〇四・一〇 六九〇四・九〇	建設用れんが 其他のもの	無税 無税
六九〇六・〇〇	陶磁製の管、導管、とい及び管用継手	無税
別表第一(A)第六九〇九・一一号及び第六九〇九・一九号を次のように改める。		
六九〇九・一一 六九〇九・一九	磁器製のもの 其他のもの	無税 無税
別表第一(A)第六九〇九・一九号の次に次の一号を加える。		
六九〇九・九〇	其他のもの	無税
別表第一(A)第六九・〇九項の次に次の三項を加える。		
六八一五・一〇	黒鉛その他の炭素の製品(電気用品を除く。)	二・四% を

七〇一六・一〇	ガラス製のキューブその他の細貨（モザイク用その他これに類する装飾用のものに限るものと、裏張りしてあるかないかを問わない。）	無税	七二〇七・〇〇	銀を張った卑金属（一次製品を含むものとし、更に加工したものを除く。）	無税
七〇一六・九〇	その他のものうち ステンドグラスその他これに類するガラス	無税	七二〇七・〇〇	銀を張った卑金属（一次製品を含むものとし、更に加工したものを除く。）	無税
七〇一七	同項の次に次の一項を加える。 理化学用又は衛生用のガラス製品（目盛りを付してあるかないかを問わない。）	無税	七二〇九・〇〇	金を張った卑金属及び銀（一次製品を含むものとし、更に加工したものを除く。）	無税
七〇一七・一〇	石英ガラス製のもの	無税	七二〇九・〇〇	白金（加工してないもの、一次製品及び粉状のものに限る。）	無税
七〇一七・二〇	その他のガラス（線膨脹係数が温度〇度から三〇〇度までの範囲において一ケルビンにつき一、〇〇〇、〇〇〇分の五以下のものに限る。）製のもの	無税	七二一〇・一九	白金 その他のもの 二 その他のもの パラジウム その他のもの 二 その他のもの ロジウム その他のもの 二 その他のもの イリジウム、オスミウム及びルテニウム その他のもの 二 その他のもの	無税
七〇一七・九〇	その他のもの	無税	七二一〇・二九	白金を張った卑金属、銀及び金（一次製品を含むものとし、更に加工したものを除く。）	無税
別表第一(A)第七〇一八・九〇号を次のように改める。			七二一〇・三九		
七〇一八・九〇	その他のもの (1) 貴金属又はこれをめつきた金属を使用したもの (2) その他のもの	一〇％ 無税	七二一〇・四九		
別表第一(A)第七〇一九項中			七二一一・〇〇		
七〇一九・一〇	スライバー、ローピング、糸及びチョップドストランド	無税	七二一一・〇〇	白金を張った卑金属、銀及び金（一次製品を含むものとし、更に加工したものを除く。）	無税
七〇一九・二〇	織物（細幅織物を含む。）	無税	別表第一(A)第七二一・一四項の次に次の一項を加える。		
別表第一(A)第七〇一九・三二号、第七〇一九・三三号、第七〇一九・三九号及び第七〇一九・四〇号中「四・六％」を「無税」に改める。			七二一・一五	その他の製品（貴金属製又は貴金属を張った金属製のものに限る。）	無税
別表第一(A)第七〇二〇・〇〇号中「一・七％」を「無税」に改める。			七二一五・一〇	触媒（白金をワイヤクロス状又はワイヤグリル状にしたものに限る。）	無税
別表第一(A)第七〇二二・二九号中「四％」を「無税」に改める。			七二一五・九〇	その他のもの	無税
別表第一(A)第七二一・〇六項中「七二〇六・一〇」を			七二一〇・一	別表第一(A)第七二一・一七項の次に次の一項を加える。 鉄鉄及びスピゲル（なまこ形、ブロックその他の一次形状のものに限る。） 非合金鉄鉄（りん含有量が全重量の〇・五％以下のものに限る。） 非合金鉄鉄（りん含有量が全重量の〇・五％を超えるものに限る。） 合金鉄鉄 スピゲル	無税
七二〇六・一〇	粉	無税	七二〇一・一〇		無税
七二〇六・九一	その他のもの 加工してないもの	無税	七二〇一・二〇		無税
七二〇六・九二	一次製品 一 棒、形材、板、シート及びストリップ 二 その他のもの	無税 無税	七二〇一・三〇		無税
同項の次に次の四項を加える。			七二〇一・四〇		無税

別表第一(A)第七二・〇二項中「七二・〇二」	「七三・〇七」	鉄鋼製の管用継手(例えば、カップリング、エルボー及びスリーブ)	無税
「七二・〇二」	七三〇七・一一	非可鍛鉄製のもの	無税
七二〇二・二二	七三〇七・一九	その他のもの	無税
同項の次に次の一項を加える。	七三〇七・二二	その他のもの(ステンレス鋼製のものに限る。)	無税
七二・〇三	七三〇七・二二	フランジ	無税
七二〇三・一〇	七三〇七・二二	エルボー、バンド及びスリーブ(ねじ式のものに限る。)	無税
七二〇三・九〇	七三〇七・二九	継手(突合せ溶接式のものに限る。)	無税
別表第一(A)第七二・〇五項を次のように改める。	七三〇七・九一	その他のもの	無税
七二・〇五	七三〇七・九二	エルボー、バンド及びスリーブ(ねじ式のものに限る。)	無税
七二〇五・一〇	七三〇七・九三	継手(突合せ溶接式のものに限る。)	無税
七二〇五・二二	七三〇七・九九	その他のもの	無税
七二〇五・二九	七三〇八・〇八	構造物及びその部分品(鉄鋼製のものに限る。例えば、橋、橋げた、水門、塔、格子柱、屋根、屋根組み、戸、窓、戸枠、窓枠、戸敷居、シャッター、手すり及び柱、第九四・〇六項のプレハブ建築物を除く。並びに構造物用に加工した鉄鋼製の板、棒、形材、管その他これらに類する物品)	無税
別表第一(A)第七二・〇五項の次に次の一項を加える。	七三〇八・一〇	橋及び橋げた	無税
七二・〇六	七三〇八・二〇	塔及び格子柱	無税
七二〇六・一〇	七三〇八・三〇	戸及び窓並びにこれらの枠並びに戸敷居	無税
七二〇六・九〇	七三〇八・四〇	足場用、枠組み用又は坑道用の支柱その他これに類する物品	無税
別表第一(A)第七二・〇七項を次のように改める。	七三〇八・九〇	その他のもの	無税
七二・〇七	七三・一五	鉄鋼製の鎖及びその部分品	無税
七二〇七・一一	七三二五・一一	連接リンクチェーン及びその部分品	無税
七二〇七・二二	七三二五・二二	ローラーチェーン	無税
七二〇七・二九	七三二五・二九	その他の鎖	無税
七二〇七・一九	七三二五・二〇	スキッドチェーン	無税
七二〇七・二〇	七三二五・八一	その他の鎖	無税
別表第一(A)第七三・〇四項の次に次の四項を加える。	七三二五・八二	スタッド付きチェーン	無税
	七三二五・八九	その他のもの(溶接リンクのものに限る。)	無税
			無税

七三二五・九〇	その他の部分品	無税
七三・一九	鉄鋼製の安全ピンその他のピン（他の項に該当するものを除く）及び鉄鋼製の手縫針、手編針、ポドキン、クロセ編み用針、ししゅう用穴あけ針その他これらに類する物品	無税
七三一九・一〇	縫針、かがり針及びししゅう針	無税
七三一九・二〇	安全ピン	無税
七三一九・三〇	その他のピン	無税
七三一九・九〇	その他のもの	無税

別表第一(A)第七三・二〇項の次に次の二項を加える。
 七三・二二

七三二二・一一	調理用加熱器具及び血温め器	無税
七三二二・一二	気体燃料用のもの並びに気体燃料及びその他の燃料	無税
七三二二・一三	共用のもの	無税
七三二二・一四	液体燃料用のもの	無税
七三二二・一五	固体燃料用のもの	無税
七三二二・一六	その他の器具	無税
七三二二・一七	気体燃料用のもの並びに気体燃料及びその他の燃料	無税
七三二二・一八	共用のもの	無税
七三二二・一九	液体燃料用のもの	無税
七三二二・二〇	固体燃料用のもの	無税
七三二二・二一	その他の部分品	無税
七三二二・二二	セントラルヒーティング用のラジエーター（電気加熱式のものを除く）及びその部分品並びに動力駆動式の送風機を有するエアヒーター及び温風分配器（新鮮な又は調節した空気を供給することができるものを含むものとし、電気加熱式のものを除く）並びにこれらの部分品（この項の物品は、鉄鋼製のものに限る。）	無税
七三二二・二三	ラジエーター及びその部分品	無税
七三二二・二四	鉄鋼製のもの	無税
七三二二・二五	その他のもの	無税
七三二二・二六	その他のもの	無税

別表第一(A)第七三・二三項中「
 七三二二・二六」

七三三三・一〇	鉄鋼のウール及び鉄鋼製の瓶洗い、ポリッシングパッド、ポリッシンググラブその他これらに類する製品	無税
七三・九〇	「三・九〇」を「無税」に改め、同項の次に次の三項を加える。 衛生用品及びその部分品（鉄鋼製のものに限る。） ステンレス鋼製の台所用流し及び洗面台浴槽	無税
七三三三・二四	衛生用品及びその部分品（鉄鋼製のものに限る。）	無税
七三三三・二五	ステンレス鋼製の台所用流し及び洗面台浴槽	無税
七三三三・二六	鉄鋼製のもの（ほうろく引きをしてあるかないかを問わない。）	無税
七三三三・二七	その他のもの	無税
七三三三・二八	その他のもの（部分品を含む。）	無税
七三三三・二九	その他の製造製品（鉄鋼製のものに限る。）	無税
七三三三・三〇	非可鍛鉄製のもの	無税
七三三三・三一	その他のもの	無税
七三三三・三二	粉碎機用のグラインディングボールその他これに類する製品	無税
七三三三・三三	その他のもの	無税
七三三三・三四	鍛造又は型打ちをしたもの（更に加工したものを除く。）	無税
七三三三・三五	その他の鉄鋼製品	無税
七三三三・三六	鍛造又は型打ちをしたもの（更に加工したものを除く。）	無税
七三三三・三七	粉碎機用のグラインディングボールその他これに類する製品	無税
七三三三・三八	その他のもの	無税
七三三三・三九	鉄鋼の線から製造したもの	無税
七三三三・四〇	その他のもの	無税
七三三三・四一	銅製の管用継手（例えば、カップリング、エルボー及びスリーブ）	無税
七三三三・四二	銅製の管用継手（例えば、カップリング、エルボー及びスリーブ）	無税
七三三三・四三	精製銅のもの	無税
七三三三・四四	銅合金のもの	無税
七三三三・四五	ワイヤクロス（ワイヤエンドレスバンドを含む）、ワイヤグリル及び網（銅の線から製造したものに限る）並びに銅製のエキスパンデッドメタル	無税
七三三三・四六	機械用ワイヤエンドレスバンド	無税
七三三三・四七	その他のもの	無税
七三三三・四八	銅製のくぎ、びょう、画びょう、またくぎ（第八三・〇五項のものを除く）その他これらに類する製品（銅製の頭部を有する鉄鋼製のものを含む）及び銅製のねじ、ボ	無税

別表第一(A)第七四・〇四項の次に次の七項を加える。
 七四・一一

七四・一一	銅製の管用継手（例えば、カップリング、エルボー及びスリーブ）	無税
七四・一二	銅製の管用継手（例えば、カップリング、エルボー及びスリーブ）	無税
七四・一三	精製銅のもの	無税
七四・一四	銅合金のもの	無税
七四・一五	ワイヤクロス（ワイヤエンドレスバンドを含む）、ワイヤグリル及び網（銅の線から製造したものに限る）並びに銅製のエキスパンデッドメタル	無税
七四・一六	機械用ワイヤエンドレスバンド	無税
七四・一七	その他のもの	無税
七四・一八	銅製のくぎ、びょう、画びょう、またくぎ（第八三・〇五項のものを除く）その他これらに類する製品（銅製の頭部を有する鉄鋼製のものを含む）及び銅製のねじ、ボ	無税

七四一五・一〇	ルツ、ナツト、スクリユーブック、リベット、コッター、コッターピン、座金(ばね座金を含む)その他これらに類する製品	無税
七四一五・二二	座金(ばね座金を含む)	無税
七四一五・二九	その他のもの(ねじを切つたものを除く)	無税
七四一五・三二	その他のもの(ねじを切つたものに限り)	無税
七四一五・三三	木ねじ	無税
七四一五・三九	その他のねじ、ボルト及びナツト	無税
七四一六・〇〇	その他のもの	無税
七四一七・〇〇	銅製のばね	無税
七四一八	銅製の加熱器具(調理用その他家庭用に供する種類のものに限り)とし、電気式のもの(を除く)及びその部分品(銅製のものに限り)	無税
七四一八・二〇	食卓用品、台所用品その他の家庭用品及びその部分品(銅製のものに限り)	無税
七四一九・一〇	ポッド、ポリッシンググラブその他これらに類する製品並びに衛生用品及びその部分品(銅製のものに限り)	無税
七四一九・九一	並びに瓶洗い、ポリッシングパッド、ポリッシンググラブその他これらに類する製品	無税
七四一九・九九	衛生用品及びその部分品	無税
七六・一〇	鎖及びその部分品	無税
七六・一〇	その他のもの	無税
七六・一〇	鑄造、型打ち又は鍛造をしたもの(更に加工したもの(を除く))	無税
七六・一〇	その他のもの	無税
七六・一〇	六項の次に次の二項を加える。 構造物及びその部分品(アルミニウム製のものに限り。例えば、橋、橋げた、塔、格子柱、屋根、屋根組み、戸、窓、戸枠、窓枠、戸敷居、手すり及び柱。第九四・〇六項のプレハブ建築物を除く)並びに構造物用に加工したアルミニウム製の板、棒、形材、管その他これらに類する物品	無税
七六一〇・一〇	戸及び窓並びにこれらの枠並びに戸敷居	無税
七六一〇・一五	食卓用品、台所用品その他の家庭用品及びその部分品(アルミニウム製のものに限り)	無税
七六一五・一〇	洗、ポリッシングパッド、ポリッシンググラブその他これらに類する製品並びに衛生用品及びその部分品(アルミニウム製のものに限り)	無税
七六一五・二〇	食卓用品、台所用品その他の家庭用品及びその部分品並びに瓶洗い、ポリッシングパッド、ポリッシンググラブその他これらに類する製品	無税
七六一五・二〇	衛生用品及びその部分品	無税
八二〇一・一〇	別表第一(A)第七九・〇二項の次に次の二項を加える。 タングステン及びその製品(くずを含む)	無税
八二〇一・九一	その他のもの	無税
八二〇一・九二	タングステンの塊(単に焼結して得た棒を含む)及びくず	無税
八二〇一・九三	棒(単に焼結して得た棒を除く)、形材、板、シート、ストリップ及びはく	無税
八二〇一・九九	その他のもの	無税
八二〇二・一〇	モリブデン及びその製品(くずを含む)	無税
八二〇二・九一	その他のもの	無税
八二〇二・九二	モリブデンの塊(単に焼結して得た棒を含む)及びくず	無税
八二〇二・九三	棒(単に焼結して得た棒を除く)、形材、板、シート、ストリップ及びはく	無税
八二〇二・九九	その他のもの	無税
八二〇五	別表第一(A)第八一・〇四項の次に次の二項を加える。 コバルトのマットその他コバルト製錬の中間生産物並びにコバルト及びその製品(くずを含む)	無税
八二〇五・九〇	その他のもの	無税
八二〇九・一〇	ジルコニウム及びその製品(くずを含む)	無税
八二〇九・九〇	ジルコニウムの塊、くず及び粉	無税
八二〇九・九〇	その他のもの	無税
八二二二・一九	別表第一(A)第八二・一九号の次に次の一号を加える。	無税

八二二・三〇

ゲルマニウム
二 その他のもの

無税

別表第一(A)第八二・二二項の次に次の一項を加える。

八二・〇一

手道具(スベード、ショベル、つるはし、くわ、フォーク及びレーキ並びになた、なたがまその他のおの類、各種の剪定ばさみ並びに農業、園芸又は林業に使用する種類のかま、草切具、刈込みばさみ、くさびその他の道具に限る。)

八二〇一・一〇
八二〇一・二〇
八二〇一・三〇
八二〇一・四〇
八二〇一・五〇
八二〇一・六〇

スベード及びショベル
フォーク
つるはし、くわ及びレーキ
なた、なたがまその他のおの類
片手剪定ばさみ(家きん切断用のものを含む。)
刈込みばさみ、両手剪定ばさみその他これらに類する両手ばさみ
その他の農業、園芸又は林業に使用する種類の手道具

無税
無税
無税
無税
無税
無税
無税

別表第一(A)第八二・〇二項中「八二〇二・二〇」帯のこぎりのブレード

八二〇二・一〇
八二〇二・二〇
八二〇二・九一

手のこぎり
帯のこぎりのブレード
ストレートソーのブレード(金属加工用のものに限る。)

八二〇二・九九

機械式ののこぎりのブレード(ハックソーブレードを除く。)
その他のもののうち
機械式ののこぎりのブレード(ハックソーブレードを除く。)

無税
無税
無税

同項の次に次の四項を加える。

八二・〇三

やすり、プライヤー(切断用プライヤーを含む。)、やつとこ、ツイーザー、金属切断用ばさみ、パイプカッター、ボルトクリッパー、せん孔ポンチその他これらに類する手工具

無税

八二〇三・一〇
八二〇三・二〇

やすりその他これに類する手工具
プライヤー(切断用プライヤーを含む。)、やつとこ、ツイーザーその他これらに類する手工具

無税
無税

八二〇三・三〇
八二〇三・四〇

金属切断用ばさみその他これに類する手工具
パイプカッター、ボルトクリッパー、せん孔ポンチその他これらに類する手工具

無税
無税

八二・〇四

スパナ及びレンチ(トルクレンチを含み、手回しのものに限るものとし、タップ回しを除く)並びに互換性スパナソケット(ハンドル付きであるかないかを問わない。)

八二〇四・一一
八二〇四・二二
八二〇四・二二

調節式でないもの
調節式のもの
互換性スパナソケット(ハンドル付きであるかないかを問わない。)

無税
無税
無税

八二・〇五

手道具及び手工具(ダイヤモンドガラス切りを含むものとし、他の項に該当するものを除く)、トーチランプ並びに万力、クランプその他これらに類する物品(加工機械の附属品及び部分品を除く)、金敷き、可搬式かじ炬並びにフレイム付きグライディングホイールで手回し式又は足踏み式のもの
穴あけ用、ねじ切り用又はねじ立て用の工具
ハンマー
かんな、のみ、丸のみその他これらに類する刃工具(木工用のものに限る。)
ねじ回し

八二〇五・一〇
八二〇五・二〇
八二〇五・三〇
八二〇五・四〇

その他の手道具及び手工具(ダイヤモンドガラス切りを含む。)
家庭用のもの
その他のもの
トーチランプ
万力、クランプその他これらに類する物品
金敷き、可搬式かじ炬及びフレイム付きグライディングホイールで手回し式又は足踏み式のもの
手道具又は手工具のセット(この項の二以上の号の製品をセットにしたものに限る。)

無税
無税
無税
無税
無税
無税
無税
無税

八二〇五・五九
八二〇五・六〇
八二〇五・七〇
八二〇五・八〇

手道具又は手工具のセット(第八二・〇二項から第八二・〇五項までの二以上の項の製品を小売用のセットにしたものに限る。)

無税
無税
無税
無税

八二・〇六

手道具又は手工具のセット(第八二・〇二項から第八二・〇五項までの二以上の項の製品を小売用のセットにしたものに限る。)

無税

八二〇六・〇〇

手道具又は手工具のセット(第八二・〇二項から第八二・〇五項までの二以上の項の製品を小売用のセットにしたものに限る。)

無税

別表第一(A)第八二・〇八項の次に次の二項を加える。

八二・〇九	八二〇九・〇〇	工具用の板、棒、チップその他これらに類する物品(錠結した金属炭化物又はサーメットのもので、取り付けてないものに限る。)	無税
八二・一〇	八二一〇・〇〇	手動式器具(飲食物の調製に使用するもので、重量が一〇キログラム以下のものに限る。)	無税
別表第一(A)第八二・一二項を次のように改める。			
八二・一二		かみそり及びその刃(かみそりの刃のブランクでストリップ状のものを含む。)	無税
八二二二・一〇		かみそり	無税
八二二二・二〇		安全かみそりの刃(かみそりの刃のブランクでストリップ状のものを含む。)	無税
		一 ストリップ状のもの	無税
		二 その他のもの	無税
八二二二・九〇		その他の部分品	無税
別表第一(A)第八二・一二項の次に次の一項を加える。			
八三・〇一		卑金属製の錠(かぎを使用するもの、ダイヤル式のもの及び電気式のものに限る。並びに卑金属製の留金及び留金付きフレームで、錠と一体のもの並びにこれらの卑金属製のかぎ)	無税
八三〇一・二〇		自動車に使用する種類の錠	無税
別表第一(A)第八三・〇二項の次に次の六項を加える。			
八三・〇三		卑金属製の金庫、金庫室の扉及び貴重品保管ロッカー並びに卑金属製のキャッシュボックスその他これに類する物品	無税
八三〇三・〇〇		卑金属製の書類とじ込み用具、クリップ、レターコーナ、インデックスタグその他これらに類する事務用品及びストリップ状ステープル(例えば、事務用、いす張り用又は梱包用のもの)	無税
八三〇五		書類とじ込み用具	無税
八三〇五・一〇		ストリップ状ステープル	無税
八三〇五・二〇		その他のもの(部分品を含む。)	無税
八三〇五・九〇		卑金属製のベル、ゴングその他これらに類する物品(電気式のものを除く。)、小像その他の装飾品、額縁その他これに類するフレーム及び鏡	無税
八三〇六		ベル、ゴングその他これらに類する物品	無税
八三〇六・一〇			無税
八三・〇七		卑金属製のフレキシブルチューブ(継手があるかないかを問わない。)	無税
八三〇七・一〇		鉄鋼製のもの	無税
八三〇七・九〇		その他の卑金属製のもの	無税
八三・〇八		卑金属製の留金、留金付きフレーム、バックル、フック、アイ、アイレットその他これらに類する物品(衣類、履物、日よけ、ハンドバッグ、旅行用具その他の製品に使用する種類のものに限る。)、管リベット、ふたまたりベット、ピース及びスパンクル	無税
八三〇八・一〇		フック、アイ及びアイレット	無税
八三〇八・二〇		管リベット及びふたまたりベット	無税
八三・一〇		卑金属製のサインプレート、ネームプレート、アドレスプレートその他これらに類するプレート及び数字、文字その他の標章(第九四・〇五項のものを除く。)	無税
八三二〇・〇〇			無税
別表第一(A)第八四・〇一・一〇号を次のように改める。			
八四〇一・一〇		原子炉	無税
別表第一(A)第八四・〇一・三〇号及び第八四・〇一・四〇号を次のように改める。			
八四〇一・三〇		核燃料要素(カートリッジ式で未使用のものに限る。)	無税
八四〇一・四〇		原子炉の部分品	無税
別表第一(A)第八四・〇二項の次に次の一項を加える。			
八四・〇三		セントラルヒーティング用ボイラー(第八四・〇二項のものを除く。)	無税
八四〇三・一〇		ボイラー	無税
八四〇三・九〇		部分品	無税
別表第一(A)第八四・〇四項の次に次の一項を加える。			
八四・〇五		発生炉ガス発生機、水性ガス発生機及びアセチレンガス発生機その他これに類する湿式ガス発生機(清浄機を有するか有しないかを問わない。)	無税
八四〇五・一〇		発生炉ガス発生機、水性ガス発生機及びアセチレンガス発生機その他これに類する湿式ガス発生機(清浄機を有するか有しないかを問わない。)	無税
八四〇五・九〇		部分品	無税
別表第一(A)第八四・〇七項中		ピストン式往復動機関(第八七項の車両の駆動に使用する種類のものに限る。)	を

八四〇七・二〇	航空機用エンジン	無税	
八四〇七・二二	船舶推進用エンジン	無税	
八四〇七・二九	船外機	無税	
	その他のもの	無税	
	ピストン式往復動機関(第八七類の車両の駆動に使用する種類のものに限る。)	無税	
八四〇七・九〇	その他のエンジンのうち 陸用のもの(出力が五〇〇馬力以下のものに限る。)	無税	
八四〇七・九〇	その他のエンジン	無税	
	その他のものに改める。		
別表第一(八)第八四・〇八項を次のように改める。			
八四・〇八	ピストン式圧縮点火内燃機関(ディーゼルエンジン及びセミディーゼルエンジン)	無税	
八四〇八・一〇	船舶推進用エンジン	無税	
八四〇八・二〇	第八七類の車両の駆動に使用する種類のエンジン	無税	
八四〇八・九〇	その他のエンジン	無税	
別表第一(八)第八四・〇九項中	その他のものに		
八四〇九・一〇	航空機用エンジンのもの	無税	
	その他のものに改める。		
別表第一(八)第八四・一一項中	その他のガスタービン		
	ターボジェット		
	出力が二五キロニュートン以下のもの	無税	
	出力が二五キロニュートンを超えるもの	無税	
	ターボプロペラ	無税	
	出力が一、一〇〇キロワット以下のもの	無税	
	出力が一、一〇〇キロワットを超えるもの	無税	
	その他のガスタービン	無税	
	部分品		
	ターボジェット又はターボプロペラ	無税	
	の部分		
八四一一・九一	ターボジェット又はターボプロペラ	無税	
	の部分		
	ターボジェット又はターボプロペラ	無税	
	の部分		
別表第一(八)第八四・一二項を次のように改める。			
八四・一二	その他の原動機	無税	
八四二二・一〇	反動エンジン(ターボジェットを除く。)	無税	
八四二二・二二	液体原動機	無税	
八四二二・二九	直線運動式(シリンダー式)のもの	無税	
	その他のもの	無税	
八四二二・三一	気体原動機	無税	
八四二二・三九	直線運動式(シリンダー式)のもの	無税	
八四二二・八〇	その他のもの	無税	
八四二二・九〇	その他のもの	無税	
別表第一(八)第八四・一〇号の次に次の一号を加える。			
八四二四・二〇	手押し式又は足踏み式の気体ポンプ	無税	
別表第一(八)第八四・二四・三〇号及び第八四・四〇号を次のように改める。			
八四二四・三〇	圧縮機(冷蔵用又は冷凍用の機器に使用する種類のものに限る。)	無税	
八四二四・四〇	気体圧縮機(けん引用の車輪付きシャシを取り付けたものに限る。)	無税	
別表第一(八)第八四・四四・五九号を次のように改める。			
八四二四・五九	その他のもの	無税	
別表第一(八)第八四・四四・八〇号を次のように改める。			
八四二四・八〇	その他のもの	無税	
別表第一(八)第八四・五五・八二号を次のように改める。			
八四二五・八二	その他のもの(冷却ユニットを自蔵するものに限る。)	無税	
別表第一(八)第八四・五五・九〇号を次のように改める。			
八四二五・九〇	部分品	無税	
別表第一(八)第八四・一五項の次に次の二項を加える。			
八四二六・一〇	炉用バーナー(液体燃料用、粉碎した固体燃料用又は気体燃料用のものに限る。)	無税	
八四二六・二〇	及びメカニカルストーカー、機械式火格子、灰排出機その他これらに類する機械	無税	
八四二六・三〇	液体燃料用の炉用バーナー	無税	
八四二六・九〇	その他の炉用バーナー(複合型バーナーを含む。)	無税	
	メカニカルストーカー、機械式火格子、灰排出機その他これらに類する機械	無税	
	部分品		

別表第一(A)第八四・二四項中

八四二四・一〇	消火器(消火剤を充てんしてあるかないかを問わな い。)	その他の機器	
八四二四・二〇	スプレーガンその他これに類する機器	無税	
八四二四・三〇	蒸気又は砂の吹付け機その他これに類する噴射用機 器	無税	
八四二四・八九	その他の機器	無税	
八四二四・九〇	ニューマチックマシン以外のもの	無税	
八四二四・九〇	部分品	無税	

別表第一(A)第八四・二五項及び第八四・二六項を次のように改める。

八四二五・一一	プリータックル、ホイスト(スキップホイストを除 く)、ウインチ、キャブスタン及びジャッキ	無税	
八四二五・一九	プリータックル及びホイスト(スキップホイスト及 び車両持上げに使用する種類のホイストを除く。)	無税	
八四二五・二〇	電動機により作動するもの	無税	
八四二五・三一	その他のもの	無税	
八四二五・三九	ウインチ(地下で使用するために特に設計したもの に限る)及び坑口巻上装置	無税	
八四二五・四一	その他のウインチ及びキャブスタン	無税	
八四二五・四二	電動機により作動するもの	無税	
八四二五・四九	その他のもの	無税	
八四二六・一一	ジャッキ及び車両持上げに使用する種類のホイスト 据付け式ジャッキ装置(修理場において使用する種 類のものに限る。)	無税	
八四二六・二二	その他のジャッキ及びホイスト(液圧式のものに限 る。)	無税	
八四二六・二二	その他のもの	無税	
八四二六・二二	デリック、クレーン(ケーブルクレーンを含む)、移動 式リフティングフレーム、ストラッドルキャリア及び クレーンを装備した作業トラック	無税	
八四二六・二二	天井クレーン、トランスポータークレーン、ガントリ ークレーン、橋型クレーン、移動式リフティングフレ ーム及びストラッドルキャリア	無税	
八四二六・二二	固定した支持物に取り付けた天井クレーン	無税	
八四二六・二二	タイヤ付き移動式リフティングフレーム及びストラ ッドルキャリア	無税	

別表第一(A)第八四・二八項を次のように改める。

八四二六・一九	その他のもの	無税	
八四二六・二〇	タワークレーン	無税	
八四二六・三〇	門形ジブクレーン	無税	
八四二六・四一	その他の機械(自走式のものに限る。)	無税	
八四二六・四九	タイヤ付きのもの	無税	
八四二六・九一	その他のもの	無税	
八四二六・九九	道路走行車両に装備するために設計したもの	無税	
八四二七・九〇	その他のもの	無税	
八四二七・九〇	その他のトラック	無税	

別表第一(A)第八四・二九項中

八四二八・一一	昇降機及びスキップホイスト	無税	
八四二八・二〇	ニューマチックエレベーター及びニューマチックコン ベヤ	無税	
八四二八・三一	その他の連続作動式の昇降機及びコンベヤ(貨物用の ものに限る。)	無税	
八四二八・三二	地下で使用するために特に設計したもの	無税	
八四二八・三三	その他のもの(バケット型のものに限る。)	無税	
八四二八・三九	その他のもの(ベルト型のものに限る。)	無税	
八四二八・四〇	その他のもの	無税	
八四二八・五〇	エスカレーター及び移動式歩道	無税	
八四二八・六〇	鉱山用貨車押し機、機関車又は貨車の選車台、貨車傾 転装置その他これらに類する鉄道貨車取扱機器	無税	
八四二八・九〇	ロープウェイ、いすりフト、スキューの引き綱及びケー ブルカー用けん引装置	無税	
八四二八・九〇	その他の機械	無税	
八四二九・四〇	突固め用機械及び ロードローラーの うち	無税	
八四二九・一一	ブルドーザー及びアングルドーザー	無税	
八四二九・一九	無限軌道式のもの	無税	
八四二九・一九	その他のもの	無税	

八四二九・二〇	地ならし機	無税	
八四二九・三〇	スクレーパー	無税	
八四二九・四〇	突固め用機械及びロードローラー	無税	
同表(A)第八四二九・五二号の次に次の一号を加える。			
八四二九・五九	その他のもの	無税	
別表第一(A)第八四・三〇項を次のように改める。			
八四・三〇	その他の移動用、地ならし用、削り用、掘削用、突固め用、採掘用又はせん孔用の機械(土壌用、鉱物用又は鉱石用のものに限り)並びにくい打ち機、くい抜き機及び除雪機	無税	
八四三〇・一〇	くい打ち機及びくい抜き機	無税	
八四三〇・二〇	除雪機	無税	
八四三〇・三〇	コイルカッター、削岩機及びトンネル掘削機	無税	
八四三〇・三九	自走式のもの	無税	
八四三〇・四一	その他のもの	無税	
八四三〇・四九	その他のせん孔用又は掘削用の機械	無税	
八四三〇・五〇	自走式のもの	無税	
八四三〇・六一	その他のもの	無税	
八四三〇・六二	その他の機械(自走式のものに限る)	無税	
八四三〇・六九	その他の機械(自走式のものを除く)	無税	
八四三〇・六九	突固め用機械	無税	
八四三〇・六九	スクレーパー	無税	
八四三〇・六九	その他のもの	無税	
別表第一(A)第八四三二・一〇号及び第八四三二・二〇号を次のように改める。			
八四三二・一〇	第八四・二五項の機械のもの	無税	
八四三二・二〇	第八四・二七項の機械のもの	無税	
別表第一(A)第八四・三二項中	第八四・二八項の機械のもの	無税	
八四三二・三二	第八四・二八項の機械のもの	無税	
八四三二・三九	第八四・二八項の機械のもの	無税	
別表第一(A)第八四三二・三九号を次のように改める。			
八四三二・三九	その他のもの	無税	
別表第一(A)第八四三二・四九号を次のように改める。			
八四三二・四九	その他のもの	無税	
別表第一(A)第八四・三二項の次に次の一項を加える。			
八四三二・四九	その他のもの	無税	

八四・三一	農業用、園芸用又は林業用の機械(整地用又は耕作のものに限る)及び芝生用又は運動場用のローラー	無税	
八四三二・一〇	ブラウ	無税	
八四三二・二〇	ハロー、スカリアファイヤー、カルチベーター、除草機及びホー	無税	
八四三二・二二	ディスクハロー	無税	
八四三二・二九	その他のもの	無税	
八四三二・三〇	播種機、植付け機及び移植機	無税	
八四三二・四〇	肥料散布機	無税	
八四三二・八〇	その他の機械	無税	
八四三二・九〇	部分品	無税	
別表第一(A)第八四・三三項中	八四三三・二〇	その他の草刈機(トラクター装着用のカッターバーを含む)	無税
八四三三・一一	芝生用、公園用又は運動場用の草刈機	無税	
八四三三・一九	動力駆動式のもの(水平面上を回転して刈り込む装置を有するものに限る)	無税	
八四三三・二〇	その他のもの	無税	
八四三三・二〇	その他の草刈機(トラクター装着用のカッターバーを含む)	無税	
別表第一(A)第八四・三四項中	八四三四・二〇	酪農機械	無税
八四三四・一〇	搾乳機	無税	
八四三四・二〇	酪農機械	無税	
八四三四・九〇	部分品	無税	
同項の次に次の一項を加える。			
八四・三五	プレス、破砕機その他これらに類する機械(ぶどう酒、りんご酒、果汁その他これらに類する飲料の製造用のものに限る)	無税	
八四三五・一〇	機械	無税	
八四三五・九〇	部分品	無税	
別表第一(A)第八四・三六項中	八四三六・一〇	飼料調製用機械	無税
八四三六・一〇	飼料調製用機械	無税	
八四三六・二二	家さんの飼育器、ふ卵器及び育すう器	無税	
八四三六・二九	家さんのふ卵器及び育すう器	無税	
八四三六・二九	その他のもの	無税	

八四四八・一一	糸巻機を含む。及び第八四・四六項又は第八四・四七項の機械に使用する紡織用繊維の糸を準備する機械	無税	八四四八・一九	その他のもの	無税
八四四五・一一	紡績準備機械	無税	八四四八・二〇	第八四・四四項の機械又はその補助機械の部分品及び付属品	無税
八四四五・一二	カード	無税	八四四八・三一	第八四・四五項の機械又はその補助機械の部分品及び付属品	無税
八四四五・一三	コーマ	無税	八四四八・三二	針布	無税
八四四五・一九	練糸機及び粗紡機	無税	八四四八・三三	紡績準備機械のもの(針布を除く。)	無税
八四四五・二〇	その他のもの	無税	八四四八・三九	スピンドル、スピンドルフライヤー、リング及びトラペラー	無税
八四四五・三〇	精紡機	無税	八四四八・四一	その他のもの	無税
八四四五・四〇	合糸機及びねん糸機	無税	八四四八・四二	織機又はその補助機械の部分品及び付属品	無税
八四四五・九〇	糸巻機(よこ糸巻機を含む。及びかせ機)	無税	八四四八・四九	織機用おさ、ヘルド及びヘルドフレーム	無税
八四四六・一〇	その他のもの	無税	八四四八・五一	その他のもの	無税
八四四六・二一	織機	無税	八四四八・五九	シンカー、針その他の物品(編目の編成に使用するものに限り。)	無税
八四四六・二九	織幅が三〇センチメートルを超えるもの(シャットル式のものに限る。)	無税	別表第一(A)第八四四九・〇〇号中「%」を「無税」に改める。	その他のもの	無税
八四四六・三〇	その他のもの	無税	別表第一(A)第八四五〇・一二号の次に次の三号を加える。	洗濯機(一回の洗濯容量が乾燥した繊維製品の重量で一〇キログラムを超えるものに限る。)	無税
八四・四七	編機、ステッチボンディングマシン、タフティング用機械及びジンプヤーン、チュール、レース、ししゅう布、トリミング、組ひも又は網の製造機械	無税	八四五〇・一九	その他のもの	無税
	力織機	無税	八四五〇・二〇	洗濯機(一回の洗濯容量が乾燥した繊維製品の重量で一〇キログラムを超えるものに限る。)	無税
	その他のもの	無税	八四五〇・九〇	部分品	無税
八四四七・一一	織幅が三〇センチメートルを超えるもの(シャットル式のものを除く。)	無税	別表第一(A)第八四・五二項中「	ドライクリーニング機	無税
八四四七・一二	丸編機	無税	八四五一・一〇	乾燥機	無税
八四四七・二〇	シリンドラーの直径が一六五ミリメートル以下のもの	無税	八四五一・二二	乾燥機	無税
八四四七・二二	シリンドラーの直径が一六五ミリメートルを超えるもの	無税	八四五一・二九	一回の乾燥容量が乾燥した繊維製品の重量で一〇キログラム以下のものうち	無税
八四四七・九〇	平型編機及びステッチボンディングマシン	無税	八四五一・三〇	硬貨を挿入することにより作動するもの以外のもの	無税
八四四七・九〇	その他のもの	無税		一回の乾燥容量が乾燥した繊維製品の重量で一〇キログラム以下のもの	無税
八四・四八	第八四・四四項から第八四・四七項までの機械の補助機械(例えば、ドビー、ジャカード、自動停止装置及びシャットル交換機)並びに第八四・四四項からこの項までの機械に専ら又は主として使用する部分品及び付属品(例えば、スピンドル、スピンドルフライヤー、針布、コーム、紡糸口金、シャットル、ヘルド、ヘルドフレーム及びメリヤス針)	無税		アイロンがけ用機械及びプレス(フェージングプレスを含む。)	無税
八四四八・一一	第八四・四四項から第八四・四七項までの機械の補助機械	無税			無税
	ドビー及びジャカード並びにこれらとともに使用する紋紙裁断機、写影機、紋彫り機及び編成機	無税			無税

八四六八・一〇	用機器				
八四六八・二〇	手持ち式トーチ				
八四六八・八〇	その他のガス式の機器				
八四六八・九〇	その他の機器				
八四六八・九〇	部分品				
別表第一(A)第八四・六九項中「二」及び「一・七」を「無税に改める。					
別表第一(A)第八四七〇・二九号の次に次の一号を加える。					
八四七〇・三〇	その他の計算機				
別表第一(A)第八四七〇・五〇号の次に次の一号を加える。					
八四七〇・九〇	その他のもの				
別表第一(A)第八四・七二項中					
八四七二・一〇	騰写機				
八四七二・二〇	あて名印刷機及びアドレスプレートの型押し機械				
別表第一(A)第八四・七三項中					
八四七三・一〇	第八四・六九項の機械の部分品及び附属品				
八四七三・三〇	第八四・七〇項の機械の部分品及び附属品				
同表(A)第八四七三・三〇号の次に次の一号を加える。					
八四七三・四〇	第八四・七二項の機械の部分品及び附属品				
別表第一(A)第八四・七三項の次に次の二項を加える。					
八四・七四	選別機、ふるい分け機、分離機、洗浄機、破砕機、粉碎機、混合機及び捏和機(固体状、粉状又はペースト状の土壌、石、鉱石その他の鉱物性物質の処理用のものに限る。)、凝結機及び成形機(固体鉱物燃料、セラミックペー、セメント、プラスチックその他の粉状又はペースト状の鉱物性物品の処理用のものに限る。並びに鋳物用砂型の造型機)				
八四七四・一〇	選別機、ふるい分け機、分離機及び洗浄機				
八四七四・二〇	破砕機及び粉碎機				
八四七四・三二	混合機及び捏和機				
八四七四・三二	コンクリート又はモルタルの混合機				
八四七四・三二	鉱物性物質とビチューメンとの混合機				
八四七四・三九	その他のもの				
八四七四・八〇	その他の機械				
八四七四・九〇	部分品				
八四・七五	電球、電子管、せん光電球その他のガラス封入管の組立て用機械及びガラス又はその製品の製造用又は熱間加工用の機械				
八四七五・一〇	電球、電子管、せん光電球その他のガラス封入管の組立て用機械				
八四七五・二〇	ガラス又はその製品の製造用又は熱間加工用の機械				
八四七五・九〇	部分品				
別表第一(A)第八四・七七項を次のように改める。					
八四・七七	ゴム又はプラスチックの加工機械及びゴム又はプラスチックを材料とする物品の製造機械(この類の他の項に該当するものを除く。)				
八四七七・一〇	射出成形機				
八四七七・二〇	押出成形機				
八四七七・三〇	吹込み成形機				
八四七七・四〇	真空成形機及びその他の熱成形機				
八四七七・五〇	その他の機械(成形用機械に限る。)				
八四七七・五九	空気タイヤの更生用又は型を使用する成形用のもの				
八四七七・八〇	及びインナーチューブの成形用のもの				
八四七七・九〇	その他のもの				
八四七七・九〇	その他の機械				
部分品					
別表第一(A)第八四・七八項中					
八四七八・一〇	八四七八・九〇	部分品			
八四七八・九〇	たばこの調製用又は製造用の機械				
部分品					
別表第一(A)第八四・七九項中					
八四七九・一〇	土木事業、建築その他これらに類する用途に供する機械				
八四七九・二〇	動物性又は植物性の油脂の抽出用又は調製用の機械				
八四七九・三〇	プレス(木材その他の木質材料製のパーティクルボード又は建築用繊維板の製造用のものに限る。)				
八四七九・四〇	その他の木材又はコルクの処理用機械				
八四七九・四〇	網又はケーブルの製造機械				
その他の機械類					

「一・七%」を「無税」に改める。

別表第一(A)第八四・八〇項を次のように改める。 八四・八〇	金属鑄造用鑄型枠、鑄型ベース、鑄造用パターン及び金属、金属炭化物、ガラス、鉱物性材料、ゴム又はプラスチックの成形用の型(金属インゴット用のものを除く)。 金属鑄造用鑄型枠 鑄型ベース 鑄造用パターン 金属又は金属炭化物の成形用の型 射出式又は圧縮式のもの その他のもの ガラスの成形用の型 鉱物性材料の成形用の型 ゴム又はプラスチックの成形用の型 射出式又は圧縮式のもの その他のもの	無税 無税 無税 無税 無税 無税 無税 無税 無税 無税
別表第一(A)第八四・八一項の次に次の一項を加える。 八四・八一 八四八二・一〇 八四八二・二〇	玉軸受及びころ軸受 玉軸受 円すいころ軸受(コーンと円すいころを組み合わせたものを含む)。 球面ころ軸受 針状ころ軸受 その他の円筒ころ軸受 その他のもの(玉軸受と組み合わせたものを含む)。 部分品 玉、針状ころ及びころ その他のもの	無税 無税 無税 無税 無税 無税 無税 無税 無税
別表第一(A)第八四八三・一〇号を次のように改める。 八四八三・一〇	伝動軸(カムシャフト及びクランクシャフトを含む)及びクランク	無税
別表第一(A)第八四八三・四〇号及び第八四八三・五〇号を次のように改める。 八四八三・四〇	歯車及び歯車伝動機(単独で提示する歯付きホイール、チェーン sprocket その他の伝動装置の構成部品を除く)、ボールスクリュー並びにギヤボックスその他の変速機(トルクコンバーターを含む)。 はずみ車及びプリー(プリーブロックを含む)。	無税 無税
八四八三・五〇		無税

第五部 大蔵委員会会議録第一号(その二) 平成二年三月二十六日【参議院】

別表第一(A)第八四八三・九〇号を次のように改める。 八四八三・九〇	部分品	無税
別表第一(A)第八四八四・九〇号を次のように改める。 八四八四・九〇	その他のもの	無税
別表第一(A)第八四八五・一〇号及び第八四八五・九〇号を次のように改める。 八四八五・一〇 八四八五・九〇	船舶のプロペラ及びその羽根 その他のもの	無税 無税
別表第一(A)第八五〇・五項を次のように改める。 八五〇・五	電磁石、永久磁石、永久磁石用の物品で磁化してないもの並びに電磁式又は永久磁石式のチャック、クランプその他これらに類する保持具並びに電磁式のカップリング、クラッチ、ブレーキ及びリフティングヘッド 永久磁石及び永久磁石用の物品で磁化してないもの 金属製のもの その他のもの	無税 無税 無税 無税
別表第一(A)第八五〇・五項の次に次の一項を加える。 八五〇・六	一次電池 外容積が三〇〇立方センチメートル以下のもの 二酸化マンガンを使用したもの 酸化水銀を使用したもの 酸化銀を使用したもの その他のもの 外容積が三〇〇立方センチメートルを超えるもの 部分品	無税 無税 無税 無税 無税 無税 無税
別表第一(A)第八五〇七・一〇号及び第八五〇七・二〇号を次のように改める。 八五〇七・一〇 八五〇七・二〇	ピストンエンジンの始動に使用する種類の鉛蓄電池 その他の鉛蓄電池	無税 無税
別表第一(A)第八五〇七・三〇号、第八五〇七・四〇号及び第八五〇七・八〇号中「四・六%」を「無税」に改め、同号の次に次の一号を加える。 八五〇七・九〇	部分品	無税
別表第一(A)第八五二〇・一〇号中「一・六%」を「無税」に改め、同号の次に次の二号を加える。 八五二〇・二〇 八五二〇・九〇	バリカン 部分品	無税 無税

八五四一・六〇 圧電結晶素子

別表第一(A)第八五四一・二〇号の次に次の一号を加える。

八五四二・八〇 その他のもの

別表第一(A)第八五四三・二〇号の次に次の一号を加える。

八五四三・一〇 粒子加速器

八五四三・二〇 信号発生器

別表第一(A)第八五四四・七〇号を次のように改める。

八五四四・七〇 光ファイバーケーブル

別表第一(A)第八五・四五項の次に次の十一項を加える。

八五・四六 がい子(材料を問わない。)

八五四六・一〇 ガラス製のもの

八五四六・二〇 陶磁製のもの

八五四六・九〇 その他のもの

八五・四七 電気機器の電気絶縁用物品(成形中に金属製のさ細な部分(例えば、ねじを切つたソケット)を専ら組立てのため組み込んだものを含み、絶縁材料製のものに限るものとし、第八五・四六項の「がい子を除く」並びに「電線用導管及びその継手(卑金属製のもので絶縁材料を内張りしたものに限る)」

八五四七・一〇 陶磁製の電気絶縁用物品

八五四七・二〇 プラスチック製の電気絶縁用物品

八五四七・九〇 その他のもの

八五・四八 機器の電気式部分品(この類の他の項に該当するものを除く。)

八六・〇一 鉄道用機関車(外部電源又は蓄電池により走行するものに限る。)

八六・〇二 外部電源により走行するもの

八六・〇三 蓄電池により走行するもの

八六・〇四 その他の鉄道用機関車及び炭水車

八六・〇五 電気式ディーゼル機関車

八六・〇六 その他のもの

八六・〇七 鉄道用又は軌道用の客車及び貨車(自走式のものに限るものとし、第八六・〇四項のものを除く。)

八六・〇八 外部電源により走行するもの

八六・〇九 その他のもの

八六・一〇 無税

八六・一一 無税

八六・一二 無税

八六・一三 無税

八六・〇四

八六・〇四・〇〇

八六・〇五

八六・〇五・〇〇

八六・〇六

八六・〇六・一〇

八六・〇六・二〇

八六・〇六・三〇

八六・〇六・九一

八六・〇六・九二

八六・〇六・九九

八六・〇七・一一

八六・〇七・一二

八六・〇七・一九

八六・〇七・二二

八六・〇七・二九

八六・〇七・三〇

八六・〇七・九一

八六・〇七・九二

八六・〇七・九九

八六・〇八・〇〇

八六・〇八・〇一

八六・〇八・〇二

八六・〇八・〇三

八六・〇八・〇四

八六・〇八・〇五

八六・〇八・〇六

八六・〇八・〇七

八六・〇八・〇八

八六・〇八・〇九

八六・〇八・一〇

鉄道又は軌道の保守用又は作業用の車両(自走式であるかないかを問わない。例えば、工作車、クレーン車、砂利突固め車、軌道整正車、検査車及び軌道検測車)

鉄道用又は軌道用の客車(自走式のものを除く)及び鉄道用又は軌道用の手荷物車、郵便車その他の特殊用途車(自走式のもの及び第八六・〇四項のものを除く。)

鉄道用又は軌道用の貨車(自走式のものを除く。)

タンク車その他これに類する車両

断熱車、冷蔵車及び冷凍車(第八六・〇六・一〇号のものを除く。)

荷卸機構付きの貨車(第八六・〇六・一〇号又は第八六・〇六・二〇号のものを除く。)

有がい車

無がい車(高さが六〇センチメートルを超える側壁を有するものに限る。)

その他のもの

鉄道用又は軌道用の機関車又は車両の部分品

ボギー台車、ビッセル台車、車軸及び車輪並びにこれらの部分品

駆動ボギー台車及び駆動ビッセル台車

その他のボギー台車及びビッセル台車

その他のもの(部分品を含む。)

ブレーキ及びその部分品

エアブレーキ及びその部分品

その他のもの

フックその他の連結器及び緩衝器並びにこれらの部分品

その他のもの

機関車のもの

その他のもの

信号用、安全用又は交通管制用の機械式機器(電気機械式のものを含むものとし、鉄道用、軌道用、道路用、内陸水路用、駐車施設用、港湾設備用又は空港用のものに限る。)

及び鉄道又は軌道の線路用装備品並びにこれらの部分品

無税

無税

無税

無税

無税

無税

八八〇二・四〇
八八〇二・五〇
を越え一五、〇〇〇キログラム以下のもの
飛行機その他の航空機（自重が一五、〇〇〇キログラムを超えるもの）
宇宙飛行体（人工衛星を含む。）及びその打上げ用ロケット

無税

別表第一(A)第八八〇三・一〇号を次のように改める。
八八〇三・一〇
プロペラ及び回転翼並びにこれらの部分品

無税

別表第一(A)第八八〇三・一〇号の次に次の三号を加える。
八八〇三・二〇
八八〇三・三〇
八八〇三・九〇
着陸装置及びその部分品
飛行機又はヘリコプターのその他の部分品
その他のもの

無税
無税
無税

別表第一(A)第八八〇三・一〇三項の次に次の三項を加える。
八八〇四
八八〇四・〇〇
落下傘（可導式落下傘を含む。）及びロケットシュート並びにこれらの部分品及び付属品
航空機射出装置、着艦拘束制動装置その他これに類する装置及び航空用地上訓練装置並びにこれらの部分品
航空機射出装置及び着艦拘束制動装置その他これに類する装置並びにこれらの部分品
航空用地上訓練装置及びその部分品
ヨットその他の娯楽用又はスポーツ用の船舶、檣樁船及びカヌー

無税
無税
無税
無税
無税
無税

八九〇三・一〇
膨脹式のもの
その他のもの

無税

八九〇三・九一
セールポート（補助原動機付きであるかないかを問わない。）
モーターポート（船外機付きのものを除く。）
その他のもの

無税
無税
無税

別表第一(A)第八九〇五項の次に次の二項を加える。
八九〇六・〇〇
八九〇六・〇〇
その他の船舶（軍艦及び救命艇を含むものとし、檣樁船を除く。）
一 総トン数が一〇〇トン未満のもの
その他の浮き構造物（例えば、いかだ、タンク、コファダム、浮き桟橋、ブイ及び水陸浮標）
膨脹式いかだ
その他のもの

無税
無税
無税

八九〇七・一〇
八九〇七・九〇

無税
無税

別表第一(A)第九〇〇一・一〇号を次のように改める。
九〇〇一・一〇
光ファイバー（束にしたものを含む。）及び光ファイバケーブル

無税

別表第一(A)第九〇〇二・一〇二項の次に次の一項を加える。
九〇〇五
双眼鏡、望遠鏡その他の光学望遠鏡及びその支持具並びに天体観測用機器（電波観測用のものを除く。）及びその支持具
双眼鏡
その他の機器
部分品及び付属品（支持具を含む。）

無税
無税
無税

別表第一(A)第九〇〇六・一〇六項中
九〇〇六・一〇
九〇〇六・二〇
九〇〇六・九一
九〇〇六・九九
写真機（映画用撮影機を除く。）並びに写真用のせん光器具及びせん光電球（第八五・三九項の放電管を除く。）
製版に使用する種類の写真機
文書記録に使用する種類の写真機（マイクروفイルム、マイクروفリッシュその他のマイクروفォームに記録するものに限る。）

無税
無税
無税

別表第一(A)第九〇〇六・三〇三・三〇号を次のように改める。
九〇〇六・三〇
水中用、航空測量用又は内臓の医学的検診用に特に設計した写真機及び法定用又は鑑識用の比較カメラ

無税

別表第一(A)第九〇〇六・六項中
九〇〇六・六一
九〇〇六・六二
九〇〇六・六九
九〇〇六・九一
九〇〇六・九九
写真用のせん光器具及びせん光電球
せん光器具（放電管を使用したもの（電子式のものに限る。））
せん光電球、フラッシュキューブその他これらに類するもの
その他のもの
部分品及び付属品
写真機用のもの
その他のもの

無税
無税
無税
無税
無税

同項の次に次の一項を加える。

九〇〇六・九九
その他のもの

無税

無税

無税

九〇・〇七	映画用の撮影機及び映写機(録音装置又は音声再生装置を自蔵するかしないかを問わない)	無税
九〇〇七・二一	撮影機	無税
九〇〇七・一九	幅が一六ミリメートル未満のフィルム又はダブル八ミリメートルフィルムを使用するもの	無税
九〇〇七・二二	その他のもの	無税
九〇〇七・二九	映写機	無税
九〇〇七・九一	幅が一六ミリメートル未満のフィルムを使用するもの	無税
九〇〇七・九二	その他のもの	無税
別表第一(A)第九〇〇八・一〇号中「一・六%」を「無税」に改め、同号の次に次の二号を加える。	部分品及び附属品	無税
九〇〇八・二〇	撮影機用のもの	無税
九〇〇八・三〇	映写機用のもの	無税
別表第一(A)第九〇〇八・一〇号中「一・六%」を「無税」に改め、同号の次に次の二号を加える。	部分品及び附属品	無税
九〇〇八・九〇	マイクフィルム、マイクフィッシュその他のマイクロフォームのリーダー(複写することができるかできないかを問わない。)	無税
九〇〇八・三〇	その他の投影機	無税
別表第一(A)第九〇〇八・九〇号を次のように改める。	部分品及び附属品	無税
九〇〇八・九〇	密着式のもの	無税
別表第一(A)第九〇〇二〇・二〇号の次に次の一号を加える。	映写用又は投影用のスクリーン	無税
九〇〇二〇・三〇	光学顕微鏡(顕微鏡写真用、顕微鏡映画用又は顕微鏡投影用のものを含む)	無税
別表第一(A)第九〇〇二〇・二〇項の次に次の二項を加える。	双筒実体顕微鏡	無税
九〇〇二一・一一	その他の顕微鏡(顕微鏡写真用、顕微鏡映画用又は顕微鏡投影用のものに限り。)	無税
九〇〇二一・二〇	その他の顕微鏡	無税
九〇〇二一・八〇	部分品及び附属品	無税
九〇〇二一・九〇	顕微鏡(光学顕微鏡を除く)及び回折機器	無税
九〇〇二二・一一	顕微鏡(光学顕微鏡を除く)及び回折機器	無税
九〇〇二二・一〇	顕微鏡(光学顕微鏡を除く)及び回折機器	無税
九〇〇二二・九〇	部分品及び附属品	無税
別表第一(A)第九〇〇二一・二四項を次のように改める。		
九〇・一四	羅針盤その他の航行用機器	無税
九〇一四・一〇	羅針盤	無税
九〇一四・二〇	空中又は宇宙の航行用の機器(羅針盤を除く。)	無税
九〇一四・八〇	その他の機器	無税
九〇一四・九〇	部分品及び附属品	無税
別表第一(A)第九〇一五・一〇号の次に次の三号を加える。		
九〇一五・二〇	経緯儀及び視距儀	無税
九〇一五・三〇	水準器	無税
九〇一五・四〇	写真測量用機器	無税
別表第一(A)第九〇一五・九〇号を次のように改める。		
九〇一五・九〇	部分品及び附属品	無税
別表第一(A)第九〇一六・〇〇号を次のように改める。		
九〇一六・〇〇	はかり(感量が五〇ミリグラム以内のものに限るものとし、分銅を附属させてあるかないかを問わない。)	無税
別表第一(A)第九〇一七項を次のように改める。		
九〇一七	製図機器、けがき用具及び計算用具(例えば、写図機械、パントグラフ、分度器、製図用セット、計算尺及び計算盤)並びに手持ち式の測長用具(例えば、ものさし、巻尺、マイクロメーター及びパス。この類の他の項に該当するものを除く。)	無税
九〇一七・一〇	写図台及び写図機械(自動式であるかないかを問わない。)	無税
九〇一七・二〇	その他の製図機器、けがき用具及び計算用具	無税
九〇一七・三〇	マイクロメーター、パス及びゲージ	無税
九〇一七・八〇	その他の機器	無税
九〇一七・九〇	部分品及び附属品	無税
別表第一(A)第九〇一八・一八項中	九〇一八・一九	その他のものうち
九〇一八・一一	心電計	無税
九〇一八・一九	その他のもの	無税
九〇一八・二〇	紫外線又は赤外線を使用する機器	無税
別表第一(A)第九〇一八・四九号、第九〇一八・五〇号及び第九〇一八・九〇号を次のように改める。		
九〇一八・四九	その他のもの	無税
九〇一八・五〇	その他の機器(眼科用のものに限る。)	無税
九〇一八・九〇	その他の機器	無税
	超音波診断装置	四・六%

別表第一(A)第九〇・一九項中

九〇・一九 機械療法用、マッサージ用又は心理学的適性検査用の機器及びオゾン吸入器、酸素吸入器、エアゾール治療器、人工呼吸器その他の呼吸治療用機器

九〇・一九

機械療法用、マッサージ用又は心理学的適性検査用の機器及びオゾン吸入器、エアゾール治療器、人工呼吸器その他の呼吸治療用機器

機械療法用、マッサージ用又は心理学的適性検査用の機器

同項の次に次の一項を加える。

九〇・二〇

その他の呼吸用機器及びガスマスク（機械式部分及び交換式フィルターのない保潔用マスクを除く。）

別表第一(A)第九〇・二二項中

義歯及び歯用の取付用品

義歯及び歯用の取付用品

九〇二二・二二

義歯

無税に改め、

同表(A)第九〇二二・三〇号の次に次の一号を加える。

九〇二二・四〇

補聴器(部分品及び付属品を除く。)

無税

別表第一(A)第九〇二二・一一号及び第九〇二二・一九号を次のように改める。

九〇二二・一一

医療用又は獣医用のもの

無税

別表第一(A)第九〇二二・二二号及び第九〇二二・二九号中「四・六%」を「無税」に改める。

九〇二二・一九

その他の用途に供するもの

無税

別表第一(A)第九〇二二・三〇号及び第九〇二二・三九号を次のように改める。

九〇二二・三〇

エックス線管

無税

別表第一(A)第九〇二二・三二項の次に次の一項を加える。

九〇二二・九〇

その他のもの(部分品及び付属品を含む。)

無税

別表第一(A)第九〇二二・四一・一〇号及び第九〇二二・四一・八〇号を次のように改める。

九〇二二・三〇〇

教育用、展示用その他の実物説明用のみに適する機器及び模型

無税

九〇二四・一〇

材料試験機(金属を試験するものに限る。)

無税

九〇二四・八〇

その他の機器

無税

別表第一(A)第九〇二五・一九項中

九〇二五・一一

液体封入のもの(直読式のものに限る。)

無税

九〇二五・一九

その他のもの

無税

別表第一(A)第九〇二六・一〇号を次のように改める。

九〇二六・一〇

液体の流量又は液位の測定用又は検査用のもの

無税

別表第一(A)第九〇二六・八〇号を次のように改める。

九〇二六・八〇

その他の機器

無税

別表第一(A)第九〇二七・三〇号を次のように改める。

九〇二七・三〇

分光計、分光光度計及び分光写真器(紫外線、可視光線又は赤外線を使用するものに限る。)

無税

別表第一(A)第九〇二七・八〇号及び第九〇二七・九〇号を次のように改める。

九〇二七・八〇

その他の機器

無税

九〇二七・九〇

ミクロトーム並びに部分品及び付属品

無税

別表第一(A)第九〇二八・二八項を次のように改める。

九〇二八・二八

気体用、液体用又は電気用の積算計器及びその検定用計器

無税

九〇二八・一〇

ガス用計器

無税

九〇二八・二〇

液体用計器

無税

九〇二八・三〇

電気用計器

無税

九〇二八・九〇

部分品及び付属品

無税

別表第一(A)第九〇二九・一〇号を次のように改める。

九〇二九・一〇

積算回転計、生産量計、タクシメーター、走行距離計、歩数計その他これらに類する物品

無税

別表第一(A)第九〇三〇・三九号を次のように改める。

九〇三〇・三九

その他のもの

無税

別表第一(A)第九〇三一・二〇号の次に次の二号を加える。

九〇三一・三〇

輪郭投影機

無税

九〇三一・四〇

その他の光学式機器

無税

別表第一(A)第九〇三一・八〇号及び第九〇三一・九〇号を次のように改める。

九〇三一・八〇

その他の機器

無税

九〇三一・九〇

部分品及び付属品

無税

九二〇八・九〇
九二〇九
無税

その他のもの
楽器の部分品（例えば、オルゴールの機構）及び付属品
（例えば、機械式演奏用のカード、ディスク及びロール）、
メトロノーム、音さ並びに調子笛

九二〇九・一〇
九二〇九・二〇
九二〇九・三〇
無税

オルゴールの機構
楽器用の弦
その他のもの
ピアノの部分品及び付属品

九二〇九・九一
九二〇九・九二
九二〇九・九三
九二〇九・九四
九二〇九・九五
無税

第九二・〇二項の楽器の部分品及び付属品
第九二・〇三項の楽器の部分品及び付属品
第九二・〇七項の楽器の部分品及び付属品
その他のもの

別表第一(A)第九四・〇二項を次のように改める。

九四・〇一
無税

腰掛け（寝台として兼用することができるものであるか
ないかを問わないものとし、第九四・〇二項のものを除
く。）及びその部分品
航空機に使用する種類の腰掛け
自動車に使用する種類の腰掛け
回転腰掛け（高さを調節することができるものに限
る。）のうち
革張りのもの以外のもの

九四〇一・四〇
無税

腰掛け（寝台として兼用することができるものに限る
ものとし、庭園用又はキャンプ装具用のものを除く。）
のうち
革張りのもの以外のもの

九四〇一・五〇
無税

とう、オーガ、竹その他これらに類する材料製の腰
掛け

九四〇一・六一
九四〇一・六九
無税

その他の腰掛け（木製フレームのものに限る。）
アップホルスターのもの
その他のもの

九四〇一・七一
九四〇一・七九
無税

その他の腰掛け（金属製フレームのものに限る。）
アップホルスターのもののうち
革張りのもの以外のもの
その他のもののうち
革張りのもの以外のもの

九四〇一・八〇
無税

その他の腰掛け
(1) 大理石製のもの

九四〇一・九〇
無税

(2) その他のもののうち
革張りのもの以外のもの
部分品のうち
革製のもの以外のもの

別表第一(A)第九四・〇二項を次のように改める。
九四・〇二
無税

医療用又は獣医用の備付品（例えば、手術台、検査台、
病院用機構付きベッド及び歯科用いす）及び理髪用いす
その他これに類するいすで回転し、傾斜し、かつ、上下
するための機構を有するもの並びにこれらの部分品
歯科用又は理髪用のいすその他これに類するいす及び
これらの部分品
その他のもの

別表第一(A)第九四・〇三項を次のように改める。
九四・〇三
無税

その他の家具及びその部分品
事務所において使用する種類の金属製家具
その他の金属製家具
事務所において使用する種類の木製家具
台所において使用する種類の木製家具
寝室において使用する種類の木製家具
その他の木製家具
プラスチック製家具
その他の材料（とう、オーガ、竹その他これらに類
する材料を含む。）製の家具
一 とう製のもの
二 その他のもの

九四〇三・九〇
無税

部分品

別表第一(A)第九四・〇五項を次のように改める。
九四・〇五
無税

ランプその他の照明器具及びその部分品（サーチライト
及びスポットライトを含むものとし、他の項に該当する
ものを除く。）並びに光源を据え付けたイルミネーション
サイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品
及びこれらの部分品（他の項に該当するものを除く。）
シャンデリアその他の天井用又は壁掛け用の電気式照
明器具（公共の広場又は街路の照明に使用する種類の
ものを除く。）

九四〇五・二〇
無税

卓上用、机上用、ベッドサイド用又は床置き用の電気
式ランプ

九四〇五・三〇
無税

クリスマスツリーに使用する種類の照明セット

九四〇五・四〇	電氣式のランプその他の照明器具(他の号に該当するものを除く。)	無税	
九四〇五・五〇	非電氣式のランプその他の照明器具	無税	
九四〇五・六〇	イルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品のうち	無税	
九四〇五・九一	ガラス製、木製、腸製、ゴールドビーターズスキン製、ぼうこう製又は臍製のもの	無税	
九四〇五・九二	部分品	無税	
九四〇五・九三	ガラス製のもの	無税	
九四〇五・九四	プラスチック製のもの	五・八%	
九四〇五・九五	その他のもの	無税	
別表第一(A)第九五・〇六項中「一・二」を「無税」に改め、同表(A)第九五・〇六・三九号の次に次の一号を加える。			
九五〇六・四〇	卓球用具	無税	
別表第一(A)第九五・〇六項中			
九五〇六・五九	その他のもの	無税	
九五〇六・七〇	アイススケート及びローラースケート(これらを取り付けたスケート靴を含む。)	無税	
九五〇六・九一	その他のもの	無税	
九五〇六・九九	体操用具及び競技用具	無税	
九五〇八・〇〇	その他のもの	無税	
同項の次に次の一項を加える。			
九五〇八・〇一	回転木馬、スイング、射的場その他の興行用設備及び巡回サーカス、巡回動物園又は巡回劇場の設備	無税	
九六〇八・四〇	シャープペンシルのうち	無税	
	軸又はキャップに貴金属、これを張り若しくはめつきた金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべつこうを使用したもの	無税	
別表第一(A)第九六・〇八項中			
九六〇八・四〇	シャープペンシルのうち	無税	
	軸又はキャップに貴金属、これを張り若しくはめつきた金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべつこうを使用したもの	無税	
九六〇八・四一	シャープペンシルのうち	無税	
	軸又はキャップに貴金属、これを張り若しくはめつきた金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべつこうを使用したもの	無税	
同項の次に次の四項を加える。			
九六〇九	鉛筆(第九六・〇八項のシャープペンシルを除く。)、クレヨン、鉛筆のしん、バステル、図画用木炭、テラーズチョーク及び筆記用又は図画用のチョーク	無税	
九六〇九・一〇	鉛筆及びクレヨン(硬いさやの中にしんを入れたものに限る。)	無税	
九六〇九・二〇	鉛筆のしん(色を問わない。)	無税	
九六〇九・九〇	その他のもの	無税	
九六一〇	石盤、黒板その他これらに類する板(筆記用又は図画用のものに限るものとし、枠を有するか有しないかを問わない。)	無税	
九六一一	日付印、封かん用の印、ナンバーリングスタンプその他これらに類する物品(ラベルに印捺又は型押しをする器具を含むものとし、手動式のものに限る。)	無税	
九六一一・〇〇	並びに手動式インポジションスティック及びこれを有する手動式印刷用セット	無税	
九六一二	タイプライターリボンその他これに類するリボン(インキを付けたもの及びその他の方法により印字することができる状態にしたものに限るものとし、スプールに巻いてあるかないか又はカートリッジに入れてあるかないかを問わない。)	無税	
九六一二・一〇	及びインキパッド(インキを付けてあるかないか又は箱に入れてあるかないかを問わない。)	無税	
九六一二・二〇	リボン	無税	
九六一二・三〇	インキパッド	無税	
別表第一(A)第九六・一三項の次に次の一項を加える。			
九六一八	マネキン人形その他これに類する物品及び自動人形その他ショーウィンドー用の展示用品で作動するもの	無税	
九六一八・〇〇		無税	

別表第一(B)第二七・〇七項中

二七〇七・五〇
二七〇七・九九

その他の芳香族炭化水素混合物で、A
る減失量加算留容量が全容量の六五
温度一五度における比重が〇・八三
その他のもの
その他のもののうち
温度一五度における比重が〇・八

STM D 八六の方法による温度二五〇度におけ
%以上のものうち
以下のもの

三%
を削る。

三以下のもの

別表第一(B)第二八〇一・二〇号及び第二八〇一・三〇号を削る。

別表第一(B)第二八・〇二項を削る。

別表第一(B)第二八・〇四項中

二八〇四・二一
二八〇四・二九

希ガス
アルゴン
その他のもの
二その他のもの

三%
を削る。

別表第一(B)第二八・〇五項中

二八〇五・二一
二八〇五・二二

アルカリ土類金属
カルシウム
ストロンチウム及びバリウム

三%
を削る。

別表第一(B)第二八〇六・二〇号、第二八一一・二三号、第二八二三・一〇号、第二八二四・九
〇号、第二八二五・七〇号、第二八三〇・二〇号及び第二八三〇・三〇号を削る。

別表第一(B)第二八三〇・九〇号中

二その他のもの
(1) 水銀の硫化物
(2) その他のもの
四・六%
三%

二二その他のものうち
水銀の硫化物

二九〇五・一一

四・六%
に改める。

別表第一(B)第二九・〇五項中

二九〇五・一一

メタノール(メ
チルアルコール)
三・九%
を

削る。

別表第一(B)第二九〇六・一三号及び第二九二五・二〇号を削る。

別表第一(B)第二九・四一項を削る。

別表第一(B)第三〇〇二・一〇号中 四 その他のもの

三%

四 その他のものうち

免疫血清から得たもの(ベーターグロブリン又は
ガンマーグロブリンを含有するものに限る。)以外
のもの

三%

に改める。

別表第一(B)第三〇〇三・一〇号を削る。

別表第一(B)第三〇〇三項中

三〇〇三・二〇

その他の抗生物質
を含有するもの

四・二%

削る。

別表第一(B)第三〇〇四・一〇号を削る。

別表第一(B)第三〇〇四項中

三〇〇四・二〇

その他の抗生物質
を含有するもの

四・二%

削る。

別表第一(B)第三〇〇五項、第三〇〇六項、第三三〇・〇六項、第三三〇・〇六項及び第三七〇・一〇項を削る。

別表第一(B)第三七〇・二項中

三七〇二・二〇

インスタントプリントフィルムのうち
感光性のシートが紙製、板紙製又は
その他のフィルム(スプロケットホー
幅が六一〇ミリメートルを超え、長
その他のフィルム(カラー写真用のもの
幅が一六ミリメートル以下で、長さ

別表第一(B)第三七〇・二項中

三七〇二・四一

三七〇二・五一

幅が一六ミリメートル以下で、長さ

紡織用繊維製のもの
ルのないもので、幅が一〇五ミリメートルを超えるものに限る。

さが二〇〇メートルを超えるもの(カラー写真用のもの(ポリクローム)に限る。)

三・七%

が一四メートルを超えるもの

三・七%

削る。

別表第一(B)第三七〇・四項から第三七〇・〇
六項まで、第四〇〇・一七項から第四〇〇・一三項
まで、第四〇〇・一五項、第四〇〇・一七項、第四
八・〇一七項、第四八・一四項、第四九・〇八項
から第四九・一〇項まで、第六七・〇三項、第

六七・〇四項、第六八・〇六項、第六八・〇八
項から第六八・一〇項まで、第六八・一五項、
第六九・〇一七項、第六九・〇四項、第六九・〇
六項、第六九・〇九項、第六九・一〇項、第六
九・一四項、第七〇・〇一七項、第七〇・〇三項
及び第七〇・〇四項を削る。

別表第一(B)第七〇〇七・一〇一〇号中
車兩用、航空機用、宇宙飛行体用又は船舶用に適する寸法及び形状のもの
五・三%

車兩用、航空機用、宇宙飛行体用又は船舶用に適する寸法及び形状のもののうち
自動車用、航空機用又は宇宙飛行体用に適する寸法及び形状のもの以外のもの
五・三%に改める。

別表第二(B)第七〇〇九項から第七〇〇一二項まで、第七〇〇一四項及び第七〇〇一五項を削る。

別表第一(B)第七〇一六・一〇一〇号を削る。

別表第二(B)第七〇一七項から第七〇一九項まで、第七一〇〇六項、第七一〇〇七項、第七一〇〇九項から第七一〇一一項まで、第七一〇一五項及び第七二〇〇一項を削る。

別表第二(B)第七二〇二項中
「七二〇二・二二」
けい素の含有量が全重量の五五%を超えるものを
三%を

削る。
別表第二(B)第七二〇三項及び第七二〇五項を削る。
別表第二(B)第七二〇六項及び第七二〇七項を次のように改める。
七二〇〇六
鉄又は非合金鋼のインゴットその他の一次形状のもの(第七二〇三項の鉄を除く。)
七二〇六・一〇
炭素の含有量が全重量の〇・六%未満のもの以外のもの
七二〇六・九〇
その他のものうち
炭素の含有量が全重量の〇・六%未満のもの以外のもの
七二〇七
鉄又は非合金鋼の半製品
七二〇七・二〇
炭素の含有量が全重量の〇・二五%以上のものうち
炭素の含有量が全重量の〇・六%未満のもの以外のもの

七二〇六・一〇	炭素の含有量が全重量の〇・六%未満のもの以外のもの	四・六%
七二〇六・九〇	その他のものうち 炭素の含有量が全重量の〇・六%未満のもの以外のもの	四・六%
七二〇七	鉄又は非合金鋼の半製品	四・六%
七二〇七・二〇	炭素の含有量が全重量の〇・二五%以上のものうち 炭素の含有量が全重量の〇・六%未満のもの以外のもの	四・六%

別表第一(B)第七三〇七項、第七三〇八項、第七三〇九項、第七三一一項、第七三一二項、第七三一三項から第七三二六項まで、第七四一〇一項及び第七四一一項から第七四一四項から第七四一九項までを削る。
別表第一(B)第七六一〇・一〇一〇号を削る。

び第八二・一二項を削る。
別表第一(B)第八三〇一・二〇一〇号を削る。
別表第一(B)第八三〇三項及び第八三〇五項を削る。

別表第一(B)第八三〇六項中
「八三〇六・一〇」
ベル、ゴングその他これらに類する物品
三・八%を

削る。
別表第一(B)第八三〇七項を削る。
別表第一(B)第八三〇八・一〇一〇号及び第八三〇八・二〇一〇号を削る。

別表第一(B)第八三〇一〇項、第八四〇〇一項、第八四〇〇二項、第八四〇〇三項、第八四〇〇四項、第八四〇〇五項、第八四〇〇六項、第八四〇〇七項から第八四〇〇九項まで、第八四〇一〇項、第八四〇一一項、第八四〇一二項、第八四〇一三項から第八四〇一五項まで、第八四〇一六項、第八四〇一七項、第八四〇一八項から第八四〇二〇項まで、第八四〇二一項、第八四〇二二項から第八四〇二四項まで、第八四〇二五項、第八四〇二六項から第八四〇二八項まで、第八四〇二九項、第八四〇三〇項から第八四〇三二項まで、第八四〇三三項、第八四〇三四項、第八四〇三五項、第八四〇三六項から第八四〇三八項まで、第八四〇三九項、第八四〇四〇項から第八四〇四二項まで、第八四〇四三項、第八四〇四四項、第八四〇四五項、第八四〇四六項、第八四〇四七項、第八四〇四八項から第八四〇五〇項まで、第八四〇五一項、第八四〇五二項から第八四〇五四項まで、第八四〇五五項、第八四〇五六項から第八四〇五八項まで、第八四〇五九項、第八四〇六〇項から第八四〇六二項まで、第八四〇六三項、第八四〇六四項、第八四〇六五項、第八四〇六六項から第八四〇六八項まで、第八四〇六九項、第八四〇七〇項から第八四〇七二項まで、第八四〇七三項、第八四〇七四項、第八四〇七五項、第八四〇七六項から第八四〇七八項まで、第八四〇七九項、第八四〇八〇項から第八四〇八二項まで、第八四〇八三項、第八四〇八四項、第八四〇八五項、第八四〇八六項、第八四〇八七項、第八四〇八八項、第八四〇八九項、第八四〇九〇項、第八四〇九一項、第八四〇九二項、第八四〇九三項、第八四〇九四項、第八四〇九五項、第八四〇九六項、第八四〇九七項、第八四〇九八項、第八四〇九九項、第八四一〇〇項を削る。

九四〇〇一	腰掛け(寝台として兼用することができるものであるかないかを問わないものとし、第九四〇〇二項のものを除く。及びその部分品)	
九四〇〇一・三〇	回転腰掛け(高さを調節することができるものに限る。のうち)	四・三%
九四〇〇一・四〇	革張りのもの	三・八%
九四〇〇一・七〇	腰掛け(寝台として兼用することができるものに限るものとし、庭園用又はキャンプ装具用のものを除く。のうち)	三・八%
	革張りのもの	三・八%
	その他の腰掛け(金属製フレームのものに限る。)	
	アップホルスターのもののうち	三・八%
	革張りのもの	三・八%

九四〇一・七九

その他のもののうち
革張りのもの

三・八%

九四〇一・八〇

その他の腰掛けのうち
大理石製のものを以外のものうち

三・八%

九四〇一・九〇

革製のもの
部分品のうち

三・八%

別表第一(B)第九四・〇二項及び第九四・〇三項を削る。

別表第一(B)第九四・〇五項を次のように改める。

九四・〇五

ランプその他の照明器具及びその部分品(サーチライト及びスポットライトを含むものとし、他の項に該当するものを除く。)並びに光源を据え付けたイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品及びこれらの部分品(他の項に該当するものを除く。)
イルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品のうち
ガラス製、木製、腸製、ゴールドビーターズスキン製、ぼうこう製又は縫製のものを以外のもの

五・八%

別表第一(B)第九五・〇六項を次のように改める。

九五・〇六

体操、競技その他の運動(卓球を含む。)又は戶外遊戯に使用する物品(この類の他の項に該当するものを除く。)
及び水泳用又は水遊び用のプール
ボール(ゴルフ用又は卓球用のボールを除く。)

九五〇六・六一

テニスボール
空気入れ式のもの

三・八%

九五〇六・六二

その他のもの

三・八%

別表第一(B)第九五・〇八項を削る。

別表第一(B)第九六・〇八項中「

ペン先及びニブ
ポイント

三・四%」を

削る。

別表第一(B)第九六・〇九項から第九六・一二項まで及び第九六・一八項を削る。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二年四月一日から施行する。

(関税暫定措置法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この法律の施行前に第二条の規定による

改正前の関税暫定措置法(以下この条において「旧暫定法」という。)第七条第一項又は第七条の二第二項の規定により関税の還付を受けることができることとなつた場合における関税の還付については、なお従前の例による。
2 この法律の施行前に旧暫定法第八条の七の軽減税率の適用を受けた次に掲げる物品については、なお従前の例による。
一 旧暫定法別表第一(A)第二七二〇・〇〇号

の二の(イ)のCの(1)に掲げる揮発油のうちアンモニアの製造に使用するもの
二 旧暫定法別表第一(A)第六九〇九・一一号の(1)及び第六九〇九・一九号の(1)に掲げる物品
三 旧暫定法別表第一(A)第八四一四・四〇号の(2)並びに第八四一四・八〇号の(1)及び(2)に掲げる物品
四 旧暫定法別表第一(A)第八四一五・八二号の(2)の(1)に掲げる物品並びに第八四一五・九〇号に掲げる部分品のうち主として税関空港において航空機内の空気温度及び湿度の調整に使用する機器のもの
五 旧暫定法別表第一(A)第八四二五・一一号、第八四二五・一九号、第八四二五・三二一號、第八四二五・三九号、第八四二五・四二一號及び第八四二五・四九号に掲げる物品
六 旧暫定法別表第一(A)第八四二六・四一號、第八四二六・四九號、第八四二六・九一號及び第八四二六・九九号に掲げる物品
七 旧暫定法別表第一(A)第八四二七・九〇号に掲げる物品
八 旧暫定法別表第一(A)第八四二八・二〇一號、第八四二八・三三號の(1)、第八四二八・三三號、第八四二八・三九號及び第八四二八・九〇号の(1)に掲げる物品
九 旧暫定法別表第一(A)第八四三二・一〇一號、第八四三二・二〇一號、第八四三二・三九一號及び第八四三二・四九一號の(1)に掲げる物品
十 旧暫定法別表第一(A)第八六〇九・〇〇号に掲げる物品
十一 旧暫定法別表第一(A)第八七〇一・二〇一號及び第八七〇一・九〇一號の(2)に掲げる物品
十二 旧暫定法別表第一(A)第八七〇九・一一一號、第八七〇九・一九一號及び第八七〇九・九一〇号に掲げる物品
十三 旧暫定法別表第一(A)第八七一六・三二一

号、第八七一六・三九一號、第八七一六・四〇一號及び第八七一六・九〇一號に掲げる物品
(罰則に関する経過措置)
第三条 この法律の施行前にした行為及び前条の規定により従前の例によることとされる関税の還付又は物品に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律の一部改正)
第四条 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律(昭和三十年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。
第十六条の二の次に次の一条を加える。
第十六条の三 内国消費税を納付して政令で定めるところにより輸入された課税物品で、その輸入の時の性質及び形状が変わつていないものを本邦から輸出するときは、当該物品がその輸入の許可の日から一年(一年を超えることがやむを得ないと認められる理由がある場合において、政令で定めるところにより税関長の承認を受けたときは、一年を超え税関長が指定する期間)以内に輸出されるもの(たばこ税法第十五条第一項(課税済みの輸入製造たばこの輸出又は廃棄の場合のたばこ税の還付)の規定の適用を受けるものを除く。)である場合に限り、政令で定めるところにより、その内国消費税額に相当する金額を還付することができる。
2 前項の規定による還付金については、国税通則法第五十八条第一項(還付加算金)の規定は、適用しない。
第十七条第一項中「輸入のとき」を「輸入の時」に改め、「入れられたもの」の下に「たばこ税法第十五条第一項(課税済みの輸入製造たばこの輸出又は廃棄の場合のたばこ税の還付)の規定の適用を受けるものを除く。」を加え、同条第

二項中「商業したとき」の下に「(たばこ税法第十五条第三項の規定の適用を受ける場合を除く。)」を加える。
第二十条及び第二十三条第一項中「第十六条第四項」の下に「第十六条の三第一項」を加える。

国際金融公社への加盟に伴う措置に関する法律及び国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案
国際金融公社への加盟に伴う措置に関する法律及び国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律

第一条 国際金融公社への加盟に伴う措置に関する法律(昭和三十一年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。
第一条に次の一項を加える。

4 前三項の規定により出資することができる金額のほか、政府は、公社に対し、二千三百七十三万八千合衆国ドルの範囲内において、アメリカ合衆国通貨又は本邦通貨により出資することができる。

(国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部改正)
第二条 国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律(昭和三十五年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。
10 前各項の規定により出資することができる金額のほか、政府は、協会に対し、四千三百三十一億二千八百四十八万円の範囲内において、出資することができる。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

第三三号 平成二年三月九日受理

消費税法の即時撤廃に関する請願(三通)
請願者 熊本県水俣市月浦三一八 福田正子 外二名

紹介議員 紀平 梯子君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第三四号 平成二年三月九日受理
消費税の廃止に関する請願
請願者 北海道恵庭市線町四二 向井信子

紹介議員 紀平 梯子君
この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第三五号 平成二年三月九日受理
消費税の即時撤廃に関する請願
請願者 東京都世田谷区玉堤一ノ一四ノ一

八 田中竹井 外四名
紹介議員 紀平 梯子君
この請願の趣旨は、第一八号と同じである。

第三七号 平成二年三月十二日受理
消費税法の即時撤廃に関する請願(三通)
請願者 熊本県水俣市長野町二ノ六一 小野田勇 外二名

紹介議員 紀平 梯子君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第三八号 平成二年三月十二日受理
消費税の廃止に関する請願
請願者 札幌市東区北十九条東二丁目 土屋朋子

紹介議員 紀平 梯子君
この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第三九号 平成二年三月十二日受理
消費税の即時撤廃に関する請願
請願者 東京都世田谷区上野毛一ノ一七ノ六 加賀谷敏夫 外四名

紹介議員 紀平 梯子君

紹介議員 紀平 梯子君

この請願の趣旨は、第一八号と同じである。

第四一号 平成二年三月十三日受理
消費税法の即時撤廃に関する請願(三通)
請願者 熊本県水俣市月浦二六九ノ五 下山 外二名

紹介議員 紀平 梯子君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第四二号 平成二年三月十三日受理
消費税の廃止に関する請願
請願者 北海道恵庭市相生町一九ノ二 高田房代

紹介議員 紀平 梯子君
この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第四三号 平成二年三月十三日受理
消費税の即時撤廃に関する請願
請願者 東京都世田谷区中町四ノ二四ノ一 二 笠井敏子 外四名

紹介議員 紀平 梯子君
この請願の趣旨は、第一八号と同じである。

第五四号 平成二年三月十四日受理
消費税法の即時撤廃に関する請願(三通)
請願者 熊本県水俣市長野町二ノ六一 小野田ヨシ子 外二名

紹介議員 紀平 梯子君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第五五号 平成二年三月十四日受理
消費税の廃止に関する請願
請願者 北海道札幌市東区北十条五丁目 富田 田きみ子

紹介議員 紀平 梯子君
この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第五六号 平成二年三月十四日受理

紹介議員 紀平 梯子君

消費税の即時撤廃に関する請願
請願者 東京都世田谷区中町三ノ八ノ一八 小田一作 外四名

紹介議員 紀平 梯子君
この請願の趣旨は、第一八号と同じである。

第六三号 平成二年三月十五日受理
消費税法の即時撤廃に関する請願(三通)
請願者 熊本県市帯山三ノ七ノ四 安倍寿美子 外二名

紹介議員 紀平 梯子君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第六四号 平成二年三月十五日受理
消費税の廃止に関する請願
請願者 札幌市北区北十条西二丁目 高橋 絢子

紹介議員 紀平 梯子君
この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第六五号 平成二年三月十五日受理
消費税の即時撤廃に関する請願
請願者 横浜市港北区新吉田町五、五八七 広田イク 外四名

紹介議員 紀平 梯子君
この請願の趣旨は、第一八号と同じである。

第六六号 平成二年三月十五日受理
消費税の即時撤廃に関する請願
請願者 横浜市港北区新吉田町五、五八七 広田イク 外四名

紹介議員 紀平 梯子君
この請願の趣旨は、第一八号と同じである。

第六七号 平成二年三月十五日受理
消費税の即時撤廃に関する請願
請願者 横浜市港北区新吉田町五、五八七 広田イク 外四名

紹介議員 紀平 梯子君
この請願の趣旨は、第一八号と同じである。

第六八号 平成二年三月十五日受理